令和３年第１回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月９日（火）
○開会及び開議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○町長挨拶 …… 5
○議事日程の報告 …… 6
○会議録署名議員の指名 …… 6
○会期の決定 …… 6
○諸般の報告 …… 7
○行政報告 …… 7
○町政に対する一般質問 …… 8
３番　小　杉　修　一　議員 …… 8
５番　常　山　知　子　議員 …… １３
８番　新　井　達　男　議員 …… ２１
９番　林　　豊　議員 …… ２３
１２番　内　海　勝　男　議員 …… ３３
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ３９
○議案第１号の説明、質疑、討論、採決 …… ４０
・議案第１号　日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について
○議案第２号の説明、質疑、討論、採決 …… ４９
・議案第２号　皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第３号の説明、質疑、討論、採決 …… ５４
・議案第３号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第４号の説明、質疑、討論、採決 …… ５５
・議案第４号　皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第５号の説明、質疑、討論、採決 …… ５６
・議案第５号　皆野町学童保育所における指定管理者の指定について
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決 …… ５９
・議案第６号　皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について
○議案第７号の説明 …… ６０
・議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算
○議案第８号の説明 …… ６５

・議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第９号の説明 ……６７
・議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算
○会議時間の延長 ……７０
○議案第１０号の説明 ……７０
・議案第１０号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○延会について ……７２
○次会日程の報告 ……７２
○延　　会 ……７２

◇

３月１０日（水）

○開　　議 ……７５
○議事日程の報告 ……７５
○議案第７号の質疑、討論、採決 ……７５
・議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算
○会議時間の延長 ……１０８
○延会について ……１１２
○次会日程の報告 ……１１３
○延　　会 ……１１３

◇

３月１１日（木）

○開　　議 ……１１７
○議事日程の報告 ……１１７
○議案第８号の質疑、討論、採決 ……１１７
・議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第９号の質疑、討論、採決 ……１１７
・議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１０号の質疑、討論、採決 ……１２１
・議案第１０号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○議案第１１号の説明、質疑、討論、採決 ……１２１
・議案第１１号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第９号）
○議案第１２号の説明、質疑、討論、採決 ……１２７
・議案第１２号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
○議案第１３号の説明、質疑、討論、採決 ……１２８

・議案第１３号　令和２年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１４号の説明、質疑、討論、採決 ……１３０
・議案第１４号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
○承認第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１３１
・承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号））
○日程の追加 ……１３３
○同意第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１３３
・同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
○議員提出議案の報告及び上程 ……１３４
○発議第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１３４
・発議第１号　皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について ……１３５
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について ……１３６
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について ……１３６
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について ……１３６
○議決事件の字句及び数字等の整理 ……１３６
○閉会について ……１３７
○閉　　会 ……１３７

○ 招　集　告　示

皆野町告示第１２号

令和３年第１回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年３月３日

皆野町長　　石 木 戸　　道　　也

１　期　　日　令和３年３月９日

２　場　　所　皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	大　塚　鉄　也　議員	２番	林　　太　平　議員
３番	小　杉　修　一　議員	４番	宮　前　　司　議員
５番	常　山　知　子　議員	６番	若　林　光　雄　議員
７番	大　澤　金　作　議員	８番	新　井　達　男　議員
９番	林　　豊　議員	１０番	大　澤　径　子　議員
１１番	四 方 田　　実　議員	１２番	内　海　勝　男　議員

不応招議員（なし）

令和３年第１回皆野町議会定例会　第１日

令和３年３月９日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会
１、開　　議
１、議案等の説明のため出席した者の紹介
１、町長挨拶
１、議事日程の報告
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、諸般の報告
１、行政報告
１、町政に対する一般質問

３番	小	杉	修　一	議員
５番	常	山	知　子	議員
８番	新	井	達　男	議員
９番	林		豊	議員
１２番	内	海	勝　男	議員

１、町長提出議案の報告及び一括上程
１、議案第　１号　日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　２号　皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　３号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　４号　皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　５号　皆野町学童保育所における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　６号　皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　７号　令和３年度皆野町一般会計予算の説明
１、議案第　８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明
１、議案第　９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算の説明
１、議案第１０号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明
１、延会について
１、次会日程の報告
１、延　　会

午前９時００分開会

出席議員（１２名）

１番	大　塚　鉄　也　議員	２番	林　　太　平　議員
３番	小　杉　修　一　議員	４番	宮　前　　司　議員
５番	常　山　知　子　議員	６番	若　林　光　雄　議員
７番	大　澤　金　作　議員	８番	新　井　達　男　議員
９番	林　　豊　議員	１０番	大　澤　径　子　議員
１１番	四方田　　実　議員	１２番	内　海　勝　男　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸　道　也	副町長	土　屋　良　彦
会計管理者兼会計課長	橋　本　賢　伸	教育長	新　井　孝　彦
総務課長	新　井　敏　文	みらい創造課長	黒　澤　栄　則
町民生活課長	長　島　　弘	参事兼健康福祉課長	浅　見　幸　弘
参事兼税務課長	豊　田　昭　夫	参事兼産業観光課長	玉　谷　泰　典
建設課長	宮　原　宏　一	参事兼教育次長	設　楽　知　伸

事務局職員出席者

事務局長	吉　岡　明　彦	書記	山　田　　厳

◎開会及び開議の宣告　　（午前９時００分）

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより令和３年第１回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（若林光雄議員）　本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。

◇

◎町長挨拶

○議長（若林光雄議員）　次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和３年第１回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、町勢伸展のため日頃より地域づくり、まちづくりにご尽力をいただき、敬意と感謝の意を表します。

明後日11日は、東日本大震災発生から10年となります。改めまして、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

首都４都県に発令の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、感染者の下げ止まりや病床の逼迫、変異株への警戒などにより、21日まで延長されました。町においても、３月５日に対策本部会会議を開催し、引き続き感染防止策の徹底を図ることにしました。令和２年度実施の新型コロナ感染症対策の概要は、地方創生臨時交付金３億4,000万円を投入して、みなの応援パッケージとして各種の感染防止策、中小企業、商店、旅館、バス、タクシーへの支援、プレミアム商品券やチケットの発行、避難所や学習環境整備など、その他多種多様な支援策を施してまいりました。幸いにも、皆野町の新型コロナウイルス感染者は、１桁を維持しています。

ここで、令和３年度皆野町一般会計予算について申し上げます。一般会計予算大綱にお示ししました予算編成方針に基づきまして、役場組織の再編強化の下に、１つ、楽しく子育て・元気で長生き対策として、住民健診、がん検診受診率の向上、新生児聴覚検査導入、子育て支援、高齢者福祉の充実など。２つ、教育・文化・スポーツの推進として、ＧＩＧＡスクールの推進、グローバル教育、図書教育の充実、スポーツ公園野球場防球ネット工事など。３つ、環境保全、産業・観光の振興として農業支援、中小企業の支援、有害鳥獣対策など。４つ、安全で快適な生活基盤の整備として、生活道路の改良、交通安全施設の整備など。５つ、コミュニティーの推進と行財政改革として、町税の滞納対策への強化と心と体の健康増進の推奨、加えて６つ、関係人口の創出、移住・定住の推進に新たな体制で取り組みます。また、秩父音頭まつ

りをはじめとするイベントは、新型コロナ感染症対策経費を含めて予算計上いたしました。これらの事業の推進のため、総額41億8,900万円の令和３年度一般会計予算といたしました。

予算編成に当たりましては、入るを量りていずるを制すの下、財政健全化のさらなる向上を念頭に編成しました。まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた第５次皆野町総合振興計画における主要目標を推進するための予算といたしました。国保など３特別会計予算においては25億5,403万2,000円を計上し、合わせた総予算額は67億4,303万2,000円であります。なお、予算の執行においても、最大の効果を最少の経費で上げることを徹底してまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、16議案であります。よろしくご審議をいただき、可決いただきますようお願い申し上げます。結びに、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、開会に先立ちましての挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

２番　　林　　太　平　議員

３番　　小　杉　修　一　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（若林光雄議員）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月12日までの４日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月12日までの４日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員）　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月22日、小鹿野町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、24日長瀞町役場で開催の秩父地域議長会定例会に副議長と出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

９番、林豊議員。

〔９番　林　　豊議員登壇〕

○９番（林　　豊議員）　９番、林豊です。秩父広域市町村圏組合議会第１回定例会が先月、２月の12日より16日までの会期によって開催されました。

昨年より議会改革委員会というのがありまして、それらの提案により、今回から議場を秩父市市議会議場を借用して行われるようになりましたと同時に、予算等の議案が多い場合、複数日程で行うようになりました。

第１回定例会に提出されました管理者の議案は５議案ありまして、主なものは令和２年度一般会計補正予算（第３号）及び令和２年度広域市町村圏組合水道事業会計補正予算、同じく第３号、そして令和３年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算及び令和３年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、この４議案が主なものです。５議案ともに、可決いたしましたことをご報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　続いて、皆野・長瀞下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

２番、林太平議員。

〔２番　林　太平議員登壇〕

○２番（林　太平議員）　２番、林太平です。

皆野・長瀞下水道組合は、今回報告事項はありません。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（若林光雄議員）　日程第４、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也）　ございません。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員）　日程第５、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、３番、小杉修一議員の質問を許します。

３番、小杉修一議員。

〔３番　小杉修一議員登壇〕

○３番（小杉修一議員）　おはようございます。３番、小杉修一です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。質問の１項目は、農地の有効活用についてであります。空き家が増える現状ですが、付随する農地の取得制度が設けられております。①、改めてこの内容を詳しく教えてください。

一方、空き家と関係なく、遊休農地が増えてきています。農業委員会には、遊休農地の活用を進める活動があるようですが、②、遊休農地全般の対策はいかがですか。

質問の２項目、下田野１号線の改良の見通しについてであります。現町長により、下田野橋とその前後が大改良されて、現在その辺りは実に通行がスムーズであります。現状において、高額な皆野寄居有料道路を避けられる長玉線に通じる町道下田野１号線の通行量が結果増えていますが、田野屋さんの先ですれ違いに皆苦労しております。地元からの要望もあるようですので、その改良の見通しをお願いいたします。

質問の３項目になります。地域医療の見通しについてであります。コロナによる社会の混乱の中、医療関係者の方々にはとてもご苦労をいただき、感謝申し上げます。そんな中、皆野病院が開院されて丸20年過ぎました。今や秩父地域の救急においても、一般医療においても、またコロナの問題においても、その存在は欠かせません。コロナワクチンの集団接種は大変ですが、ぜひ地域医師会とうまく取り組んでいただけるよう調整してください。

①、その見通しについてお聞かせください。

②、20年たった皆野病院に、町長の思いをお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　３番、小杉修一議員さんの一般質問通告書に基づき、答弁をいたします。

３つ目の地域医療の展望についての中の20年たった皆野病院の町長の思いはどうかとの質問にお答えをいたします。診療、入院、救急医療等において、皆野町はもとより、秩父地域においてはなくてはならない医療機関であると認識をしております。特に秩父地域の救急医療においては、医師不足などにより、救急病院は皆野病院と秩父市立病院、秩父病院の３病院のみであります。昨年１年の秩父消防署救急車の受入れ件数は、秩父市立病院が1,356件、皆野病院が763件、秩父病院が420件です。皆野病院は、秩父地域の救急患者の３分の１を受け入れています。このほかにも、秩父郡外からの多くの救急患者を受け入れていただいております。

このように、救急医療も含めて、町民はもとより秩父地域の住民にとって、皆野病院はなくてはならない病院であると認識をしております。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　３番、小杉議員さんから通告のありました質問事項３、地域医療の展望についてお答えいたします。

秩父地域では、ちちぶ定住圏自立構想に基づき秩父医療協議会が設置され、地域医療に関する様々な取組が行われております。中でも医師の確保、産科医療、救急医療の充実を継続して取り組んでまいります。このプログラムにおいても、皆野病院は重要な役割を担っていただいており、秩父地域の重要な中核医療機関でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種は、医療従事者から順次接種が開始されており、市町村が実施主体となる65歳以上の高齢者への接種は、４月下旬から本格実施となる見込みでございます。

接種の方法は、集団接種と個人が医療機関で受ける個別接種を併用して実施します。なお、皆野町の集団接種会場は、文化会館を予定しております。現在接種に向けて急ピッチで準備を進めておりますが、接種は長期間となり、膨大な業務量でございますので、秩父地域では１市４町と秩父郡市医師会、皆野病院が連携して円滑に接種できるよう、取り組んでいるところでございます。

また、皆野町役場では、新型コロナウイルスワクチン接種庁内推進チームを立ち上げ、万全な準備ができるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんから通告がありました質問事項１、農地の有効活用についてお答えいたします。

１点目、空き家に付随する農地の取得制度について、皆野町では農地を取得する場合、30アール以上農地を耕作することが前提となっておりますが、皆野町に移住、定住して、農業を始めようとする人が農地を取得しやすくするために、ちちぶ空き家バンクに登録した建物に付随する農地を空き家と一緒に取得する場合に限り、１アール100平米から農地を取得できるようにしたものです。この下限面積の基準については、地域の実情に応じた農業委員会の判断で定めることが可能となっております。空き家に付随する農地の不足制度は、平成30年４月１日から施行し、これまでこの制度が適用され、取得された物件は１件です。また、現在ちちぶ空き家バンクに登録されている物件は８件ございますが、空き家に付随する農地の不足制度が適用となる物件はございません。この制度の周知につきましては、ちちぶ空き家バンクにおいて適宜インターネット等で行っております。

続いて、２点目、農業委員会における遊休農地の活用を進める活動について、人口減少、少子高齢化などを背景に耕作がされていない農地が増加しており、こうした遊休農地に対する対策として、平成21年より農地の利用状況調査が法定化されました。現在は、町と農業委員会とが連携をして、年１回、８月から10月頃、農地の利用状況調査と併せて荒廃農地調査を実施しております。農地の利用状況調査は、農地法第30条に基づいて年１回、農業委員会が管内全ての農地の利用状況を確認する調査で、また荒廃農地調査は町と農業委員会が一体となって、管内の耕作放棄地について１筆ごとに荒廃状況を確認する調査です。これにより、再生利用が可能な遊休農地、再生利用が困難と思われる荒廃農地を確認し、それぞれ農地利用の適正化を目指すことになります。

まず、再生利用が可能な農地の利用意向調査を行い、再生利用が可能と思われる遊休農地につきましては農地中間管理機構埼玉県農林公社への貸付け、地域の実情に合った形での集積、集約等、農地利用の適正化の検討をさせていただくことになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　３番、小杉議員さんから通告がありました２項目め、町道下田野１号線の改良見通しについてお答えいたします。

町道下田野１号線の改良工事につきましては、平成21年度に親鼻橋交差点付近の改良工事、平成25、26年度に下田野橋から町営住宅下田野団地前までの改良工事を行っております。近年国道140号と県道長瀞玉淀自然公園線を結ぶ道路で、観光シーズンなどは交通量が多くなってきております。当路線につきましては、令和２年９月に行政区から旧田野屋食品付近から田野沢橋までの幅員が狭く、またのり面の石積みが崩落し、通行が出来なくなるおそれがあるため、拡幅の要望が関係者及び地権者の署名押印の上、提出されております。改良見通しにつきましては、この後の議案第７号　令和３年度一般会計予算が議決いただきましたら、安全な交通の確保及び車両のすれ違いが円滑にできるよう拡幅工事を施工し、よりよい道路を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　何点か再質問いたします。

農地の有効活用について、遊休農地が増える現状を年１回調査をかけているということでありますけれども、これはもうどうにか誰かにやってもらおうというような判断をその場でされたりする物件が出てくると。そうすると、どうにか今農林公社とかお願いするとか言っていましたけれども、その前の段階で、要するに調査したとき、これは草だらけで、農地としてどうにかもう荒れてしまっているなという状態が想像されるわけですけれども、そうなる前にもうちょっと早く手を打って、この農地、誰か使ってくれないかという活動みたいなものはできないものなのかなと思えてしまうのですけれども。分かりますか。荒れてしまう前です。荒れてしまって、もうこれは完全に使えないやと。それは、誰が見ても判断できる。年１回調査をして、これは荒れてしまっていて、持ち主が分かったりして訪ねると、何か使ってもらってもいいやという意向が確認できるのでしょうけれども、その前の段階で、もうちょっと農地が荒れない前に意向を確認して、荒れていく前にどうにかなる対策というのは考えられないでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えします。

遊休農地が荒れる前に何とかできないかという対策ですけれども、こうした遊休農地の増加など、人と農地の問題になりますけれども、これに関しましては平成24年度頃から人・農地プランの策定作業が始まっておりまして、地域で５年後、10年後の地域の農地を誰がどう守っていくか、話し合っていくものですが、こうした農業者の話合いに基づきまして、地域農業における中心経営体であるとか、地域による農業の将来の在り方などを明確にしていく作業も行われております。

現在皆野町においても、この人・農地プランの実質の作業になるわけですけれども、中山間地域の場合、農地の集積、集約はかなり難しいということで、なかなかはかどらない部分があるわけですけれども、できるところから始めるということで、こうした対策も行われてきております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　なかなか難しいところなのですけれども、とにかくもううちはやらないやというのを意思が早く確認できる体制が取れていけば、また違う手が打てるかなという気がいたします。いろんなやり方を頑張っていただきたいと思います。

下田野１号線の改良について、そう言われれば、最近石垣に青いペンキで印がついたなと。つい最近ですけれども。何か動きがあるのかなと思いましたけれども、今ご答弁いただいたように、今年度うまくいけば、あの辺が広くなって、実にいい感じになるかなと思いますけれども。この際、次の課題、今年度予算、どうも大きな目玉工事も解決されたのでしょうか、あまりないような気がしますけれども、いよいよその先の橋も古くなっているし、もしあそこが広くなったとき、実にあの橋がまた広くなればいいなという声が目に見えております。これからその先の課題として、ぜひその辺も視野に入れて取り組んでいただければありがたいと思います。

よろしくお願いしたいところであります。見通しをお聞かせください。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　３番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

令和３年度には、先ほど申しましたように、旧田野屋食品付近から田野沢橋までの拡幅工事を実施いたします。議員さんがおっしゃいましたように、田野沢橋については幅員が狭く、すれ違いができないというようなこともあります。今後につきましては、親鼻橋の交差点付近が一部改良ができており、今後どのような道を計画したらよろしいかということを検討しながら、よりよい道路を整備したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　よろしくお願いします。何しろ田野沢橋のすぐ先が交通量が多い長玉線なので、向こうから曲がってきた車がすれ違えないので、慌てて寄るという作業がいつも大変なので、ぜひその先をよろしくお願いいたします。

地域医療の展望について、このような状況の中において、健康福祉課長には大変ご苦労いただいて、地域の皆野病院の存在の在り方に多少寄って、秩父郡市が一つにまとまってコロナワクチンの接種を進めていくというような体制の中にあって、ご存じのように、皆野病院はちょっと違う、秩父医師会とはちょっと距離があって頑張ってもらっているわけですけれども、皆野町においては特に皆野町においては、皆野病院をかかりつけ医にしている町民の人が多くいるわけで、現実集団接種のほかに個別接種はかかりつけ医で受けると。コロナに関しては、かかりつけ医のほうが状態が分かると、患者さんの状況がよく分かるという部分もあるので、これは大変また皆野病院に頑張ってもらう場面が出るのかと想定できるわけですけれども、そんな中においてそのような調整を課長が中心になってやってもらって、うまくやり抜いてもらわなければならない状況にあります。

そんな中において、４月になると、その中核で課長さんが、もしかしたら、もしかしなくも、課長さんが離れてしまうのかなという大変心配する部分があるのですけれども、副町長、その辺の見通しはいかがでしょうか。言っている意味分かりますか。要するに皆野病院と医師会の調整役なのです、健康福祉課長という存在は。調整役なのです。まだ４月以降なのです、その大変な実務が残るのが。その辺の大役の方が、もしかしたら４月を迎えたときに大丈夫なのかどうか、そういうことです。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　小杉委員さんの質問にお答えします。

担当の浅見課長は４月以降どうなるかというようなお話かと思いますが、公務員、地方公務員もそうですが、公務員については定年制というものがございます。定年、誰しも通る道でございますが、60歳でございますので、退職ということでございます。また、皆野病院の医師会加入、あるいは連携等につきましては、住民健診とかいろいろな健診も含めて町とタイアップして、通年やっております。また、医師会加入においても、町長において機会あるごとにその要請を行っているところでございます。そういうことで、心配はあるかもしれませんが、そのようなことがないように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　だから、そのようなことを分かっていると本当に心配してしまう面があるわけで、本当にその中に入って調整していただかなければならないという大変な作業を頑張っていただいてるわけですけれども、何とかうまく引き継ぎ、もしくは違う形でまた、まだ若いですから、頑張っていただける方向もあるのかなと思って、非常に心配ですから、よろしくお願いいたします。

そういう皆野病院が、そのように大変有意義に今地域でやっていただいていると。町長の思いの中にも、大変町に貢献してもらっているという思いを聞かせていただきました。20年、あっという間だったような感じですけれども、これからますます町は高齢化して、皆野病院の存在が今以上にまた必要になってくるかと思います。皆野病院があってよかったという町民が大変多いように思います。その点について、再度町長、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　小杉議員おっしゃるとおりでございます。

先ほど副町長からも答弁いたしましたけれども、私も就任以来、何度となく秩父医師会の加入を要請してまいりました。皆野病院にお聞きしますと、やはり医師会に加入することによって医師の確保がしやすくなると、こういうこともありますので、何度も要請をしておりますけれども、いまだ実現に至っておりませんが、また１市４町の首長とはその旨の合意ができておりますので、また陳情書をつくって、お願いしようと、こんな思いでおります。皆野病院は、まさに秩父地域になくてはならない病院であります。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　大変感動する言葉を聞かせていただきました。

そんな中、皆野病院は最近裏の四方田ぶどう園さんの、先ほどではないですけれども、空きになった農地を有効的に、駐車場をさらに広げて、大変気合を入れて今後も頑張っていく感じであります。また、皆野中学校のほうから新しく通路も独自に造って、あそこが広く夜間の照明もつけまして、非常に広々と。何でそんなに駐車場が要るのだ。職員の人の駐車場が足りないのですというようなことも言っておられました。そんなふうに気合いを入れてやってくれているわけなので、どうぞ執行部の皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　次に、５番、常山知子議員の質問を許します。

５番、常山知子議員。

〔５番　常山知子議員登壇〕

○５番（常山知子議員）　５番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が１都３県に、さらに昨日から２週間の延長が決まりました。不要不急の外出は避け、飲食店などの営業時間の短縮など、自粛要請がさらに継続されます。しかし、ＰＣＲ検査の拡大や自粛の事業者や働く人への支援は不十分なままです。逼迫する医療機関への支援も十分でなく、自粛と補償給付は一体にが今ほど重要なときはありません。国の来年度予算の中で、軍事費は過去最高の５兆3,400億円となっています。コロナ対策に戦闘機やオスプレイは何の役にも立ちません。軍事費を削り、コロナ対策に回すべきではないでしょうか。

さて、３月11日で東日本大震災から10年となります。その傷が癒えぬまま起きたコロナウイルス感染と、２月13日に起きた福島沖地震、度重なる災害で暮らし再建の見通しはまだ先のように感じています。原発事故では、10年となる今でも事故原因の究明はされず、いまだに収束されていません。政府は、原発事故被害者の賠償打切りや放射能汚染水の海洋放出を行おうとしています。また、原発事故がなかったかのように原発再稼働を進めています。今こそ原発を廃止し、再生可能エネルギーへの転換が求められます。

また、今、国会には医療制度改定一括法案という法案が提出され、政府はこの法案の成立を狙っています。その中には、75歳以上が支払う原則１割の医療費窓口負担に２割負担を導入する改悪です。コロナ禍と高齢者の貧困化で、今でも深刻な受診抑制を一層加速させるものです。もう一点は国民健康保険です。この法案が成立すると、都道府県は国民健康保険運営方針に国保税の統一化と、公費繰入れの廃止に向けた取組を明記しなければならなくなり、さらなる国保税の値上げが予想されます。こうした中、住民の命と暮らしを守るために、町民に寄り添った行政運営がますます求められます。

それでは、質問に入ります。１項目めは、コロナウイルス感染症対策についてです。①は、国、県、町とＰＣＲ検査が動き出していますが、町の介護施設、医療機関など、どこまで検査が行われているのか、状況をお聞きします。

②は、これらの検査は１回限りでなく、定期的に検査を行うことで、無症状者を含めた感染者を把握、保護することにより、新規感染者を減らすことが重要ですが、どのように対応するか、お聞きします。

③は、12月議会で質問した介護施設への新規入所者の検査を、町の責任として入所する前に行っていただきたい。その考えをお聞きします。

２項目めは、国保税の子供均等割の減免についてです。政府は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、令和４年４月から未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額の５割を軽減すると決めました。

①、当町の国保加入者の未就学児は何人ですか。また、併せて、通告にはありませんが、18歳までの子供の均等割を減免した場合、対象人数は何人で、減免額は幾らになるか、お答え願います。

②は、負担割合は国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１です。この財源も使い、18歳までの子供の均等割を減免する考えをお聞きします。

３項目めは、新しい台風、風台風に備えるために質問します。令和元年の台風15号、19号が関東地方を襲い、多くのところで甚大な被害が出ました。特に千葉県では、台風15号による強風のため、道路脇の木が倒れ、電線を直撃し、長期の停電を引き起こしました。町内においても、今後風による倒木等早期の対

策が求められますが、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　５番、常山議員さんから通告がありました質問事項１、コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

①の町の介護施設や医療機関のＰＣＲ検査については、現在町の事業で高齢者施設等従業者に対するＰＣＲ検査事業を実施しており、３月11日に申込みのあった７事業所261人分のＰＣＲ検査キットを配布する予定でございます。また、埼玉県が実施している高齢者入所施設の職員を対象とした緊急ＰＣＲ検査事業は、県内の対象施設約1,500施設、約７万5,000人を対象に実施されております。医療従事者については、今のところ実施するとの情報はございません。

②の定期的な検査による新規感染者の減少についてですが、このＰＣＲ検査は検査地点での結果が得られるものであり、町で定期的に検査を実施する考えはございません。感染者の減少には、基本的な感染予防であるマスクの着用や手洗いの励行、３密の回避等を徹底することが重要であります。また、４月からワクチンの接種が始まりますので、町民の集団免疫が早期に保有できるよう、集団接種と個別接種のそれぞれが円滑に実施できるよう努めてまいります。

③の介護施設への新規入所者の検査につきましては、昨年の11月から事業を開始している新型コロナウイルス感染症検査費助成金制度、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方を対象としております。この事業を繰り越し、来年度も引き続き実施できるよう準備を進めておりますので、この助成金制度を利用していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　税務課長。

〔税務課長　豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫）　５番、常山議員さんの通告のありました質問事項の２、国保税の子供均等割の減免について、①の当町の国保加入者の未就学児の人数についてお答えいたします。未就学児、１月末現在でございます。39名が加入となってございます。

②、未就学児の均等割の５割軽減の制度の創設に伴い、その財源も使い、18歳までの子供の均等割を減免する考えはあるかとのご質問にお答え申し上げます。追加されて質問のございました18歳以下の子供の国保加入者数でございます。140名となります。減免した場合の試算金額となりますけれども、総額で240万8,000円でございます。平成30年４月から国民健康保険制度が大きく変わりました。こうした中、県からは毎年標準保険税率、１人当たりの国民健康保険税が示され、国保税の平準化が示されております。激変緩和措置におきましても間もなく終了となります。激減緩和措置の終了後は、大きな歳入不足となると思われます。国保税の賦課方式、税率など、全体的な見直し、検討を進めていかなくてはならないと考えております。こうしたことから、18歳までの子供の均等割の減免は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんから通告がありました質問事項３、新しい台風、風台風

に備えるためににについてお答えいたします。

地球温暖化などによる異常気象のため、台風が大型化する傾向があり、いわゆる風台風などの被害が各地で発生しております。また、平成26年２月の大雪の際にも町内で倒木の被害があり、リスクの高い森林の予防伐採の必要性が問われました。昨年の７月に秩父市さんが森林環境譲与税を活用した市直営の事業として、東京電力パワーグリッドとの間で災害予防のための樹木伐採等に関する協定を締結して、台風等による倒木の予防伐採に取り組んでおられます。このように、予防伐採の財源として、令和元年度から交付されるようになった森林環境譲与税が充当される事例も見受けられます。

森林環境譲与税については、平成31年４月に森林経営管理法が施行され、適切な森林の整備、人材確保、木材の利用促進のために、法律に定められた譲与基準により国から各自治体に交付をされております。交付額は、市町村によりばらつきがあり、皆野町の場合、秩父市のおよそ９分の１の額です。本来森林の伐採等は、森林の所有者が行うものですが、森林環境譲与税の導入により、町が町の重要課題に森林整備、人材育成等を位置づけて取り組むことが可能となっております。森林環境譲与税の充当事業としては、森林経営管理事業のうち、林業経営に適さない森林の整備、また現在彩の国みどりの基金を財源として実施をしている里山平地林整備事業などについても、今後森林環境譲与税の充当事業に切り替えていく方向性が県から示されるなど、森林環境譲与税の充当事業は多方面に拡大していく状況にあります。

皆野町では、こうした森林環境譲与税などを活用して最大の効果が上げられるよう、調査、研究、検討しまして、また東京電力等関係機関と連携をし、樹木、倒木の予防伐採等、森林整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　５番、常山議員さんから通告がありました３項目め、新しい台風に備えるためについてお答えいたします。

町道、林道に隣接する倒木等の撤去について、道路管理者であります町の関わりでございますが、私有地の立木は私有財産であり、その管理については所有者が行うものであります。このため町では、倒木等が町道、林道上にあり、通行を阻害する場合に限り、所有者の承諾をいただき、撤去を行っております。また、台風等で電線への倒木等を発見した場合には、東電、ＮＴＴへ町から連絡し、倒木等の撤去をしていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　では、いろいろと答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず、１項目めのコロナ感染症対策については、①の状況については分かりました。もう申込みがあり、ＰＣＲ検査が始まっているということが分かりました。

②の定期的なＰＣＲ検査、これがとっても重要だと私は思っています。この緊急事態宣言が２回も延長されて、コロナウイルス感染症に対する取組はまだまだ油断はできません。この町のＰＣＲ検査は、補正予算の第８号に計上された500人、１回限りの高齢者施設等の従業員に対する検査だったと思います。検査予算が計上されたのは本当によかったと思うのですが、本当は遅過ぎるのです。検査について政府の動きも遅いですし、やっと高齢者施設等への重点的な検査について自治体に要請しました。本当に高齢者施

設等は人との接触が求められる。そういう現場で働く人は、前回の議会でも報告しましたように、感染を恐れる毎日だということです。皆野町は大丈夫だなんて、そんなことは思っていません。自分が感染源になってはいけない。施設で感染し、家族にうつしてはいけない。その板挟みの中で働いているということを聞きました。

今回の町のＰＣＲ検査について、１回限りだけれども、そういう予算が通ったよという話をしましたら、介護で働く現場の人は１回きりの検査では意味があるのかと、もうその日は、検査結果が分かった日は陰性で大丈夫だと。では、次はどうなの、次の日はどうなのというような、本当に意味があるのかと、１回限りは。定期的にやってほしい。そういうふうに話していました。

ワクチン接種、先ほど答弁にもありましたが、ワクチン接種が始まっていますが、まだワクチンは感染収束への有力な手段だと思いますが、社会全体での効果が確認されるにはまだ時間がかかるというのが専門家の指摘です。今一番の取組は、こういう集団的なところ、介護施設だとか、町の医療機関だとか、いろんな集団の中で働く人たちの定期的な私は検査だと思うのです。１回限りの検査でなくて、定期的に行うということを再度検討していただきたいと思うのですが、答弁いただけますか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　５番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

町の検査、県の検査につきましても１回限りということでございます。また、定期的にというのが、どのぐらいの間隔でというようなことも検討していかなくてはならないかと思います。また、町で実施するには財政的な問題、そういったことも考えられます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、現在実施をしている検査、今年度につきましては１回という考えでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　予算の関係もあると思うのですが、今度国の第三次補正予算というのが通りまして、地方創生臨時交付金が1.5兆円と増額されていますが、この臨時交付金を検査費用として使うにはいろいろと制約があると、そういうことが言われていますが、使えないことではない。ぜひ研究してみてください。まず、１回は地方創生臨時交付金をそういうコロナ感染対策に使うようにして、それを今度はコロナの検査費用に充てていくという、押し出しの関係で検査に使うこともできる。ちょっとうまく説明できないのですけれども、使えないことはないということは専門家の人が言っていましたので、ぜひ検討してみてください。

そして、次の介護施設の新規入所者のＰＣＲ検査なのですが、今まで町でも65歳以上の人、基礎疾患を持っている人たちのＰＣＲ検査は事業を繰り越してやっていくということで、今度の今日、これから提案される令和２年度の補正予算第９号にコロナ感染症検査費助成250万円が繰り越されていますが、これというのは結局今までと同じような検査方法なのでしょうか。町と国が１万円、２万円出して、あと個人負担が１万3,000円ある。そういう検査を繰り越したということでいいのですか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　お答えいたします。

事業そのものを繰り越しておりますので、内容はそのまま、議員さんおっしゃったとおりでございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　この前、この検査というのは一応は３月31日までの検査ですが、継続されると。

だけれども、最近聞いた数字では、この検査を受けた人は５名だというふうに伺っているのです、今まで。町が１万円、国が１万円、２万円出して、そして自己負担が１万3,000円のこのＰＣＲ検査、検査を受けた人は５名だと、そういうふうに以前。それで、このことについて以前町の人にこの検査、町でやってくれるというけれども、どうと言ったら、検査は今のところはやらないよと。検査ができるという安心感だよというふうに、その予算だというふうに話している人もいたのです。本当にこの予算が繰り越されて、250万円が十分活用されるというふうには、やはり新規入所者の方にもぜひ無料で検査を行ってもらいたい。それから、入所者の家族にそういう検査を任せるのではなくて、行政だとか、それから介護施設にお願いして、新規の入所者の方にはもう半強制的ではないですけれども、やってもらって、安心して施設に入ってもらう。そういうふうにできないでしょうか。どうでしょう。難しいですか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　常山議員さんの再質問にお答えをいたします。

この事業ですが、１月中旬ぐらいまでは申請者がなくて、ゼロ人でした。ここ１か月少々で、先日も申請がございましては、今７人が申請しております。ようやく周知ができてきているのかなと思いますので、今後さらに利用者が増加していくと見込んでおります。また、介護施設でも検査を受けてくださいというようなことも始まっているようでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　ぜひ感染を防ぐ、そういう観点から、集団の中ではしっかりとしたＰＣＲ検査、これからもやっていってほしいと思いますので、１番についてはこれで終わりにします。

２項目めの子供の均等割軽減について、いろいろと税務課長から答弁をしていただきました。激変緩和措置の減少もあり、この18歳までの均等割、減免は難しいという答弁でしたが、本当に国民健康保険で加入者の数に応じてかかる均等割は１人幾らと、収入のない子供にもかかる保険税です。子供が生まれると税負担が増え、国保税が高くなっていく。高い国保税の根本には、国保に対する国の負担割合が減少していることや、ほかの健康保険にはない均等割だとか平等割があるということにも、私は関係していると思っています。

平成30年９月の議会の中で私の質問に、その翌年の平成31年４月から、子育て支援の観点から第３子からの均等割を減免すると答弁をしていただきました。当町は、国保税子供均等割減免については全国的にも進んだ自治体となっているのです。しかし、聞いてみると、実際減免が行われているのは申請が必要です。また、税金の滞納がないことも条件にあるのです。そこで、お聞きしたいのですけれども、現在の第３子までの均等割の減免申請の状況についてお聞きしますが、対象世帯数と人数、また実際にそれでは減免を受けている世帯と人数はどうなっているのか、課長、お願いします。

○議長（若林光雄議員）　税務課長。

○税務課長（豊田昭夫）　５番、常山議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

多子世帯、第３子以上の減免の状況でございます。対象世帯につきましては13世帯、対象者数17名。申請をいただきまして減免をしている内容ですが、世帯数６、３子以上の対象者８名減免してございます。減免額としましては12万3,840円でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　今課長から答弁いただいた、数字を述べていただいたように、本当に半数以上、

半数も減免されていないのです。本当に減免の条件があることは分かるのですけれども、残念な状況です。

今度、令和４年度から国の取組として、就学児、未就学児に係る均等割の軽減というのは、減免の条件、例えば申請だとか税の滞納だとか、そういうのに関係なく、子供の均等割が軽減されると理解してよろしいのでしょうか。もう一回、すみません。

○議長（若林光雄議員）　税務課長。

○税務課長（豊田昭夫）　常山議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

こちらにつきましては、法定の形の減免となりますので、申請等は必要なく、税に滞納はあったとしても制度として減免されます。今現在現行で軽減をしております２割軽減、５割軽減、７割軽減ございます。こちらにつきましては、低所得者世帯を対象とした軽減でございます。今回増えますのは、子供さん、未就学児、こちら５割という形で軽減される内容となってございます。既に低所得者世帯としまして２割軽減をされている世帯につきましては、６割軽減となります。５割軽減の方につきましては7.5割、７割軽減では8.5割という形で制度が拡充される内容となってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　分かりました。やはり国の制度というのがよくなれば、町もそういうふうになっていくということが大変よく分かったと思うのですけれども、やはり政府が全国知事会や地方団体の声に本当に押されて、令和４年度から未就学児までのですけれども、均等割の軽減をするということを決めました。やっと国が動いたわけです。

最後になるのですけれども、先ほどの答弁で、18歳までの均等割減免に必要額は現在140人で240万8,000円、それが必要だと。ぜひ国や県からこの軽減に対する財源も入ってくるわけですけれども、一般会計から繰り入れて、200万円です。子育て支援として、町独自の施策として、この18歳まで均等割を減免して、それを実施していただきたい。これは町長に伺うしかないのですけれども、課長の答弁だと難しいと言っていますけれども、町長、覆しても大丈夫ですから、ぜひいい返事をしてください。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　前回でしたか、前々回でしたか、同じような質問を受けたことがございますし、研究をしてみるという答弁を私もしてまいりましたが、国保税においては多子世帯の支援として第３子以降については免除しております。国保会計への一般会計からの多額な繰入れや、現在63市町村で３番目に低い国保税率の改定も検討が必要な状況の中にありますので、現在の多子世帯支援を継続して、全ての子供の減免は考えておりません。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　研究した結果なのでしょうけれども、ぜひ本当にこれから国保税は県で統一化ということもされて、そういうことも検討するようになってくると、ますます国保税は上がってくると思うのです。そういうときに子育て支援として町でやっていく、こういうことをやっていくということが必要ではないかと思いますので、また研究して、検討してみてください。よろしくお願いします。

最後の３項目めの新しい台風に備えるためにということで答弁をいただきました。課長からも、産業観光課の課長からも秩父市の例だとか、それからあと森林環境譲与税を使ってというような話も出てきましたけれども、先ほど答弁にあったように、地球温暖化が本当にその影響で台風がスーパー巨大台風になっていって、そうした台風がどんどん襲ってくると、そういうふうに予測されています。また、台風の時期

だけでなく、先ほど言いましたように、大雪のときもそうでした。そして、最近はかなりの強風が吹く日もあって、道路に枯れ枝が落下し、交通の障害になって、建設課に撤去をお願いした例も聞いています。今回の質問は、本当に道路脇の樹木に対して何か対策が打ていないかというものです。

令和元年の台風15号、19号の後、町の区長会は千葉県を視察して、台風の爪跡を見てきたわけですけれども、その中でやはり道路脇の樹木が停電を引き起こしたということが本当にショックというか、印象に残って、参加者の方からお話を聞きました。特にそうした樹木が電線にかかっているというのを皆野町内でもよく見受けられると思うのです。大変危険です。電線も関係していくると、町だけで勝手に切ることもできないし、先ほどの答弁の中にもありましたように、秩父市は東京電力とそういう協定を結んで、災害予防のための樹木伐採等に関する協定を締結したと、市長のホームページに出ておりました。本当にその取組に使われている財源が、先ほど答弁にもありました、平成31年から交付されている森林環境譲与税です。私もそれをぜひ利用してもらって、当町もこうした対策を行って、もう今からやらないと、いつ災害が起こるか分からない。その被害を最小限に抑えることが大事だと思うのですけれども、これはどなた。課長、お願いします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの再質問にお答えします。

森林環境譲与税を充当する場合ですが、地方公共団体も市町村のほうに一定の裁量は認められておりますが、基本的には森林整備に使われるのが基本となっております。秩父市さんが昨年協定を結んで、今年度実施しておられますので、話を聞かせていただきました。今年度については、市有林を対象に予防伐採を実施すると。しかも、市有林の森林整備の予防伐採という位置づけで実施をしているというお話でした。今年度の予算が1,500万円かかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　お金もかかるし、そういう森林環境譲与税の使い方というのもいろいろと制約があるのかなと思いますけれども、木を切る、それはこの基金を使っても別に大丈夫ではないかなと私は思いますし、この中の基金を町は積み立てるということになりましたけれども、これを使って、基金を使って、どういうことをしようと。全然計画もなくやるのかな。そうではないと私は思うのです。やっぱりこの基金を使って、ある程度の積み立てができたら、こういうことをやりたいと、そういうことはあるのですか、考えとして。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの再々質問にお答えします。

森林環境譲与税の充当事業ですが、まず秩父地域１市４町が森林林業活性化協議会を設立しまして、共同で森林施業に取り組んでおります。今年度の負担金の額はそれほど多くなかったわけですけれども、来年度については様々な事業に取り組みます。例えば森林経営管理が適さないような事業についても、協議会のほうで事業実施主体という形で、協議会のほうの森林施業が拡充する方向にありまして、来年度一般会計の当初予算にものせていただくわけですけれども、皆野町の負担金がおよそ200万円ぐらいに増額となります。それ以外は、町のほうで充当して森林施業を実施できるわけですけれども、様々今先ほど聞いていただきましたけれども、いろんな事業が今並行して動いております。例えば森林経営管理事業についても町が事業主体になるわけですけれども、再委託を民間の企業体にできれば、民間事業体のほうで実施

できるわけですけれども、できない場合は町が事業主体になって、直営で実施することが必要であります。その場合は、森林環境譲与税を充当することになります。それ以外にも、これまでほかの財源を元に実施した事業も、森林環境譲与税を充当する方向性も示されております。そういった状況でありますので、様々な状況も勘案しまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　森林環境譲与税を全て対応に使えと、使ってほしいと言っているわけではない。もしそれが駄目だったら、やはり町の予算としてちゃんと使って、それでこの対策、本当に新しい台風に備えるために、災害対策として予算を取ってやってほしい。本当にそれが、町民や皆さんの安心、安全を守るために必要なことではありませんか。それが予想される、そういう災害が予想されているわけですから、それに対策を取っていくということは、やっぱり行政のやる仕事だと私は思うのですが、町長はどう思います。町長のほう、向こうから来ると、かなり電線に樹木が垂れ下がっています。私ずっと見てきたのですけれども。どうですか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　全て町有林であり、町の立木であるならば、議員おっしゃるようなこともできるかもしれませんけれども、ほとんどの森林が私有林でありますし、所有者がおって、そうして大事に育ててきた立木であります。そんな関係もありますので、私こう見ておりますと、東電さんが支障木等につきましては所有者の了解を得て、伐採等もしていただいております。よほどのここは極めて危険だと思われるようなものにつきましては、町でもそうしたものを対応してまいりたいと考えておりますけれども、所有者があり、本来所有者がそうした対応をしていただくべきものだと、こんなふうにも思っておりますので、十分そうしたものが予想されるようなところにつきましては対応してまいりたいと思いますけれども、質問者がおっしゃるように、なかなか所有者対町、難しい部分もあります。要望には応えたいと思っておりますけれども、ではどこでどういうことが起きるのかというのはやはり予測が難しい状況でもありますので、担当課とも十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

質問はこれでおしまいにしてください。

○５番（常山知子議員）　分かりました。先ほど建設課長からも私有財産の問題なのだということも答弁にありましたけれども、やはり今度の森林環境譲与税というのは、そういう所有者の森林も点検していって、これは持ち主が分かるとか分からないとか、いろいろとそういう点検もする予算にはなっているわけですね、そういうのに使うように。そういうのも生かしながら、やはり所有者と連携というか、お願いをして、やっぱり町としてどうですかということを皆さんにお願いしていくということも必要ではないかなと思います。災害が起こってからではもう本当に遅いですから。ぜひそういう点でも町としてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時４３分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員の質問を許します。

８番、新井達男議員。

〔８番　新井達男議員登壇〕

○８番（新井達男議員）　８番、新井です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

コロナ禍と観光客の自粛の中、観光トイレは誰もが外出したときに、老若男女問わずお世話になるところではないかと思います。公衆トイレの始まりは明治時代と言われ、1872年に日本で初めて横浜に造られました。造られた理由は、何と町の中での立ち小便をなくすためだったと言われています。一般論として、公衆トイレは暗い、臭い、汚いの３Ｋの中のどれかと言われることが多々あります。

そこで、①、個別の公共施設の整備計画があるその中に、公衆トイレの計画はあると思いますが、方向性と進捗状況をお知らせください。また、町が管理する公衆トイレの現状と清掃等の管理体制はどのようになっていますか。

最近、県外から来られた方が、洋式の公衆トイレはないのですかと、尋ねるのを時々耳にします。例を挙げますと、中三沢観光トイレを利用しようと若い女性の方が、そして高齢者の方でしたが、下三沢観光トイレのトイレを紹介し、さらに秩父華厳の滝では日野沢小学校グラウンド脇の観光トイレを紹介した話を時々聞いております。

そこで、②、そのうち腰かけ式、いわゆる洋式トイレと多目的トイレの実態について。

現在では洋風化が進み、和式のトイレより洋式のトイレが主流になってきています。町内においては、観光トイレも一部が洋式や、多目的トイレが設置されている公衆トイレが町内においても見られるようになってきました。

そこで、③、和式から洋式への改修計画はあるのか、そのタイミングはいかがですか。

全体を通して、照明はＬＥＤ照明、手洗いは一部自動化になっているところはございますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　８番、新井議員さんからの一般質問通告書に基づき答弁をいたします。

１点目の皆野町公共施設個別施設計画の中の公衆トイレの方向性と進捗状況についてですが、現在皆野町公共施設個別施設計画案を取りまとめ、３月１日から15日までの間、パブリックコメントを実施しております。その後、３月末の策定を予定しております。個別施設計画における観光トイレの方向性ですが、老朽化等により使用休止となっている２施設以外は、今後も継続して維持してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　８番、新井議員さんから通告がありました質問事項１、町管理下の公衆トイレの改修について、その中で観光トイレの関係についてお答えいたします。

現在町が管理をする観光トイレは町内18か所、そのうち町施設が16か所、町以外の施設は二十三夜寺観光トイレ、野巻椋神社トイレの２か所です。トイレの清掃は、平成25年度から令和元年度まで、秩父市内の業者に業務委託をしておりましたが、令和２年度は皆野町シルバー人材センターに委託をしております。ただし、排水の配管の清掃等特別な業務につきましては、引き続き秩父市内の業者のほうに業務委託を行っております。

今年度の一般清掃の業務の回数は合計で300回で、トイレの使用頻度により配分を行っております。例えば一番回数が多いのが、町なか観光トイレ、旧バス発着所のところのトイレですが、これが週２回、また山間部のトイレにつきましては月１回から２回となります。清掃後の確認は、担当者が適宜実施をしております。保守点検は、浄化槽のあるトイレ７か所につきましては、年３回から４回、循環式トイレ２か所については年間２回以上、使用頻度により追加をしております。

多目的トイレのある観光トイレは、皆野地区で平成23年度設置の萬福寺の観光トイレ、令和元年度設置の町なか観光トイレ、日野沢地区で平成24年度設置の日野沢観光トイレ、金沢地区で平成29年度設置の金沢観光トイレ、三沢地区で平成22年度設置の芳の入観光トイレ、そして県施設で平成９年度設置の二十三夜寺の駐車場にある観光トイレです。このほか水洗式のトイレのあるものは、親鼻河原観光トイレの循環式トイレ、日野沢華厳の滝の循環式トイレの２か所です。多目的トイレの導入基準は特にございませんが、近年は新規設置のトイレの場合は原則多目的トイレの設置をしております。

和式トイレから洋式トイレへの改修は、令和３年度に三沢地区の八幡神社観光トイレで１基、中三沢観光トイレで２基予定をしており、令和３年度当初予算案に計上させていただいております。令和４年度以降については未定です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　ありがとうございました。

先ほど質問した中で、今答弁いただきましたけれども、令和３年の一般会計予算に公衆トイレ、観光トイレですか、が予算計上されたということ。上三沢と中三沢ですか、やってもらうということ、非常にありがとうございます。上三沢の観光トイレに関しましては、八幡神社の境内にあるわけですけれども、これはかなり前に建設されて、グラウンドで多くの人たちがゲートボールとかグラウンドゴルフをやって、やっぱり高齢者がトイレを使う場合、やっぱり和式のトイレだと非常に大変だというので、できれば早く、早く洋式のトイレ、便座式ですか、それを造ってもらいたいということで地元の人たちからも大分言われていました。今回、そういうふうな形でできるということは本当にありがたいなというふうに思います。また、中三沢の公衆トイレも同じに改修していただくということを大変うれしく思います。

それで、これ改修するということなのですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、暗い、トイレというのは暗いイメージがあるのですけれども、あれ明るいＬＥＤを使うということはどうなのでしょう、ＬＥＤの照明。さらにもう一つ、私は最近のトイレ、思うのですけれども、多目的トイレですけれども、どことなく多目的トイレというのは閉鎖的な、そんな感じがするのですけれども、あれを何とか閉鎖的でないような、誰が来てもトイレがあるのだなというか、閉鎖的でなくて、開放的な感じのトイレが設計できないものなのかというようにいつも感じているのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　８番、新井議員さんの再質問にお答えします。

トイレの電灯のＬＥＤ化についてですが、ＬＥＤにした場合、その分電気料がその後安くなる場合がありますので、検討をさせていただきたいと思います。

それから、多目的トイレの開放的な感じにできたらどうかということですけれども、これについても検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　とにかく私もよく最近のトイレというのは、何となくこう。今回八幡神社ですか、八幡様にある観光トイレ、あそこは非常に開放的で、冬場にトイレに行くと非常に寒いなという感じがするのですけれども、今現在最近のはどうもプライベートなことがあるのかどうか分からないのですけれども、プライバシーを考えただけあるのか分かりませんけれども、何となくこうドアが閉まって、閉鎖的だなというふうな、そんな感じがするのですけれども、この点は検討していただいて、さらに④ですけれども、全体を通しての今これから質問になりますが、再々質問になりますけれども、④の役場駐車場の公衆トイレの改修の予定計画はございますのでしょうか。ございましたらお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

役場駐車場の公衆トイレの改修予定計画についてですけれども、このトイレにつきましては日常的な利用、それから秩父音頭まつりなどのイベントのときに使用いたしますので、当然必要なトイレということになりますので、個別計画の中では令和４年度の更新を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　ありがとうございました。

全体を通して、とにかく観光トイレということで、これから皆野町に来られた観光客の皆さん、あとは視察に来られた方たち、皆野町を視察に来られた人たちに対して、あそこのトイレはよかったなというふうな印象づけるような公衆トイレですか、これからできることを要望して、簡単ではありますが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　次に、９番、林豊議員の質問を許します。

９番、林豊議員。

〔９番　林　　豊議員登壇〕

○９番（林　　豊議員）　９番、林豊です。こちらの通告書のほうではかなり細かいことが出ているのですが、傍聴の方々や、また我々のところに来ているのは、１がＧＩＧＡスクールについてと、２がコロナ対策事業の運用についてと、非常にあっさりとしていますので、簡単にそれぞれについての要約をいたしたいと思いますが、ＧＩＧＡスクールにつきましては、さきの議会のときにもお願いしたとおり、分かりやすいように説明をしていただきたいということで、まず１項目めの（１）としまして、国が提案している

ＧＩＧＡスクールとはどういうようなことをするのか。具体的にどういう教科でどういう運用をするのか、それがどういう目的か、目標なのかということを示していただきたいと。

（２）としましては、コロナ禍によりまして、これ実は次のコロナ対策事業の関連も非常にあるなと、いろいろ検討する中でも出てきたのですが、本来ならば何年かにわたってかかる機材の費用が今年度中にほぼそろってしまいまして、来年度当初からこのＧＩＧＡスクールと呼ばれる事業が実施されるような運びになっているかと思います。当町において、小中どのような内容で、どんなことを始めていくのか。そして、それが１年後、３年後、大体５年後というようなスパンでどういうふうに進んでいくのか、計画があれば教えていただきたいなというふうに思っています。

また、ＧＩＧＡスクールの国の目標とは別に、当町の独自の目標等がありましたらば、それも教えていただきたいなというふうに思います。

ＧＩＧＡスクール構想という名目、名前、それから使うものがパソコンであったり、いわゆる個人、学童生徒全員に１人１つずつのタブレット、タブレットといっても、実物があれば持ってきていただければよかったですね。要望しておけばよかった。結構大きなものになるようなのですが、タブレットを持たせましてやると、実施するということで、何か魔法のようなことができるのかなというふうに誤解してしまうようなことがありますが、タブレットにしても、実際問題としてはノートや教科書と同じ道具でしかないわけです。使わなければ何もならない。使い方が悪ければ、うまいこと成果は出ない。これはみんな同じなのです。その辺のそういった誤解のないように運用していっていただきたいなと思います。

それから、来年度予算の大綱の中でも、これに関しては教員の養成のために数百万円ですか、大綱の３ページのところには583万円ですか、予定しているようですが、結構大きいなと。教師が、教員が効果的な授業手法をということなのですが、少し思ったり大きいなと思いますが、それだけのものをかけてやる内容が実際どんなものか、具体的に分かりやすく説明をいただきたいと思います。

ＧＩＧＡスクールについて、大まかにこんなことをお聞きしたいと思います。実際の内容については、教育委員会のほうにお任せしてありますので、それを聞いてからまた再質問をしたいと思います。

２項目めのコロナ対策事業の運用についてということなのですが、これを見ただけでは何が何だかさっぱり分からないのですが、実際に実は私としては今回の質問では、観光事業について質問する予定でおりました。その一番最初に出てきたのがＡＲ事業と呼ばれるものでして、議員のほうには２月中に、たしか１週目の週末、２週目の週末でしたが、土曜日の午後に１時間ぐらいの聞いたところによるとプレゼンの画像というのが配信されたということなのですけれども、さきの議会ではそれのことなのかなというふうに私は誤解をしていたのですが、実際のこのＡＲ事業というのはそれではなくて、そこの中に出てきている10か所の中に、場所に、いわゆるＱＲコードですか、それが設置してあって、それを読んで、スマートフォンや何かで読むと、そこのスポットがどんなことがあるのかというのが紹介されるというようなものであるというふうに理解しました。この辺の点についてもこれで間違いないのか。そうではないよと、それだけではないよということがあったら、追加で教えていただきたいのですが、聞くところによりますと、実はこのＡＲ事業というのは、観光庁から出された、いわゆるコロナ事業、コロナ対策費で2,000万円、100％の補助でやっているということなのですが、内容を見ますと皆野町町内の10か所のスポットについてこういう事業を行ったというのですが、その10か所の選定というのがちょっと前にいろいろありましたけれども、ちょっと不透明なのではないかというふうに思ったところです。誰がどのようにして10か所を決めたのか。いろいろ聞いてみますと、10月から10、11、12と３か月間、月１回の会議を持って、１月は予定し

ていたけれども、緊急事態宣言等で持ち回りになったというようなことも聞きますが、先ほどプレゼンの動画が２月の上旬には出来上がっていますから、それから逆算して考えると、去年の年末にはほぼ内容について決まっていたのではないかなと思われます。

2,000万円の100％補助の事業ですから、これなかなか皆野にとっては大きなものだったのですけれども、実際にこの2,000万円が落ちるのは町内ではなくて、いわゆる動画をつくったりなんだりする大きな企業に行ってしまっているので、何かもったいない気がします。そんなわけで、このコロナ対策事業の運用についてというふうに題目を変えたわけですが、なぜそんなことを言ったのかといいますと、先ほどのＧＩＧＡスクールの関係にも出てきて、関わってくるかなと思うのですが、昨年の第２弾ですか、コロナ対策事業の中で、教育委員会のほうからいわゆるオンライン授業のための設備、個々の設備、いわゆる無線内容のＷｉ―Ｆｉの設備かと思うのですが、それの補助金の補助金を出すというのが出ていまして。これは今はもう期限が切れましたから、載っているかどうかは分かりませんが、皆野町のホームページを開きますと、コロナ対策事業の中に入っていました。各戸に対して1,000円か2,000円で、額としても大したことではないのですが、聞くところによりますと、募集をしたところ、約50件余りの応募がありまして、一応それで受付は終わっているというふうに聞いています。

この事業につきましては、いろいろ調べてみますと、ちょうど昨年の今頃から学校が２か月間にわたって休業になったわけですが、そういった事態の下に、家庭と学校をつなぐ、いわゆるオンライン授業をするための設備の補助ということなのですが、実際にはこれから先、そのような事態が起こることはまず考えられませんし、これから先、先ほどのＧＩＧＡスクールが進んでいけば、タブレットを家に持って帰ると、持ち帰りで使うようになれば、確かにそういう需要も出てくるかなと思いますが、そうなるのもちょっと時間があるのではないかなと思われますので、この補助事業については額も少ないこともあるし、一旦はこれ取りやめたらどうかなというふうに思います。

それはそれとお聞きしまして、またその取りやめといいますか、執行をやめたらいいのかなと思うというところに至った一つのきっかけとしましては、もう一つのコロナ対策事業の打ち切ったものがあります。それは、パッケージの第１弾だったと思うのですが、独居老人向けの月に１回、文房具であるとか、身の回り品であるとか、食事といいますか、お昼か何かを約1,000円程度のものを月に１回配るという事業がありました。あれは去年の６月から今年の３月までの予定だったようなのですが、聞くところによりますと、今年に入ってから配布する人たちの手配がなかなか思うようにいかず、やめになったというふうに聞いています。受け取るほうは、なかなか確かにいろんないいもの、悪いものといいますか、その時々によってはいいな、ちょっとなということはあったようですが、やはり人が来てくれて話ができたりということも含めておおむね好評だったというような部分もあるのですが、それが突然、緊急事態宣言の関係もあるのかと思いますが、打ち切られてしまったという、残念だということはあります。

コロナ対策事業からの補助金といいますか、国からのお金というのは非常に多岐にわたり流用が可能で、大きな額が当町においても来ているわけですが、実際に有用なのか、それとも執行が必要なのかということは少し見極めをしたほうがいいのではないかなと思いまして、今回コロナ対策事業の運用ということでＡＲ事業及び独居老人向けの打切りについてを質問いたしたいと思いました。

実際先ほどちょっと触れましたが、実際にはこのＡＲ事業に関していいますと、事業の云々よりも中身として、観光についてということが言いたかったわけですが、観光についてもいろんな機会がコロナによって、去年は観光事業ができなくなったことがたくさんありました。この際、今年はどうなるかというの

はまだ分かりませんが、この際金が取れる観光事業と、それから内向きのいわゆる行事と、しっかり分けてやっていただけたらなというのが当初の目的だったわけですが、ＡＲ事業については答弁の内容によってまた再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

〔教育長　新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦）　それでは、９番、林議員さんから通告いただきました一般質問通告書の１の質問事項、ＧＩＧＡスクール構想の目的や運用方法等についてお答えいたします。

ＧＩＧＡスクール構想とは、児童生徒１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークとを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力を確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現することを目指しているものでございます。Society5.0時代に生きる子供たちにとって、タブレット端末を鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとして位置づけ、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図ることにより、教師や児童生徒の力を最大限に引き出そうというものでございます。町民の皆様に分かりやすくご説明するために、３月の「広報みなの」にも２ページを割いて掲載させていただきました。

具体的な教科や運用方法等につきましては、当町といたしましては国の学習指導要領を踏まえ、国から示された各教科におけるＩＣＴの効果的な活用例や、先進校の様々な取組を参考にしながら、町の実態に即した柔軟な運用と、学校の主体的な取組を支援してまいります。また、当町では、子供たちの学びの質の向上のため内容を限定せずに、できることから始めていくというコンセプトで推進してまいります。まさにトライ・アンド・エラーの精神で試行錯誤しながら　よりよい学習活動が各校において推進できるように努めてまいります。

令和３年度は、全ての教職員が端末を使った授業を行い、全ての児童生徒がこの端末に触れ、そのよさや効果を実感することを目標とします。教育委員会といたしましては、全小中学校に対して１人１台端末導入に係るＩＣＴ活用推進という共通テーマで研究委嘱を行う予定です。各学校における実践を町全体で共有、蓄積していく中で、１人１台端末の効果的な活用について研究、推進していくものでございます。教職員は、スモールステップで指導力を向上させるとともに、研究の成果を踏まえ、次年度以降の取組を充実させていくことが期待されます。将来的には、全ての教職員、児童生徒が必要に応じてタブレット端末を効果的に活用できるレベルまで段階的に活用率を向上させ、タブレットの持ち帰りが当たり前になり、必要不可欠な文房具として機能できるようになることを目指して、学校や家庭を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　９番、林豊議員さんから通告がありました質問事項２、コロナ対策事業の運用について、（１）、ＡＲ事業についてお答えいたします。

今年度新型コロナウイルスの感染拡大の防止を背景に、観光庁により誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業が実施され、皆野町から応募した計画が観光庁から採択をされました。この実証事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化が進んでいるため、国内国外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を図るというものです。皆野町の計画は、花、ジオパーク秩父、雲海、夜景、星空観賞、秩父音頭等、

観光のスポットとして名高い美の山を中心に据えたもので、テーマを定めて、それぞれ町の魅力的な観光資源に誘客を図るというものです。

ＡＲポイントの数は、実施金額の制限があるため、10か所に限られました。ＡＲポイント決定に至る経過ですが、観光庁の採択を受けた計画に基づきまして、10月の第１回検討会議におきまして美の山を中心に各テーマを決定、そして11月の第２回検討会議で各テーマに即して事務局で用意をさせていただいた案、たたき台になりますが、これに対して検討会議の委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、その意見を踏まえて決裁をいただいております。10か所のＡＲポイントにつきましては、まずかつて古秩父湾が広がり、現在は夜景、星空鑑賞で名高く、雲海が望め、桜、ツツジ、アジサイが咲き誇り、秩父音頭の生みの親である金子伊昔紅氏の銅像がある美の山公園内の４か所が決まりました。

そして、そのほかの６か所は、各テーマに即して選定をすることになりました。道の駅みなのは、皆野寄居バイパスの皆野長瀞インターチェンジ下車数分で立ち寄ることができ、皆野町の玄関口とも言えます。敷地内にはＪＡの直売所などがあり、連日多くの観光客、地元の買物客などでにぎわっております。テーマは観光ＰＲです。

また、皆野町は、秩父音頭の発祥のまちとして知られ、秩父音頭と俳句のまちづくりに取り組んでおります。その秩父音頭の生みの親でもある俳人、金子伊昔紅氏や俳人、金子兜太氏ゆかりの壺春堂が選定をされました。テーマは秩父音頭です。

日野沢地域では、秩父札所34番、日本百観音結願寺の水潜寺と秩父八景の一つに選ばれている秩父華厳の滝が選定をされました。テーマはジオパーク秩父です。

旧ムクゲ公園、現在Ｍａｈｏｒａ稲穂山は美の山の中腹にあり、皆野の市街地や秩父の山々が一望に見渡すことができます。季節には、秩父紅などの福寿草やムクゲの花々が咲き誇り、また公園内には秩父地方で最古の古墳とも言われる稲穂山古墳があり、古代の歴史を今日に伝えています。テーマは花です。

そして、最後に毎年多くの観光客を集める秩父高原牧場のポピーに決まりました。テーマは花です。

国の天然記念物に指定された前原の不整合、世界的にも珍しく貴重な紅簾石片岩などは今回選定をされませんでした。このＡＲ事業の実施期間は、令和４年12月までの２年間となります。更新をする場合には、令和４年度に改めて検討する必要がございます。スマホを片手にＡＲポイントでＱＲコードからアプリをインストールし、マーカーにスマホをかざせば、動画など映像や音声が流れます。これが本体になりまして、先日モニターツアーで流れたものはプレゼンテーションになります。町内ばかりでなく、町外の皆さんも乗用車などでＡＲポイントを回りながら、買物などしながら、皆野町の風土のよさなどを感じ取り、皆野町への移住、定住のきっかけになってくれればと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　９番、林議員さんから通告のありました質問事項２、コロナ対策事業の運用についてのうち、２項目めの独居老人向けの生活必需品等の配布事業についてお答えいたします。

皆野応援パッケージ第１弾として、昨年６月から実施しておりますこの事業は、皆野町社会福祉協議会の事業に位置づけられたひとり暮らし高齢者給食サービス、ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動、ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問のそれぞれの訪問時に、生活必需品等を配布しているものでございます。対象者は現在193人おり、毎月第３の水、木、金曜日にボランティア約50人が20班に編成され、見守り訪問活

動を行っております。１月７日に発令された緊急事態宣言により外出自粛が呼びかけられたことから、ボランティアの皆さんが訪問活動を中止したため、１月と２月は配布することができませんでした。なお、昨年の４月、５月の緊急事態宣言発令中も、同様に訪問活動が中止されておりました。この事業の実施に当たり、皆野町社協を通じてボランティアと協議しており、あくまでも見守り活動が中心の事業でございます。日中についても外出自粛が呼びかけられている緊急事態宣言中のため、活動の中止はやむを得ないと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　それでは、再質問をさせていただきます。順番がちょっと変わりますけれども、片づくのが早いほうからということで。

今健康福祉課長のほうから答弁のあった見守り関係のほうからお願いしたいと思うのですが、答弁について、内容については大変よく理解できる内容ではあるのですが、もともとが独居老人の見守りなのですから、緊急事態宣言があったにしても、昼間の段階で、例えば直接会わなくても声をかけて、食べ物で悪くなるようなものでは困りますけれども、そうでなければ、置いておきますから後で取ってくださいというようなことでも、やりようによっては可能だったのではないかなと。また、やはり独居老人の方々というのはふだんあまり人との接点が少ないわけです。だから、声をかけていただくだけでも随分違ったのではないかなと思いましたので、何か方策があるのかなというふうに思いました。ただ、答弁の内容については理解できるところも多々あるので、これ以上のことは言いませんが、今後こういうことについてはできるだけ工夫次第で続けていただきたいなということで要望をしたいと思います。この件についてはこれで結構です。

次に、ＧＩＧＡスクールについてですが、ＧＩＧＡスクールは非常に教育長がいい答弁といいますか、当たり障りのないと言ってしまうといろいろあるのですけれども、内容としては当然の答弁だったかなというふうな感じもしますが、実際問題として教育長の答弁の中にもあったとおり、タブレットが我々にとってはすごい機械だなというものなのですけれども、現実問題としてはノート、教科書と同じ道具なのです。それを使って、使いこなしてというふうに言われましたけれども、使わないと何もならない。だから、結局のところそこなのです。パソコン、コンピューターによる教育支援というのは実は昨日、今日始まったことではなくて、もう随分前からいろんな形で私自身も関わったこともあるのですけれども、結局どこにかかってくるかというと、生徒がやるかやらないかにかかってくるのです。そこにはまた非常にやる生徒と、全然やらない生徒との格差というのがすごく大きくなってきます。ましてや、これが当初は多分１年ぐらいは難しいかなと思いますが、各家庭に持ち帰りができるようになると、飛躍的に差が広がる可能性があります。なぜならば、タブレットの持っている能力で言えば、学校の先生、今さっきのＧＩＧＡスクール構想の教員の養成というようなことがあるように、先生のほうがまずは現状においては全然追いついていけていません。ところが、実際に外へ出れば、言うのもおかしなものですけれども、学習塾であるとか、大手予備校なんかはもうかなり前から配信という形で授業を、自分のところの授業そのものを送っているわけです。だから、もしかしたらというよりも、恐らく何人かは町内にもいるかと思うのですが、もうコンピューターを使って、そういった予備校の授業を自分の家で受けている人もいるかもしれない。そういったことも可能ですし、もちろんそうなってくると、これから研修をして、使っていこうという先生とは、ある意味では桁違いの能力ということになりますから、これは物すごく将来的なことになるかも

しれませんが、コンピューター、ＡＩが人間の先生を凌駕して、それに代わるということを言い出す人もいるくらいなので、随分しっかりやってもらわないと、教育委員会及び今の先生たちも大変だなと思います。

ただ、全てができるわけではありません。そこのところを、実はもうちょっとお聞かせ願いたいなと思ったところです。学習指導要領の中にどんなことが書いてあって、どういうふうなところに使えというふうに指導してくるのか分かりませんが、限界は結構あります。各教科というふうに言われましたから、実際にどの程度の時間の割合を使うのか。単純に何割程度ということでいいかと思いますけれども、タブレットを使った授業、各教科、どれぐらいの割合使っていくのか。

また、見通しとしてで結構なのですが、先ほど自分でも言いましたけれども、家庭への持ち帰りというのはいつ頃、どういう点で、どういうところに考えているのか。お考えがあれば、まだ時期尚早で、ここまでいっていませんよというのではそれでも結構ですが、お考えをお聞きしておきたいと思います。では、よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　林豊議員の質問にお答えします。

初めてやることで、児童生徒も、それから教職員も正直戸惑っているのではないかなというふうに思います。したがいまして、まさにトライ・アンド・エラーで、失敗もあるかもしれませんが、とにかく子供たちの学びを保障するために前に進めていくというのが大前提でございます。したがいまして、６時間授業の中で６時間全て使うときもあるかもしれませんし、その日は一回も使わなかったという日もあるかもしれません。一般的には、数学とか社会科とか、考えられるような教科もありますけれども、教科を限定せずに、保健体育でも美術科でも音楽科でも、技能系の教科に関してもタブレット端末を使ったいろんな創意工夫した授業が展開できるのではないかなというふうに予想をしております。したがいまして、いろいろ不安はありますけれども、教育長としては期待を込めて、小中学校の教職員にエールを送っております。教職員の中にも、タブレットに対して違和感を示す者もいないと言ったらうそになると思いますので、やはり初めてやることに対して積極的にやる教職員と、そうではない教職員の格差も出てきます。それも承知の上で、それでもみんなで子供たちのためにやっていこうと。教職員の指導力を向上させることがとても大切なのだというふうに私は思っております。

したがいまして、持ち帰りも一日も早くというふうに私は思っておりますが、学校の現状であるとか、持ち帰りをしての指導がどういうふうにすればいいのかということも、教職員の主体的な取組が基本ですので、学校の準備ができ次第、順次持ち帰りも可能になっていくのではないかなというふうに思っております。具体的な期間が申し上げられなくて申し訳ないのですけれども、私の考えは以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　ある意味大変いい答弁なのかなと思いますが、とにかくやりようといいますか、教科に関係なくといいますか、全教科にこれは利用できます。体育だろうと美術だろうと。いわゆる画像は今まで学校の教育現場の中ではほとんど使用できなかったわけです。教員のほうが何か画像を使いたいなと思っても、そういう教材がほとんどなかった。ところが、タブレットを各生徒が持ち、それに対応するような動画資料なり動画教材があれば、例えば修学旅行は要らなくなってしまうわけです。実際京都行きましょうと、今日は京都旅行だといって歴史、美術云々が全部できてしまうわけです。

私が思うに、学校でのタブレット、こういったものを使った授業というのは、塾予備校なんかで使って

いるような授業をそのままやるなんてつまらないことをやらないで、いろいろな事柄があるのです。変なことを言えば、ゆとり教育なんてありましたが、ゆとりのときにこんなものがあれば、それこそ大成功でいろんなことができたのではないかと思うくらいです。だから、ある程度の制限というのは必要になるかと思いますが、あまり教員のほうに制限といいますか、縛りをかけないで、何でもいいからどんどん使ってくれと。今までは曲線のグラフなんか書くの大変だったわけです。また、いろんな美術の絵が描き上がっていくという過程を見るのもなかなか難しかったのだけれども、動画を使えば、そういった資料さえあれば何でもできてしまう。そういう非常にある意味夢のあるようなことができるので、そういったことをどんどん利用していただきたいなと思います。

また、今教育長から出てきた家庭への環境についての内容なのですが、これについては先ほど最初の質問の中にも言ったとおり、昨年度オンライン授業の関係で補助を出すといった補助金の関係なのですが、実際にはこれを出したとしても、学校のほうからはそれに対応するような配信というのは、法的にはないと思います。家庭のほうでいわゆるＷｉ―Ｆｉの設備を取ったとしても、いわゆる通信料を払わなければ何もなりませんし、通信費を払っていたとしても、当分の間、学校の、いわゆる皆野の公教育の中からそこの発信はありませんから、その辺について先ほどの、実はコロナ対策にも関わってくるわけですが、それについての内容については、副町長、教育長との相談の上、再検討をお願いしたいと思うのですが、副町長、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　いずれにいたしましても、初めての試みというか、そういう状況でもありますし、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、生徒はもちろん、先生もまだそうしたものを熟知していない先生方もおるわけでございますので、温かく見守ってやりたいと思っております。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　町長、ちょっと話が違うのです。

去年のコロナ対策の中で、オンライン授業用に各家庭に持っていない家のためにＷｉ―Ｆｉ設備の補助金が出るという条例が可決しているのです。それについて教育委員会のほうで募集をかけたら、応募が50ちょっと出ているのですけれども、それを現状で今執行しても、執行されて補助金もらって、Ｗｉ―Ｆｉを家庭に入れたとしても、学校のほうからは公的には出ないわけですね、配信が。やっていないわけですから。だから、この件については一旦止めて、学校のほうで今度ＧＩＧＡスクールのほうで配信をするのだということになって、改めて何らかの対応をすればいいのではないかなと思っているので、その点については事前に副町長と少し相談もしたのですけれども、教育委員会との話合いの中でお考えいただきたいということです。副町長、お願いします。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　林議員さんの質問にお答えします。

今の件につきましては、現在教育委員会の計画どおり進めるべきと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　分かりました。その辺は教育委員会とそちらにお任せしますので、執行がしなければいけないということはないのは、今さっき健康福祉課のほうで止まったというのもありますから、別にこだわることはないと思いますので、よろしくご検討ください。

それでは、最後に残っているのがＡＲ事業なのですが、今さっきの答弁の中で私の考えていたことと違うなと思ったのは、このＡＲ事業は２年間、時限のということなのですが、その時限の過ぎてしまうと、いわゆるＡＲスポットにあるＱＲコードをかざしても、それはもうその時点では出てこないということなのですか。その辺のことをお聞きしておきたいと思います。というのは、単純にＱＲコードが生きているのであれば、新しくまた増やすことができるのだけれども、それがなくなってしまって、次のときにはまた改めてやるということになると、費用もかかるし、増えることがないわけです。それは、私が考えていたことと全然違ってきてしまうので、まずそれが１つ。

それから、町長、今さっき答弁の中で今回の観光スポットの中に壺春堂というのが出てきましたが、壺春堂というのは、ご存じのとおり、金子先生のお母様に当たるのですか、金子千侍先生、兜太先生のお母さんが長い間伏せっていた家屋です。もともとは壺春堂といって、伊昔紅先生が医院を始めたときの建物というふうに聞いていますが、それを千侍先生が亡くなる直前になって町のほうで何とかしてくれないかという申出があって、結果的には町のほうはそれについてはノータッチであるという結論が出たと思います。今までも、去年も兜太先生とのイベントと同じ日に開催していたのですが、あちらの壺春堂のイベントと町で行った兜太さんのイベントでは全く関係がなかったというふうに私なんかは聞いています。

ところが、壺春堂をいろいろ何とかしたいというグループが頑張ってやっているのですが、町としてはさきの議会でもちょっと町長の口から壺春堂云々の話も出ましたけれども、壺春堂というものを認知するという言い方はおかしいですが、町として観光スポットに加えていく考えがあるのかどうか。

また、その他のことについても今回の10件というのが、先ほどの答弁にもあったとおり、美の山を幾ら中心にすると言っても、美の山の山頂の県の公園の中にある展望台を３つ、それから伊昔紅先生の銅像、４か所も上げるのがよかったのか。美の山を中心にするのであるならば、その他ほかにも簑神社であるとか、いろいろほかにもスポットがあるのです。何か山の上しか考えていないの。すごく疑問に感じましたし、それからいわゆるムクゲ公園にしても、あそこ入るのにお金かかるのです。また、あそこは民間の施設であり、お金取るところなのです。別にそれが悪いとは言いません。何といってもやっぱり観光でお金を稼ぐのが一番の目的ですから。であるならば、ほかにもいっぱいあったのではないかなというふうに思いました。実際問題として、道の駅なんかも観光スポットとしては何でもないけれども、お店としてはすごく重要なところなので、あれを入れること自体に全然文句はないのですけれども。だったら、ほかにもあったのではないか。ジオパークというのだったら、先ほど答弁にも出てきたけれども、紅簾石片岩なんかもあるのではないか。それぞれのスポットを考えると、足らなくなってしまうのですけれども、であればこそ美の山の４か所をもう少し削って、美の山１つでも、展望台幾つでも、その中に画像が全部入っているわけですから、伊昔紅さんの像のその中の一つとして紹介すれば、ああ、こっちだ、あっちだと動いてくれるはずなので、そういうことを少し考えていただきたかったなと思いますが、実際問題これ、どこにどの時点で町長に話が行ったのですか。町長は、この壺春堂というのがあるのはご存じだったのですか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　壺春堂につきましては、文化庁とかで認めていただいた日本の文化財というか、そういうことで認められたわけでございますし、町としても誇れる施設だろうと思っております。

この前もお話を申し上げたような気がしますけれども、あれをある部分改修しなければというような事態が起きたときには、町として支援をしていきたいと思っております。

なお、このＡＲの関係でございますけれども、国庫補助の実施金額の制限があって、ポイントは10か所

に絞り込んでほしいという、こういう要請があったということですから、議員があそこもこちらもというようなものも分からないではないのですけれども、お聞きしますと、この10か所が大体皆野町の観光を網羅しておると私は認識をしますので、これでよろしかったのではないかなと、こんなふうな思いがしております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　９番、林議員さんの再質問にお答えします。

このＡＲ事業の実施期間ですが、これは２年間の制限があります。したがいまして、更新の手続が取られなかった場合、使えなくなるものと理解しております。

それから、ＡＲのスポット10か所ですが、これは実施金額の制限がありますので、10か所に収めなくてられない関係がありましたので、入れたくても入れられなかったスポットもございます。それについては、今後の検討課題として考えていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　10か所の制限があるというのは分かりますし、答弁に立たれている課長の言い分も非常によく分かるのですけれども、要するにこれが観光事業に対する補助金だというのなら分かるのです。ただ、これＡＲ事業の補助の元がコロナ対策ということになると、ちょっと事情が変わってくるのです。もうちょっとコロナで痛い目を負っているところに対して、そういったところに対して手当が行くような内容になってもらったほうがよかったのではないかなと。その点において、10か所の選定がちょっと検討が足らなかったのかなというふうに感じているから、この件を観光ではなくて、コロナ対策事業の運用についてというふうに取り上げたところなのです。

長瀞ほど、観光で食っているというほど皆野町の観光事業というのはあるわけではありません。だから、壺春堂にしてもポピーにしても、観光事業の中ではあるけれども、それで食っている人がどれぐらいいるかというと、ある意味ではほとんど関係ないと言っていい。そうでないところ、例えば満願の湯であったり、そういった実際に観光事業に直接関わるようなところをもっと紹介していただければよかったのかなというふうに思ったので、これがそのまま続いてくれるならば、その後でまた追加でというふうにできるのだけれども、どうも今の答弁で聞くと、それがないということであれば、なおのことそうだったのではないかなと。2,000万円ですから。町のほうからぽいと出てくる金額ではなかったので、何かそういう意味ですごくもったいないし、一方である民間企業に対しては出したけれども、こっちには来なかった。今まで一生懸命頑張っていた、例えばプレゼンのほうに出てきたので、そんな不満は出てこないと思いますけれども、いこいの村であるとか、それからここは全然出てきませんでしたが、旅館ということで認定されているのであるならば、金沢のゴルフ場、ああいったところも入れてやれればよかったのかなというふうに思いましたので、その辺の事情についてお聞きしたところです。

内容についても分かりましたし、実際にはもうこれ後戻りがきかないわけですから、仕方ないことですけれども。これからも、もしこういったコロナ関係で事業補助金が出たら、そういったことについても心配りいただきたいなと思いますので、町長、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４５分

再開　午後　零時５９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番　内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員）　12番、内海です。世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、収まりを見せていませんが、2021年１月22日、核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止する国連の核兵器禁止条約が発効となりました。

また、国内における新型肺炎コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言、埼玉県を含む４都県では、今月21日まで再々延長となりました。当秩父地域におきましては、１市４町で感染者数、今日冒頭町長からも挨拶にありましたように、皆野町は７人だと思いますが、１市４町で現在210人前後、落ち着きを見せているかと思います。しかし、高齢者へのワクチンの接種も予定より大分大きくずれ込む状況にあろうかと思います。油断することなく、集団施設や医療機関での入所者や従事者は別な対応を図るにしても、濃厚接触を避け、感染症に対する抵抗力や免疫力を高めることが求められているかというふうに思います。

明後日の３月11日は、あの未曽有の大震災であった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸10年がたとうとしています。今年１月末時点での福島県内の避難者は、各自治体調べで６万7,000人を超えており、10市町村での旧避難区域の居住率は約31％と言われています。しかし、この中には住民票を残したまま避難している人、廃炉や家屋解体作業などに従事する人の住民登録も含まれ、実質的な帰還率は平均15％ぐらい、このように言われております。その背景には、一般人の年間被曝量は１ミリシーベルト以下となっているにもかかわらず、安倍前政権はその20倍に当たる年間20ミリシーベルト以下なら避難解除を強行し、子供も妊産婦も帰還しろと住宅補償を打ち切っています。こうした状況下、若い世代はほとんど帰還できず、帰還者の中心は高齢者、このような状況にあります。

また、廃炉には、今後40年と言われているが、一向に進まず、原子炉建屋内に入り込む放射能地下汚染水は、現在でも毎日140トンも増え続け、第一原発敷地内に設置されている貯蔵タンクも2022年度末には満杯になるという関係から、この放射能汚染水を薄めて海洋に放出、こうした恐ろしいことが検討されています。先日南相馬市小高区から相馬市に避難している知人から、「まもなく原発事故から10年となります。原発周辺住民は、強制避難命令が発令され、逃げ惑う日が続き、絶望して自死する人もいました。現在７万人の避難者は、全国に帰りたくても帰れないでいます。それでも、国や東電は謝罪もなければ、責任を取ろうとしていません。それどころか、原発再稼働をもくろみ、電力会社は再稼働をしています。このままでは、必ず大きな事故が起こるだろうと心配しています。私たちは、原発のない、安心して生活の

できる社会実現を目指していきますので、よろしくお願いします。」こうした内容のメールでした。

また、同じ南相馬市小高区から埼玉県に避難在住しているＹさんは、東電は地域が消滅してしまうという取り返しのつかない大事故を起こし、原発に安全はあり得ないことが証明された以上、原発から撤退すべきであり、国も将来的なエネルギー政策から原発の在り方を見直すのが当然だと思う。ふるさとを奪われ、先祖の代から住んでいた地域が崩壊し、生きる望みをなくして自死するということが現在でも増え続けています。何も要らない。放射能のない私たちの地域を返してくださいと訴え続けています。

2011年７月、当時の石原都知事が、2020年夏季オリンピックへの立候補を正式に表明し、その招致テーマとして東日本大震災からの復興五輪を掲げました。しかし、震災からまだ日が浅いことや、招致活動に多額の費用がかかることなどから、反対の世論が強くありました。そして、2013年９月、安倍前首相が世界に向かって、放射能汚染水は福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている。東京にはいかなる悪影響を及ぼすことはありませんと、実態無視のプレゼンテーションを行い、招致した東京オリンピック。また、夏場の一番暑い時期の開催、電力供給の逼迫を予期し、東京五輪を期に柏崎刈羽原発の再稼働をもくろんでいた東京電力と政府であります。コロナ禍で１年延期となりましたが、福島原発事故を覆い隠す中での復興五輪の意図は明らかですし、こうした「曰くつき」の東京五輪は、早急に中止の判断をすべきと考えます。

こうした状況下、私たちの願望は、核兵器禁止や脱原発を求め、平和な社会地域の中で健康で安心して働き、少子化や人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、安定した生活や福祉の充実、そして持続可能な地域社会の実現にあります。以後、通告に基づき、２項目について質問をいたします。

１項目ですが、少子化・人口減少対策について。全国の出生者数は、2019年が86万5,239人で過去最少となり、また2020年の確定値はさらに減少し、83万から84万人台で過去最低の見通しのようです。さらに、2020年に提出された妊娠届の件数が前年比で５％減少し、婚姻数の減少と相まって、今年の出生者数は80万人台を割り込む可能性が強いと指摘されています。また、人口減少対策として前政権が始めた地方創生の総合戦略は７年目に入っていますが、東京圏への人口流入超過は2019年まで加速している状況にありました。皆野町の出生者数は、2019年は全国と同様に36人で過去最少であり、2020年は46人と若干持ち直しをしておりますが、過去２番目に少ない出生者数でありました。また、総人口についても過去10年間で1,565人の減少であり、少子化、人口減少に歯止めがかかっておりません。

そこで、質問になりますが、今年の出生者数の予想と、少子化、人口減少の根本的な対策の考え方について、また今後町として新たな取組等ありましたらお聞きしたいと思います。

２項目の平和行政について、核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止する国連の核兵器禁止条約が、今年の１月22日発効となりました。しかし、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、賛成も批准もしておりません。皆野町は、平成７年、1995年６月16日、我が国は世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を人類の上に再び繰り返してはならない歴史的な使命を担い、戦後一貫して核兵器の廃絶を民族的悲願としてきた。私たちは、恒久的平和を願い、世界の果てしない核軍拡競争と核戦争の危機を深く憂慮するものである。よって、皆野町は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を目指し、美しい自然と歴史豊かな郷土を守り、平和と安全を次の世代に残すため非核平和都市宣言をする。こうした議決を行ってきております。このような非核平和都市宣言を行っている皆野町長として、核兵器禁止条約への考えと非核平和都市宣言にふさわしい平和行政についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　12番、内海議員さんからの一般質問通告書に基づき、お答えいたします。

１番目の少子化・人口減少対策についてお答えします。内海議員さんのお話のように、少子化が進んでいます。昨年の全国の出生数は87万2,683人で、対前年比で２万5,917人の減少で過去最低となりました。ちなみに、団塊世代の始まりの昭和22年の出生児数は、３倍強の267万8,792人であります。当町においても、出生数は７年前から50人台となり、令和元年は36人、令和２年は46人であります。この数字が表しているように、少子化・人口減少問題は皆野町の問題に限らず、全国の市町村の大きな課題であります。

少子化・人口減少問題については、消えゆくまち、消滅するまちに単を発して、当町でもまち・ひと・しごと創生総合戦略において移住、定住策、子育て支援策などで対応してきました。当町は、県下でも先駆けて、中学生、高校生までの子供の医療費無料化や、不妊治療費や各種手当、補助制度の充実などに率先して取り組んできました。しかし、このような助成制度だけでは出産増、人口増にはつながりませんでした。

最近の少子化の要因として、高学歴、晩婚化、核家族化が考えられます。また、結婚や出産に対する価値観や人生観の変化として、子供は要らない、子供は１人か２人で十分、子だくさんの幸せ感から、夫婦２人の生活重視や趣味、レジャー優先など、若い世代の意識の変化が少子化の要因であるとも言えると思います。また、５年前の新聞記事ですが、34歳以下の未婚者の男性で約70％、女性で約60％が交際相手がいないという状況です。５年後の現時点ではさらに多くなっています。若い世代には、結婚したいという結婚願望が大幅に減ってきているとのことです。このように、未婚の増加には意識の変化とともに、結婚、出産、子育てに対する若い世代の不安感があるのも事実であります。未婚率の高い非正規雇用の待遇改善など、国の労働政策が求められています。

町におきましては、保育所の待機児童もなく、引き続き子育て支援策に取り組むとともに、移住サポーターとして結婚コーディネーター制度により、移住、定住と少子化対策に取り組んでいきたいと思います。

次に、２番目の平和行政についてお答えをいたします。核兵器禁止条約を日本政府は賛成も批准もしていない。皆野町長としてはどう考えているかとの質問にお答えをいたします。政府の大きな使命の一つに、国の安全保障があります。国土の保全と国民の命と暮らしを守るという重い責務があります。このため、日本の安全保障のために日米安全保障条約があり、アメリカとは固い同盟関係にあります。核兵器禁止条約を批准しないのは、万全な日本の安全保障を念頭に日米同盟を重視したものと思われます。いずれにいたしましても、選挙において国民が選出した国会議員による政府の方針に委ねる案件であると考えます。

次に、非核都市宣言の町の看板設置についてお答えいたします。この件については、前にもお答えしましたとおり、役場庁舎正門左側に他の宣言と並んで設置してあります。多くの人に町の意思表示はできていますので、新たな看板を設置する考えは今のところありません。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　少子化の関係なのですが、国におきましても、今年１月の菅首相の施政方針の中でも少子化問題について触れておりました。この中では、長年にわたり我が国の最大の課題と言われてきた少子化について、結婚や出産、子育てを希望する方々の声に耳を傾け、一つ一つの望みを実現していきますと、このように述べまして、具体的には不妊治療の保険適用を来年の４月からスタートします。それ

までの間は、２回目以降の助成額を倍にして、予算成立後、本年１月１日に遡って実施しますと。不妊治療に特定した少子化対策のみであったかと思います。

消費税増税論議のときには、少子化で労働力人口がますます減少する。社会保障の財源も賄えない。現役世代にこれ以上の負担は強いられない。こう言っておきながら、根本的な少子化対策には何ら言及をしていないと思います。先ほど町長の答弁の中でも、非正規労働者の件が触れられておりました。３月１日付の毎日新聞の社説、コロナ禍での出生者数減少、産みたいと思える社会にの見出しで次のように述べられておりました。政府は、少子化対策を最大の課題と位置づけているが、対応は不十分だ。不妊治療への公的医療保険の適用には踏み込んだものの、子育て世代全般を対象とする支援策は乏しい。まず、力を入れるべきは労働政策だ。未婚の人が増えていることが、少子化の大きな要因となっている。特に非正規雇用の人の未婚率は高い。雇用や収入が安定しないために、結婚を諦めざるを得ない現状は早急に改善すべきだ。そして、若い世代が子供を産み育てる見通しが持てる社会の実現こそが政府に求められている。このように結んでおりました。私もこの社説に同感でありますが、少子化・人口減少に歯止めをかけるためには、国策レベルでの根本的な少子化対策が求められているかというふうに思います。

先ほど町長の答弁の中で、若い世代の意識の変化とか、高学歴化、晩婚化、そういった問題も答弁として出されておりましたが、私は特に出産、特に女性が安定収入を得られて、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる、そうした労働条件や社会的環境の整備を図らなければ、出生者数の増加にはつながらないと思います。特に妊娠、出産は、肉体的、精神的にも女性のみ負担が強いられる、そういった問題であります。しかし、男女雇用均等法や女性活躍社会等々によって、今では母性保護という言葉が死語となっているのではないかなというふうに思います。女性であっても、過労死や過労自殺に追い込まれるような労働環境、過労死ライン80時間を超える時間外労働100時間までを認めるような長時間労働の規制ではなくて、少なくとも女性の深夜労働の禁止、休日や時間外労働の規制があった1999年以前の労働基準法に戻すべきであろうかというふうに私は思います。そうしない限り、根本的な少子化対策には結びつかない、このようにも思います。

こうした点なども含めまして、先ほど町長から答弁もいただいておりますが、根本的な少子化対策について、再度町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

また、即効的な少子化や人口減少対策、これは大変難しいということは私も理解しておりますが、少しでも現状の改善を図って、将来的にも明るさなり、展望の持てる施策、そういった施策がありましたら再度お聞きしたいというふうに思います。

また、答弁の中でも触れられていたかと思うのですが、人口減少対策について、若者の町内への定着なり、また移住について、具体的な施策等、先ほど答弁いただいたかと思うのですが、ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　特効薬というのは、残念ながらなかなか見出せないわけでありまして、結婚コーディネーターというような方々を委嘱というか、任命というか、させていただいて、そうした方々にもご協力をいただければというような思いもありますし、また少子化につきましては子育て支援等もかなり町としても取り入れてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、なかなかいい成果が上がってきませんでした。

やはりこれは、最初の答弁でも申し上げておりますように高学歴、今では女性でも大学卒業するという

ような方々が多くなってきておりますし、そしてその方々が就職をし、そうして結婚をしようと、そういう年齢になるときには30近くになってしまうと、あるいは男性では30を超してしまうような年齢になってしまうと、どうしても１人あるいは２人、そしてまた人生観というのでしょうか、子育てをすることが、子供を多く育てることが満足できるという時代も、私どもが育つ頃はそういう時代だったかと思いますけれども、今まではどちらかというと、夫婦共に自分たちの人生を謳歌しようというか、そういうところも見受けられるようでございまして、これは議員からも問われておりますけれども、私からも内海議員さんにうまい特効薬でもあったら教えてほしいと、こう申し上げたいような状況であります。

いずれにいたしましても、これからも子育て支援、できる支援については積極的に取り組んでいきたいと思っております。なかなか特効薬が見出せないのが実情であります。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

子育て支援の新たな取組ということで、新年度予算に計上がされている、新生児聴覚検査費助成事業を令和３年度から開始します。また、子育て支援アプリ情報配信サービス事業、こちらも新年度新たに取り組む事業でございます。

それと、冒頭議員さんから、2021年の出生者数の見込みというご質問があったかと思います。妊娠届から９月までで30人予定があります。残りの12月までの３か月を見込みますと、40人程度と思われます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　若い人たちも結婚なり、子供を持ちたいと、そういった願望は強くあろうかと思います。ただ、それを阻害する、そういった要因が強くて、特に一番の負担となる女性の職場実態といいますか、そういった問題が大きく、晩婚化なり、また少子化なり、そういったところに影響しているのではないかなというふうに思います。やはり根本的には、そういったところに手をつけない限り、一般的に言われているように、女性が高学歴になって、結婚して出産して子育てすると、そういった負担になることを避けるというか、そういった人生観になっているのではないかというのが一般的に言われますけれども、やはりそうではないと思うのです。結婚したい。やっぱり子供を持ちたい。これは、多くの若い人たちが持っている願望だというふうに思います。ただ、それが雇用問題なり、収入の問題なり、またそれこそ以前まであった母性保護、そういった問題がないがしろに崩されてきてると、そういったことが大きな少子化の要因になっているのではないかなというふうに私は思っています。

いずれにしましても、女性の労働条件といいますか、労働環境、そういったところを町として改善していくというのは、本当に限られた役場の職場とか、そういったところに効力が発揮できるのは、そういった場所に限られるかというふうに思いますが、基本的にはやはり女性が安心して、収入も含めて安心して結婚なり、妊娠なり、出産なり、子育てができる、そういったところにこれは本当に国策レベルとして手をつけない限り、根本的な少子化対策には結びつかないというふうに私は思っております。ぜひそういった視点を持ちながら、これから少子化対策なりに対応していただきたいというふうに思います。

また、若者の定住なり、移住を図る上で、答弁にも触れられておりましたが、やはり一般的に言われるのが、秩父地域を含めてなのですが、若い人たちが働く場所がないとか、そういった定着できない、そういった条件といいますか、環境が言われるのですが、いずれにしましても地方が持っている資源といいま

すか、秩父地域等においてもそうなのですが、農林業をはじめとした地場産業の育成強化なり、また小さい地域経済圏の中での地産地消といいますか、そういったことを含めて、まさにやっぱり若い人たちが地域の中で自然環境を含め、また調和の取れた暮らしができるような、そういった施策の追求が必要だろうというふうに思っております。

いずれにしましても、移住や交流人口、これを増やしていくと、そういったことに向けても、以前からも申し上げているのですが、やはり皆野町に来てもらって、見てもらって、知ってもらって、住んでもらうと、そのためにも皆野町にふさわしい文化なり、観光施設の整備、また空き家の有効活用等々、そういった面での積極的な施策の推進を要望させていただきたいというふうに思います。

平和行政についてなのですが、結論的には町長としては政府の方針に、核兵器禁止条約については委ねるしかないと。また、非核平和都市宣言の看板設置については考えていないという答弁なのですが、アメリカの広島、長崎への原爆投下によって、両市で一瞬にして20万人を超える尊い命が犠牲となって、32万人を超える被爆者を生んで、2019年８月時点で原爆後遺症による死亡者を含め、両市で合計50万1,787人が犠牲となっています。75年後の今日においても、13万人を超える被爆者が後遺症で苦しみ、悩んでおります。

こうした悲惨な犠牲や苦しみが強いられているにもかかわらず、まさに米国の、アメリカの、核の傘に頼っていることをもってアメリカに追随し、核兵器禁止条約に賛成も批准もしない日本政府であります。即刻無条件で批准して、核兵器が非人道的で絶対悪だとする国際規範の確立、核軍縮を図るべきだというふうに思います。

私は、毎年新年度予算に向けての調整要望、調整要請を行ってきております。この中でも非核平和都市宣言の自治体であることを周知するため、町内の要所、要所に非核平和都市宣言の看板を設置すること、また世界で唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准するよう国に働きかけること、このことを要望しております。人類が共存繁栄していく上で、核兵器の廃絶は最重要課題だというふうに思います。その核廃絶を宣言している自治体、皆野町としても、町内外に大きくアピールしていくためにも、非核平和都市宣言の看板を設置すべきだというふうに思いますし、町内には人権尊重都市宣言の町、人権尊重モデルの町、青色申告振替納税宣言の町等々の看板が設置されております。同じく自治体宣言を行っている非核平和都市宣言の看板について、なぜ役場庁舎の前にプレートでそういう表示があるから、町内要所への看板設置は行わない。このような答弁なのですが、再度これらの先ほど申し上げた人権尊重の都市宣言、また青色申告振替納税宣言の町等の看板と同等に扱うよう検討できないものか、再度お聞きします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　既に役場庁舎正門左側に設置がしてありますので、町内のどこを指しておるのか分かりませんけれども、新たな看板の設置につきましては考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　人権尊重都市宣言の町、これに関する看板は何か所設置してありますか。それと、青色申告振替納税宣言の町の看板は何か所に設置してありますか。それと比べて非核平和都市宣言、一か所もこういった類いの看板は設置されておりません。なぜ設置しないのですか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほど申し上げましたように、役場庁舎の正門左側、いわゆる多くの人に町の意思

表示は、町のまさに中心地、町の最も中心的な役割を果たしておる役場に設置がしてあるということで、私はご理解いただけるものと、こんなふうに認識をしておるからであります。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

これ、３回質問終わっておりますので、要望だけとさせていただきます。

○12番（内海勝男議員）　非常に理解に苦しむ、差別的な、ほかの人権尊重の宣言とか、青色申告の振替納税の宣言とか、そういったのも同じに庁舎前にプレートで表示されてあります。にもかかわらず、非核平和都市宣言の看板については庁舎前にプレートで表示してあるからということのようですが、これではやっぱり町外、特に町外の方等から見ても、皆野町が非核平和都市宣言を行っている町だと、自治体だということはなかなか知られないというふうに思います。

それこそ旧のバスの発着所ですか、秩父音頭の発祥の地の記念碑があるところにも看板が設置されております。この看板については、ほとんどどういった内容が書かれているのか分からないほど薄れてきているのが実態かと思いますが、それらを塗り替えといいますか、置き換えを含めて、非核平和都市宣言の看板設置、努力していただけないかどうか。それほど多額な予算がかかることではないと思いますので、最後にその点について、もう一度前向きな答弁をいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほど答弁したとおりであります。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　最後になります。いずれにしましても、無条件で核兵器禁止条約に批准するよう国にも働きかけていただきたいと思いますし、併せまして町内外に核廃絶をアピールするためにも、町内要所に非核平和都市宣言の看板設置を強く求めて、終わりにします。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時４３分

再開　午後　１時５４分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問は終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員）　日程第６、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第１号から第14号までの14件、同意第１号の１件、承認第１号の１件、以上16件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第７、議案第１号　日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第１号　日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する事項について、地方自治法第244条の２第１項の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　議案第１号　日野沢川ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

条例案の説明の前に、日野沢川ふれあい広場の設置に至る経緯などについて、概要を説明させていただきます。日野沢川ふれあい広場の用地には、昭和30年に日野沢小学校校舎などが建設をされ、平成13年度末で閉校、そして平成30年度に旧校舎の建物が解体、更地となりました。旧日野沢川小学校跡地の整備事業では、この用地を町民の憩いの場として、また水辺空間に親しむことを通して自然との触れ合いや交流促進を図るため、総務課所管のリバーサイドレジャー検討委員会、みらい創造課所管のみなの魅力発掘・創造会議、産業観光課所管の庁内若手職員による検討委員会などで検討され、その検討結果並びにその後の調査結果などを踏まえて整備を進めてまいりました。

日野沢川ふれあい広場は、日野沢川の対岸の親水広場、そして教育委員会の体育施設である日野沢運動場を移管した県道側の運動場から構成されます。条例案の作成に当たりましては、日野沢川ふれあい広場の有効活用、安全、安心な活用、環境の保全、事故防止等の観点から検討させていただいております。

それでは、日野沢ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案の１ページをお開きいただきたいと思います。第１条ですが、趣旨の規定となります。地方自治法の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

第２条、設置の規定です。町民の憩いの場として、また水辺空間に親しむことを通して自然との触れ合いや交流促進を図るため設置するものです。

第３条、ふれあい広場の施設は、日野沢川の対岸の広場を１号、親水広場として、県道側の運動場を２号、運動場として規定をしております。

２項、施設の利用日及び利用時間は規則で定めます。

第４条、行為の制限の規定ですが、許可が必要となる場合の規定になります。１号、バーベキュー等火気を使用すること。これは、山火事防止、トラブル防止などのための規定になります。２号、施設を独占して使用すること。３号、物品の販売、募金、その他これらに類する行為をすること。４号、協議会、集会、その他これらに類するものを催すこと。５号、その他規則で定める行為をすることになります。以上、ふれあい広場を安全、安心、かつ有効活用していただくために設けた規定となり、事前に許可が必要となります。

続いて、２項、前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならないの規定です。

３項、町長は、第１項各号に掲げる行為が、ふれあい広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる規定となります。

４項、町長は、前項の許可にふれあい広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる規定となります。

続いて、第５条、許可の取消しの規定となります。２ページをお開きいただきたいと思います。第５条、町長は、前条の許可が次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消し、使用を禁止し、もしくは制限し、または条件を変更することができる。１号、町において緊急に必要が生じたとき、２号、偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき、３号、使用料を納付しないとき、４号、許可に付した条件に違反したとき、５号、前各号のほか、規則で定める事由に該当するときになります。

続いて、第６条、使用料の納付の規定になります。第６条、第４条の許可を受けた者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。施設、単位、使用料の順になりますが、親水広場については単位、１時間無料、運動場、単位１時間、町内100円、町外700円となります。備考、町内とは、使用者の住所が皆野町内にある者をいい、町外とは町内以外の者をいう内容となります。なお、表内の説明にありますが、１時間当たりの金額となりますので、親水広場１時間につき無料、２時間につき無料、３時間無料になります。運動場については、例えば町内の場合は１時間100円、２時間200円という形になります。よろしくお願いします。

続いて、第７条になります。使用料の免除の規定になります。町長は、公用もしくは公共用または公益上必要があると認めるときは、使用料免除することができるの規定です。

第８条、使用料の還付の規定です。既納の使用料は還付しない。ただし、使用料の責めに帰さない事由により施設を使用できない場合は、使用料の全部または一部を還付するの規定となります。

第９条、行為の禁止の規定です。ふれあい広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。１号、施設を損傷し、または汚損すること、２号、立入禁止区域に立ち入ること、３号、指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること、４号、前各号のほか、規則で定める行為をすること。なお、２号、立入禁止区域の規定ですが、広場内の危険場所については立入りが禁止される場合がございます。例えば台風等で日野沢川が増水した際などの立入禁止を想定しております。

第10条、使用の禁止または制限、町長は、日野沢川ふれあい広場の損壊、その他の理由により危険であると認められる場合においては、区域を定めて使用を禁止し、または制限することができるの規定です。

続いて、第11条、原状回復、ふれあい広場は、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。

第12条、損害賠償の規定です。ふれあい広場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりその使用中に施設もしくは設備を損傷し、または物品を亡失し、もしくは損傷したときは、これを修理し、またはそ

の損傷を賠償しなければならない。

続いて、第13条、自己の責任、ふれあい広場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりその使用中に生じた事故については、使用者がその責めを負わなければならない。

最後に、第14条、委任の規定です。この条例に定めるもののほか、ふれあい広場の管理に関し必要な事項は規則で定める。

附則になりますが、この条例は令和３年４月１日から施行する。

最後に主なものを整理させていただきます。日野沢川ふれあい広場は、日野沢川対岸の親水広場と県道側の運動場から構成をされます。トイレは、県道側に既設の観光トイレがございます。水飲み場等については、親水広場に２か所設置をします。ただし、日野沢川にそのまま排水されるため、洗剤等を使っての洗い物等は想定をしておりません。できません。また、親水広場に防犯灯が２か所設置をされます。使用料については、対岸の親水広場については無料、県道側の運動場については、日野沢運動場の規定を引き継ぎ、他の運動場とのバランスを取り、町内在住者が１時間100円、町外在住者が１時間700円となります。事故等防止のため、事前に許可を受ける行為がございます。また、事故防止等のため立入禁止区域が設けられる場合がございます。利用時間については規則で定めます。車道橋を渡った場所に設置した看板には、施設名、利用日、利用時間、使用料、注意事項、問合せ等明記することになります。閉校記念碑の場所のモニュメントには、在りし日の日野沢小学校の建物の写真が掲載をされます。なお、休憩施設のあずまやに板が取りつけてありますが、ポスター等を掲示することを想定しておりますが、取り外すこともできます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　質問の一つは、ふれあい広場や運動場、有効活用に向けての町内外への情報発信はどのように行う考えかということと、もう一点は運動場の料金ですが、１時間町内100円、町外700円とあります。ほかの運動公園の広さと比べると、運動場、大変狭いです。ほかの運動公園は、広さの大小により料金が違います。どんな基準で料金設定したのか、伺います。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの質問にお答えします。

運動場等の情報発信につきましては町のホームページ、パンフレット等を通じて情報発信をしていきたいと思います。また、観光等のマップ等もありますので、そういったものも通じて発信したいと。また、今後もいろいろ検討して発信していきたいと思います。

料金設定ですが、先ほどちょっと説明させていただいたのですけれども、これまで県道側の運動場については、教育委員会の体育施設として教育委員会が管理をしておりました。その内容をそのまま引き継いでおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　私も最近ふれあい広場、運動場を見てきまして、本当に情報発信をしっかりしないと、行く人がいるのかなというような感じにも受けました。そして、運動場ですと、本当に多くの人に利用してもらうのは、本来なら町内の人は無料とすべきだと私はいつも言っています。今は、ほかの施設

との関係がありますので、料金を設定したのだと思いますが、この料金では私は高過ぎると思います。皆野運動公園の小さいほうは、１時間、町内50円、町外200円となっています。これと同じ料金設定でよいのではないかと思いまして、私はこの条例案は反対です。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　まず、料金について１つ確認をさせてください。

運動場１時間、町内100円、町外700円ですけれども、これは要するに個人１人利用について100円なのか、それとも団体について100円なのかということが１つです。

それから、第４条のほうでバーベキュー等火気を使用することということを想定してありますけれども、昨年からこのコロナの中でキャンプ需要というのが大変高まっております。あそこの親水広場のところに大がかりでなくてもいいので、そういう施設を造れば、町内の若い世代なんかは食材と炭を持っていけばできるというふうなことになれば、とても楽しんで利用していただけるのではないかと思いますけれども、あの広場をこれから先、そのように整備をしていくような考えがあるかどうかをお開かせください。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　10番、大澤議員さんの質問にお答えします。

使用料の料金の設定ですが、１時間100円とありますけれども、これについては１つの申請についてこの金額になります。１人100円ということでなく、１つの申請について１時間100円というふうに理解していただきたいと思います。なお、この広場につきましては、これまで最小限の経費で施設整備をしてきた経緯がございます。今後の施設整備については、利用状況を勘案しながら検討していく課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　料金については分かりました。今私が提案したことについては、利用状況を見てということですけれども、実際に何もないところでただ川遊びをするというだけだと、はっきり言ってそれほどの利用は期待はされないのではないかというふうに思います。

それで、本当に今どこのキャンプ場も、例えばこれから親鼻河原でも始まると思いますけれども、断るような状況も例年だと出てくるという話も聞いています。あそこでしたら、水はもう通っているわけですから、例えば先ほど洗剤なんかは川に流すからということでしたら、例えば観光トイレのほうに水道の設備をきちんとすれば、それの対応もできると思いますし、例えばバーベキューに行こうとすれば、道具をまずそろえてとなると、なかなかすぐにはできなくても、そういう場所があれば本当に子供を連れた家族なんかは有効に利用していただけると思います。こんな時代だからこそ、そういうことに前向きに検討していただいて、町民の憩いの場に、本当の意味での憩いの場になれるように、ぜひ内部で検討していただき、前向きなお答えがいただけるようお願いいたします。

以上で結構です。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　ちょっと聞きたいのですが、当初私のこれは早合点だったのだなと思っているの

ですが、ここの親水公園では火気を使わないという想定だったと思ったのですが、使うことになるわけです。それで、それに関してなのですが、最低限これバーベキューをやりたいということになると、どことどこが必要になって、幾らぐらいかかるか。例えば２時間というと200円で、もしくはただ親水公園だけでもできるのでしょうか。親水公園だけでバーベキューができるのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　９番、林議員さんの質問にお答えします。

行為の制限、第４条ありますけれども、バーベキュー等火気を使用する場合には町の許可が必要だということになります。バーベキューも想定するわけですけれども、火気を使用する場合には町の許可が必要だと。場所とすれば、ふれあい広場においてございますので、場所の設定とすると、対岸の親水広場と、それから県道側も含まれると。行う場合には、自己責任と申しますか、自分で用意していただくと、現状ではそういった体制になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　すみません。ちょっと聞き方が悪かった。

許可の要件というのはどのようなことを考えていますか、火気を使うということに対して。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　９番、林議員さんの再質問にお答えします。

行為の制限として許可を行う場合の前提になりますけれども、火気を使った場合、火が燃え広がる可能性もあるということで、許可が必要な行為については、例えば火事であるとか、あと事故、それからトラブル等を想定して、そういった場合には事前に許可が必要だということで、ここで規定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　今のが分かっていなかったので、もう一度聞くのと同時に、だから火気を使うということに対して許可の要件、どういうときには許可して、どういう人には許可しないというのがあると思うので、それを聞きたかったのですけれども、それとついで、ついでというか、もう一つなのですけれども、実はご存じかと思うのですが、日野沢ですと山の上、昔の山の上の分校のところに民間のバーベキュー場があるのです。あそこはちゃんと料金を取っていますから。それとの兼ね合いは全く考えなかったのですか。無料だと、本当にある意味では非常にきついことになるのかなと思ったものですから。まずは、だから許可の要件をお願いします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　９番、林議員さんの再々質問にお答えします。

許可をする場合の要件ですけれども、これについては詳細な条件については、許可条件については今後検討する必要がありますけれども、トラブル等発生しないということが確認できる場合には許可をするということになろうかと思います。詳細については、今後検討する必要がございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　びっくりしてしまったところで、私が間抜けだったところでもあるのですけれど

も、町長もご存じのとおり、この上の立沢にいわゆる民間のバーベキュー場があるわけです。ここでバーベキューができるということになると、もろにそこは圧迫する……

〔「今はできないがね」と言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　やっているでしょう。今はね。だけれども、ここでできるようになるとすごく民業圧迫になるのだけれども、そこまで考えていたのかなということだったのですが、取りあえずできるということであれば大変だなというふうに解していますので、この後できるようになるわけですから、その辺また今後どうなるのかなというのがありますけれども、できるわけですね。できるような許可は町長が出すわけですけれども、町長が考えてもらえばいいわけだから、今後の課題になりますけれども、取りあえず民間のもあるよということは一応一言言っておきます。

すみません。以上で結構です。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。

４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　４番、宮前です。第２条の大字下日野沢2244番地１に設置すると、こう一筆しか書いていないので、場所を知っているから分かるのですけれども、何筆かある場合にはほか何筆とかという考えはないのかということと、番地がついているということは、住所表示みたいな感じなのですけれども、所在地という考え方はないのでしょうか。

それと、運動場のほうに駐車するのだと思うのですけれども、普通車が何台ぐらい止められるのでしょうか。

それと、個人個人で申請していく中で、例えば５人ぐらいのグループが何グループぐらい受け入れられるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　４番、宮前議員さんの質問にお答えします。

まず、日野沢川ふれあい広場を構成する筆については、複数の筆で構成されております。この大字下日野沢2244番地の１に該当する筆は、対岸の親水広場にございます。もともと日野沢小学校が建っていた位置になりますが、その番地を引き継ぐような形になるかと思います。所在地になると思います。

運動場に何台止められるかなのですけれども、止め方にもよると思うのですが、大体20台ぐらいは止められるのではないかなと思うのですけれども。実際止められるようになりますと、何台ぐらいというのは分かると思うのですけれども、そのぐらいは可能なのではないかなと思います。

それから、受入れですか、５人ぐらいのグループが何組受け入れられるかなのですけれども、詳細については今後、恐れ入りますが、検討させていただきたいと思います。すみません。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　他に。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　日野沢のふれあい広場は、公園などに属する施設かなというふうに思います。この種の施設で管理条例を制定している施設が皆野町にほかにあるのかどうか。

例えばみ～な公園などについて、こういった条例は私の記憶ではないのではないかなと思うのですが、それらも含めて今回管理条例を制定する必要性といいますか、しなくてはならない主な理由についてお聞

きしたい。
○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。
○産業観光課長（玉谷泰典）　設置管理条例の関係ですが、まずみ～な公園につきましては、もともと町民運動公園がございまして、町民運動公園の中の一部を整備したものです。したがいまして、み～な公園のすぐ隣にはゲートボール場もございます。したがいまして、町民運動公園の条例はございますので、改めてみ～な公園の設置条例は必要なかったというふうに考えております。
　また、設置管理条例を制定する理由なのですけれども、設置管理条例がなかったとしても、公の施設になりますので、町が責任を持って管理しなければならない施設であるというふうに理解しておりまして、様々事故等の想定もできますので、今回設置管理条例を制定させていただいた経緯がございます。
　以上でございます。
○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。
○12番（内海勝男議員）　もう少しこういった条例等を制定しないで、自由に使えるというか、大まかに言えば公園だというふうに思いますので、そういった考えはなかったのかどうか。
　いずれにしましても、第４条ですか、行為の制限等については、看板を設置する中で、こういった行為をする場合については町長の許可を得るとかなんとかというのは表示するわけでしょう。そういったところに表示しておけば、あえて管理条例とか、そういったことは必要ないのではないかなというふうに私は思うのですが、その辺はどうなのでしょう。
○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。
○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの質問にお答えします。
　橋を、車道橋を渡りましたところに看板が設置してありますが、そこに注意事項等を記入することになります。その根拠となる条例として、今回の設置管理条例があるというふうに理解しております。
　以上でございます。
○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。
○12番（内海勝男議員）　基本的には、団体とかそういったところで使用しない限り無料といいますか、第４条に該当する行為をしようと思って申請して、許可を得た場合については、この使用料金を払うということであろうかと思うのですが、それこそ使用料を無料にしてしまえば、あえてこの条例をつくる必要はないと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。
○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。
○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの質問にお答えします。
　使用料については、親水広場については無料になります。運動場のほうは有料となるわけですけれども、ただ公共施設になりますので、管理責任を問われる場合もありますので、設置管理条例を設置して管理していくということが必要になるのではないかと思います。
　以上でございます。
○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。
○２番（林　太平議員）　先ほど駐車場の台数等で幾台かというような、ちょっと首をかしげたような答弁があったのだけれども、私が気にしているのは、あそこの神社のお祭りの写真を撮りに行ったとき、神社の登り口に神社側の駐車場があって、逆にグラウンドのところに幾台か置けるような形。そのとき神社の関係者の車が何台かあると、もっとも神社の駐車場は使うのは前提ではないのですけれども、あそこへ入

れたり、道路にあそこの部分だけちょっと下から急に狭く行って、うんと広くなっている部分があるので、道路の脇に置かれるのが心配ではないかといつも思って通っているのですけれども、あれから上から来ても、下から上ってくると急に広くなっているようなところがあるので、車の台数と近所の人のコミュニケーションをよく取っておかないと、道路が吉田のほうへ抜けるので、相当通る可能性もあるので、その辺のところはどうに考えているか。神社の駐車場も併用で使えるのか、また両脇がどうのこうのという問題が出たときにどうするか、その辺については。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　２番、林議員さんの質問にお答えします。

ふれあい広場の周りには、また私有地等様々ございますので、関係者とよく協議をしまして、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　７番、大澤金作議員。

○７番（大澤金作議員）　ちょっと聞きたいのですけれども、これ運動場が１時間、町内100円、町外700円とありますけれども、ここを使って車がある場合、何か競技でもしておれば、この親水広場、１時間無料でも何でも車を置くところがないのではないかと思うのですけれども、その点どうに考えていますか。運動場、これが使ってれば、車を置くところはないわけでしょう。親水広場にグループが来ても。それはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　７番、大澤議員さんの質問にお答えします。

親水広場と県道側の運動場ございまして、運動場を使っていれば、車は運動場に置けないということだと思います。

〔「だから、そこで使ってれば、親水広場は使えないっていうことでしょう、
何をするんにも」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時３１分

再開　午後　２時３２分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　７番、大澤議員さんの再質問にお答えします。

ふれあい広場内の運動場等について使用する場合、複数の団体がダブる場合はあると思います。ただ、利用する場合には許可が必要になりますので、ダブって許可をする場合はございませんので、結局後から利用する、後から申請ですか、出た団体については使えない場合も出てくるということになろうかと思います。ダブって許可を出す場合はございませんので、先に許可を受けた団体が利用すると。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　７番、大澤金作議員。

○７番（大澤金作議員）　では、そうなると、運動場を使っていれば、向こうは使えないと言うことだ。車、駐車するところないでしょう。それがないようにするというのは、運動場を使っているときは、親水広場も使えないようにするということでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○７番（大澤金作議員）　駐車場、だってないもの。

〔「この配置図みたいの配れば」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時３４分

再開　午後　２時５０分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　大澤議員さんの質問にお答えします。

お手元に配付した日野沢川ふれあい広場の図面を御覧いただきたいと思います。まず、この図面の説明をさせていただきます。上側が対岸の山側になります。手前側が県道側で、左から道路がございますが、左が上日野沢に行く道になります。右側は根古屋橋のほうに向かいます。その上に橋が２つありまして、左側が車道橋、右側にある細い橋が人道橋になります。ここを日野沢川が流れておりまして、左側が上流、右側が下流になります。対岸に日野沢小学校が建っていたわけですけれども、ここが親水広場になります。赤い線がありまして、赤い線が土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンとの境になります。緑に塗り潰した部分がありますが、ここが休憩施設のあずまやになります。そこから左上になりますけれども、ここが記念碑であるとかが建っている場所になります。右下の部分、道路のすぐ上の部分ですが、ここが運動場になります。

この道路側の敷地の説明になりますが、道路が敷地については運動場のほかに観光トイレと消防の詰所がありますが、その近いほうに運動場には属さない場所がございまして、ここにふだんハイカーさんが車を止めております。いろいろ相談させていただいたのですけれども、ここに親水広場の利用者の車を止めていただくという方向で対応できればと思っています。したがいまして、運動場については使っている場合はあると思いますが、その場合でも右側はハイカーさんが止める場合はあると思いますけれども、親水広場の利用者についてはこの詰所に近いほうの部分を利用していただくと。ざっと車が15台ぐらい止められると思います。そういった形で検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員）　起立多数です。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第８、議案第２号　皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第２号　皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町日野沢運動場の開始及び皆野町マレットゴルフ場の使用について規定したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸）　議案第２号　皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

目的は、皆野町営体育施設の皆野町日野沢運動場を日野沢川ふれあい広場の一部として利用するため廃止し、また今年度整備しております皆野町マレットゴルフ場を新たに加えるためのものでございます。

議案の１ページをおめくりいただければと思います。そちらに皆野町マレットゴルフ場の場所が書いてございます。皆野町大字下日野沢4010番地１でございます。

その下の使用料金等は、１人１回、町内300円、町外600円になります。

施行期日は令和３年４月１日です。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　幾つか質問したいと思います。

１つは、マレットゴルフ場の料金について、１人１回幾らというのは、１人１回何円とありますね。こ

れは、１回というのは例えば18ホール回って１回とするかどうなのか。そういうことなのか。

それと、料金設定の町内300円、町外600円とした根拠を教えてください。

３つ目は、マレットゴルフ場まで遠くて行けないという声を時々聞きます。車を運転しない人の対応とか、何かそういう問題は考えているのか。

４番目として、町のマレット協会からトイレの要望書が出されているようですが、施設を利用するの方にとって、特に女性や高齢者の方にとってはトイレはとても大事なところです。先ほどから一般質問にもありました。私も何度か現場を見てきましたが、簡易トイレが２つありました。ぜひ要望書のとおり、快適トイレ、将来的には水洗トイレの設営をと、実現してほしいということが要望書に書かれております。この点については、町長から答弁をお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場の利用につきましては、ほかの体育施設と同様な形で教育委員会のほうでは捉えております。なので、１回ということにつきましては、マレットゴルフ場を利用しにする１回と、特にホール数をカウントしているものではございません。

それから、料金につきましてのものでございます。料金につきましての設定につきましては、まず近隣のマレットゴルフ場の料金を調べてみました。東松山市にあるゴルフ場、それから嵐山、新座市にあるゴルフ場の利用料金、それから皆野町のほかの体育施設の利用料金も調べておりまして、その中の料金で定めているというような形でございます。

それから、車でのお越しいただくということについてなのですけれども、町営バスもございます。それから、ほかの体育施設もそうなのですけれども、そんなに駅に近い体育施設とか、そういうものも今のところございませんで、多くの利用者の方はお車等で来ていただいていると考えております。なので、今のところではお車で来ていただくということで駐車場も用意しているということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　こういう施設は、大勢の人により利用していただきたいと、こんなふうに思っておりますけれども、トイレに関してですけれども、利用状況によって必要ということになれば、これは考えていかなければならないだろうと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　１回目のは、最初のマレットゴルフ場１人１回、行って、やらなくてもやってもというか、ちゃんと打ってでしょう。それでホールを回るわけですね。それで、この前聞いたときには18ホール造ると、実際18ホール造られていると思うのですが、それもあって１回ということ、そういうふうには考えていないわけですね。何回かプレーをしたら、もうそれで１回ということなのでしょうか。よく分からない。その辺がよく分からない。そういう料金設定ではないのですか。１日使っても。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　ただいまの議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、18ホールで１回というカウントだと思いますけれども、例えば10ホール目までやってリタイアしてしまったというような場合に

も料金を頂くと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　よく分かりました。

それから、料金設定の町内300円、町外600円とした根拠は、いろんな近隣の市町村の状況を見たということなのですけれども、私は以前から、町の運動施設については健康づくりの観点から、このマレットゴルフも大変健康づくりに寄与すると思います。町民の利用料金については無料にしてほしいと質問もしました。町内の人たちは、残念ながらいまだに有料です。私は、毎年の予算要望書にも、町内の人は運動施設、無料で使えるようにという要望も出しています。今回のマレットゴルフ場の使用料については、初めての新しい施設でもあります。有料とするなら、せめて譲ってですよ、町内200円、町外300円ぐらいが妥当ではないかと私は思っています。他県でもいろいろとほかの市町村を比べたということですが、参考にされたそうですが、無料のところもあるのです。やっぱり町長、どうですか。町に人を呼んで交流人口を増やすとか、町の人の健康づくりに役立つ施設として、使用料について本当は安く気軽に利用できることが私は一番だと思いますが、ですからやっぱりこの料金案では、先ほどと同様に反対せざるを得ないかなと思っております。

それから、要望書のトイレについては、利用状況を見て検討していくということなので、よかったと思います。ということで、それと車を運転しない人、本当に聞かれたのです。私遠くて、あそこまで行けないですよと。車もないのです。運転もしないし。そういうところで、町営バスで対応すればいいのだろうけれども、その場所は町営バスも走っていないのです。どうしたらいいのなんて、そういうことを言われているのです。参加できないのではしようがない。誰かに、ほかの人に乗せていってもらうしかないわねなんていう話を実際にしておりますので、やはり例えば団体が電車で来たら、ではどうするの。直通の車を出すのか。町営バスの発着時間まで待ってもらってプレーをしていってもらうのか。いろいろと考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　第５条の関係なのですが、今まで、現行は使用する団体はというふうになっていました。改正後は使用する者はというふうに、何でこういうふうに変えたのか。

それと、皆野町運動公園や柔剣道場、弓道場、これについては、個人で使用するということは今までなかったのかどうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、５条の団体というところが、使用する者ということに変わっているところでございますけれども、実際マレットゴルフのほうについても団体でなく個人で利用されるという方もいるということで、者ということでございます。

それから、皆野町運動公園、柔剣道場、弓道場というところで、今まで個人的にというところの質問ですけれども、ここの部分につきましては団体の方が利用されているということで、あまり個人の方は利用、弓道場につきましては個人の方の申請はかつてあったことはございますけれども、今回個人での利用とい

うことで者ということに改めるということでございます。

以上でございます

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　結局マレットゴルフ場の使用料金を規定するために、こういうふうに表現を変えたとしか考えられないのです。というのは、例えば皆野町運動公園、これは個人で自由にというか、使っているケースはありますね。そういったケースはないのですか。

続けて、そういう中で、このマレットゴルフ場の使用の申請です。個人で利用する場合も、教育委員会のほうに申請して、許可を得て利用すると。そういうシステムなのか、個人で使う場合はそれこそ自由にあそこへ行って使っていいものなのかどうか。使用料金等はどういうふうに支払うのか。全てこの管理は教育委員会で行う予定なのかどうか。この辺についてはどのように考えているか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、利用のやり方なのですけれども、ほかの体育施設、テニスコートとかと同様で、教育委員会の窓口で申請をしていただきます。教育委員会のほうでは、入り口の鍵が、チェーンの鍵があるのですけれども、そちらとあとスティックとかが置いてある小屋の鍵をお渡しして、利用していただくという形になります。最後終わったら、その鍵を鍵のボックスに入れていただいて、鍵をかけていただいて帰っていただくと。テニスコートもそんなような形でやっておりまして、鍵のほうはまた教育委員会のほうで点検を行っておりますので、そこで回収するという形でございます。ほかの体育施設とほぼ同様な貸出し方法ということで考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうなると、個人一人一人が申請するというケースもなきにしもあらずとは思うのですが、ほとんどが何らかの団体で利用するということを想定しているということなのでしょうか。個人で利用する場合、では10人の人が個人で同じ日に使うという場合は、それぞれから申請してという、そういうこともないとは考えられないけれども、いずれにしても今までと同じように団体で使用するということが前提というとおかしいけれども、想定されるということであれば、あえてこのマレットゴルフ場についても１人という表現ではなくて、団体とか、そういった今までと同じ、他のスポーツ施設の料金と同じような形でいいとは思うのですが、その辺どういうふうに想定しているのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今回のこのゴルフ場につきましては、ゴルフというスポーツなので、数人の方でお見えになる場合もあるかとは思います。また、１人で練習に来る方もいらっしゃると思いますので、その辺は団体と特に特定しない。テニスコートにしても、テニスは２人で両方向き合ってやる場合があると思いますけれども、弓道とかもそうですけれども、１人でやる場合とか、その辺の形で個の単位を考えたということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　他にございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　ちょっと細かいことなのですけれども、先ほどちょっと想定していたことと違ったのですけれども、鍵を開けて、用具は用具の中にということですが、用具は何人分ぐらいセットを用意しておられるのでしょうか。

それから、これは料金の設定に関してですけれども、このマレットゴルフ場は町長が推進し、非常に大いなる熱意を持って造ったものですから、また秩父郡市には、郡内には多分ほかになかったというふうに思いますので、ほかの施設と違って普及ということを考えれば、町内外を区別する必要はないのかなと。やっぱり600円となると、なかなか皆野まで来て600円というのは高いなと思いますし、町内外取りあえず一緒にするか、または１年ぐらいは皆さんに体験でただでやるとか、そのくらいの決意があってもいいのかなと思いますし、また先ほどトイレのことなのですけれども、トイレもやはり最初からきれいなトイレがないと印象が悪いのです。だからこそ、最初だからこそ、いいもの造って置いておいたほうがいいのかなと。あまりいい例ではないですけれども、今はなくなってしまった花の公園なんかですら、最初はいいトイレを使って、結局公園そのものが駄目になってしまいましたから、ほかのところへ行ってしまいましたが、やっぱりトイレというのはかなり印象が強く残りますので、できるだけ早くいいもの造って置いておいたほうがいいのかなと。まずは、そちら施設に関してお願いします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

管理棟がございまして、その中にスティックとボールを用意するという形でございます。今のところ約30本ぐらいステックもありまして、ボールも用意してあります。そのうちの20本ぐらいは管理棟のほうに用意したいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　ということは、手ぶらで５人、10人で行っても競技ができるということですから、普及には非常に役に立つと思いますので、だから施設的には一日でも早くきちんとしたトイレができればいいなというふうに思いますので、要望しておきます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員）　起立多数です。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第９、議案第３号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第３号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業における保険給付を円滑に実施するため、保険料に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第３号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

この改正に係る高齢者の保健福祉全般にわたる計画として策定しました令和３年度から令和５年度の３年間を事業計画期間とした第８期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者人口、要介護認定者、介護サービス費の推計などを根拠に各種数値を算出しております。この３年間の見込み数値でございますが、高齢者人口は令和５年には現在より4.2％減の3,398人、高齢化率は0.7％増の38.6％と見込み、要介護認定者は現在の667人から３人増の670人と、ほぼ横ばいと推計しております。保険給付費の推計も３年間で30億5,171万3,000円と、第７期と比較しますと伸びが見られないことから、保険料は改定せず、据え置くもので、基準額であります第５段階の月額保険料は5,500円でございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表を添付しましたので、御覧ください。第２条は、保険料率に関する規定でございまして、「平成30年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改めるもので、令和３年度から向こう３年間、第８期の保険料率を定めるための改正でございます。

第２項から次ページの第４項は、低所得者層の第１段階から第３段階の保険料の軽減を規定しており、いずれも「令和２年度」を第８期に合わせ、「令和３年度から令和５年度まで」に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和３年４月１日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第３号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第10、議案第４号　皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第４号　皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第４号　皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、いわゆるケアマネ事業所の管理者の規定を改めるものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表を添付しましたので、御覧ください。第４条の改正は、管理者は主任介護支援専門員でなければならないと限定されていたものを、やむを得ない場合は介護支援専門員とすることができると、基準を緩和するものでございます。

附則第２項の改正は、管理者を介護支援専門員としていた事業所の経過措置を５年間延長し、令和９年３月31日までとするものでございます。

次ページの附則第３項の規定は、令和３年４月１日以降は、第２項を適用していた事業所が引き続き経過措置を適用する場合に限るとするものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和３年４月１日から施行し、附則第２項及び第３項の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第４号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第11、議案第５号　皆野町学童保育所における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第５号　皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町学童保育所の指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を負わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第５号　皆野町学童保育所における指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町学童保育の指定管理者に埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2125番地、明星学童保育所代表、倉持光恭を、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

皆野町学童保育所の施設は、皆野学童保育所と国神学童保育所でございます。

指定管理者の指定期間が満了することから、引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第５号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　11番、四方田です。この指定管理者についての質問を行います。

この契約は、５年という長い間の、長いと言っていいか、短いと言っていいか分かりませんけれども、なかなかこういった激動した世の中でどうになるか分からないのですけれども、過去を振り返ってみますと、過去５年間にはこの学童保育所も保護者に対しての無料化とか、全員入所とか、それからあるときによっては入所制限があったりと、かなり摩擦があったように思います。それで、参考までに、今後５年ということなので、後学のために何点か質問をさせていただきたいと思います。

それで、まずこの５年間において、この学童保育所は定員があるのでしょうかないのでしょうか。あれば、国神あるいは皆野の学童に何人という定員があるのでしょうか、お伺いします。

それと、この学童保育所の立地しているところの土地とか家屋とか施設、備品というのものの所有はどこになっているのでしょうか。

３点目として、この学童保育所の運営に対して委託金とか補助金とかというのはどういう具合になっているのでしょうか。

それから、４つ目として、入所希望者をどのように選択、あるいは審査、あるいは入所の数とかは基準があって、どういうふうにお決めいただいているのでしょうか。

それから、現状では保護者の負担金というのがどういうふうに算定されて、一定なのでしょうか、それともいろいろ所属とか、そういうものがあったりなんかするのがあるのか、保護者の負担金についてはどういう形になっているのか、お伺いいたしたいと思います。

それから、ちょっと細かいことで申し訳ないのですけれども、これ５年計画、５年の期間になるのですけれども、向こう５年間、６年間、６年間あればいいのですけれども、これから学校に上がる子供、いわゆる令和３年度に何人、４年度に何人、５年度に何人、６年度に何人、７年度に何人、８年度に何人というのが、推定にはなるかと思うのですけれども、これから今生まれている子は６年たつと学校に上がるわけですけれども、その間にこれから順次学校に上がって、入学していくる子が何人いるかということでお願いをしておきましたけれども、令和３年に皆野小学校には何人上がり、令和４年には何人上がり、５年には何人上がりという形で数値をお示しいただければありがたいということをお願いし、以上この点について質問を申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　11番、四方田議員さんのご質問にお答えをいたします。

大分多岐にわたりますので、順次ご回答させていただきたいと思います。初めの定員でございますが、現在１クラス40人定員で募集をしております。国神小学校は１クラスですので、40人、皆野小学校は３クラスですので、120人でございます。

２番目の土地、備品、あと家屋ですか、の所有についてですが、建物及び備付けの備品は町の所有ですが、一部明星学童保育所が購入した備品がございます。土地につきましては、皆野学童が町有地と借地がございます。国神学童は、全て町有地でございます。

３番目の委託料につきましては、毎年国から示される基準額に基づいて、毎年契約をしております。現在の基準額ですが、参考に申し上げますが、36人から45人クラス、これが１クラスで457万7,000円、これは年額になります。これ掛ける４クラスですか、そういった形です。また、土曜日の開所や夏休みの開所の加算があります。それらを合わせた額が委託料となります。令和３年度の予算では、2,063万9,000円を

計上しております。

続いて、４番目の入所の決定についてですが、申込みは学童保育所のほうに提出していただいております。入所決定につきましては、町のほうが主体的に行っております。要するに保護者が保育に欠ける要件等がありますので、そこの確認。あと、勤め先の場所等によって迎えに来れる時間が保護者によって違いますので、何時から何時までといった形で入所決定をしております。

続いて、保育料についてはお一人、月6,000円です。保育料のほかに食事代、おやつ代というのでしょうか、そういったのはまた別になりますが、保育料については１人6,000円。保護者の補助金の制度がありますので、非課税世帯、あるいは子供さんが３人以上いて３人目以降の保育料については減免の制度がございます。

今後の入学者数、学童の対象児童になりますが、手持ちの資料で申し上げます。皆野小学校の令和３年度の４月の入学が39人、４年度が45人、５年度が45人、６年度が41人、７年度が39人、８年度が31人、６年間合わせまして240人です。続いて、国神小学校を申し上げます。令和３年度が８人、４年度が６人、５年度が９人、６年度が７人、７年度が５人、８年度は３人、合わせて38人です。

三沢小学校を申し上げます。３年度が４人、４年度が３人、５年度が３人、６年度が３人、７年度が４人、８年度が３人、合わせて20人、３校合わせますと298人となります。

参考に現在の児童数、教育委員会で頂いた資料で申し上げます。皆野小学校が325人、国神小学校が75人、三沢小学校が35人、合計で435人です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　大変丁寧にお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

これもこの５年の間に今また不的確な世の中で何が起こるか分からないので、これがどういうふうに変わっていくかも分かりませんけれども、人数や何かを今聞いたところ、令和８年になりますと全校で、皆野全部で298人、現在が435人。だから、こういう状況になることが予想、これは仮で、途中に転出があったり、転入があったりするから、若干の誤差はできるかと思いますけれども、五、六年先にはこういうふうになるということは示されたと思うのですけれども。こういうことを踏まえて、これから先々の学校や何かの再編とか、そういうことも早いうちに考えなければいけないかなと思っておりますので、この数字についていろいろ参考にさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　それでは、１点だけご質問させていただきます。

今学童数ですか、言っていただきまして、１クラス40名、国神が40名で、皆野が120名ということで、各学童保育所の職員の方はどのくらいなのでしょうか。十分間に合っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　８番、新井議員さんのご質問にお答えいたします。

現在支援員の数ですけれども、国神、皆野合わせまして15人でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　ありがとうございました。
○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。
　10番、大澤径子議員。
○10番（大澤径子議員）　今３月ということで、４月の入所はある程度分かっていると思うのですけれども、４月の学童保育所の国神、明星、それぞれの入所予定人数と、それから前、要するに支援員が足りなくて定員を減らしていた時期があったと思うのですけれども、この委託の中で、極端な例ではないですけれども、要するに１クラス丸々受け入れられなくなったような場合には、先ほどの規定でいくと、１クラスで幾らという金額で委託しているわけですけれども、そういう金額に変化はあるのでしょうか、そこをお聞かせください。
○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（浅見幸弘）　10番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。
　皆野学童保育所の入所決定は現在104人です。国神学童保育所が37人でございます。待機児童はございません。
　委託料につきましては、先ほど36人から45人という人数を申し上げましたが、人数によって委託料の額が変わりますので、この36人に満たなくなれば、１ランク下の金額というふうなことで変更契約となります。
　以上でございます。
○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。
　続いて、討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。
　これより議案第５号を採決いたします。
　本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。
　よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決
○議長（若林光雄議員）　日程第12、議案第６号　皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定についてを議題といたします。
　町長に提案理由の説明を求めます。
　町長。
〔町長　石木戸道也登壇〕
○町長（石木戸道也）　議案第６号　皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、提案理

由の説明を申し上げます。

皆野町老人福祉センターの指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第６号　皆野町老人福祉センターにおける指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

皆野町老人福祉センター長生荘の指定管理者に埼玉県秩父郡皆野町大字大渕103番地１、公益社団法人皆野町シルバー人材センター、理事長、中健治を令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

この施設も指定管理者の指定期間が満了するため、引き続き指定を行いたいものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第６号の説明とさせていただきます

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第７号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第13、議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,900万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

１ページを御覧ください。第１条、歳入歳出予算でございますが、令和３年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,900万円とするものでございます。前年度当初予算と比べ9,300万円の増額でございます。

第２条から第４条までは、それぞれ地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

７ページを御覧ください。第２表、地方債は、臨時財政対策債、緊急浚渫推進事業及び上水道広域化施設整備事業出資の３つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、限度額を２億6,030万円とするものでございます。

次の水色の仕切り以降が、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書となります。

予算に関する説明書３ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款１町税、項１町民税、目１個人は３億7,575万6,000円で、前年度に比べて1,535万5,000円の減額でございます。

その下、目２法人は4,551万2,000円で、前年度に比べて1,856万1,000円の減額でございます。税制改正による法人税割の税率引下げの影響や、新型コロナウイルス感染症による減収の影響を受け、減額を見込んだものでございます。

その下、項２固定資産税、目１固定資産税は４億8,516万4,000円でございます。新型コロナウイルス感染症による中小事業者等の固定資産税の軽減や地価の下落等による評価額の減により、前年度より3,251万3,000円の減額を見込んでおります。

４ページを御覧ください。２段目、項４町たばこ税、目１町たばこ税は4,738万4,000円で、前年度に比べ543万5,000円の減額でございます。たばこ消費量の減少による減額を見込んだものでございます。

５ページに移りまして、下から３段目、款７地方消費税交付金は２億2,800万円で、前年度に比べ400万円の減額を見込んでおります。一般分として１億1,400万円、社会保障財源分として１億1,400万円を見込んでおります。なお、社会保障財源分の充当内容につきましては、別紙資料を配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

６ページを御覧ください。上から２段目、款11地方特例交付税は、前年度に比べて604万2,000円増額の910万5,000円でございます。

その下、項２新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金712万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった固定資産税の補填等のために交付されるものでございます。

その下、款12地方交付税は、前年度に比べて3,228万3,000円の増額、15億3,102万5,000円でございます。国の交付税予算の増額を反映させたことによるものでございます。

７ページ上段、款14分担金及び負担金、項１負担金、目２民生費負担金は、前年度に比べて661万2,000円減額の1,052万6,000円でございます。保育所児童保護者負担金について、実績に基づき前年度より600万円の減額を見込んでおります。

９ページを御覧ください。２段目、款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は３億5,016万4,000円で、前年度に比べて623万5,000円の増額でございます。増額の主なものは、節２社会福祉費国庫負担金の一番上、障害者自立支援給付費国庫負担金で、前年度に比べて1,075万8,000円の増額でございます。

最下段、項２国庫補助金、10ページに移りまして、上段、目５教育費国庫負担金は15万9,000円で、前年度に比べて1,231万9,000円の減額でございます。前年度に計上していた学校施設環境改善交付金の皆減によるものでございます。

12ページを御覧ください。款17県支出金、項２県負担金、目４農林水産業費県補助金は430万9,000円で、前年度に比べて787万8,000円の減額でございます。減額の主な要因は、前年度に計上していた山村生活安全対策事業県補助金や里山平地林再生事業県補助金の皆減によるものでございます。

13ページ２段目、項３県委託金、目１総務費県委託金は2,258万7,000円で、前年度に比べて134万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、節５選挙費県委託金582万8,000円の追加で、令和３年に執行が予定されております衆議院議員総選挙について計上してございます。

15ページを御覧ください。３段目、款20繰入金、項１基金繰入金、目１公共施設整備基金繰入金は5,479万4,000円でございます。前年度に比べて、公共施設の整備に係る事業が少ないことから6,306万円の減額となっております。

目４財政調整基金繰入金は１億2,115万円で、前年度に比べて3,802万3,000円の増額でございます。

18ページを御覧ください。款23町債、項１町債、目９土木債の500万円は、河川のしゅんせつ工事の財源として借り入れるものでございます。

また、目３臨時財政対策債１億6,460万円、目11衛生債、上水道広域化に伴う出資として9,070万円を予定しております。

歳入は以上になります。

黄色の仕切りの次からが歳出でございます。新規事業や大きく変更があった点を中心にご説明申し上げます。

なお、令和３年度においてはよりよい住民サービスを提供することを目的に、組織機構改革及び事務分掌の見直しを実施いたします。そのため、予算の計上科目が前年度から一部変更となっている箇所がございます。

20ページを御覧ください。款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、22ページに移りまして、節12委託料の一番下、相続財産管理人業務委託料100万8,000円は、債権回収不能となっている持家住宅賃貸借契約について、相続財産管理人を選任し、契約を解除するためのものでございます。

26ページを御覧ください。目７企画費、節１報酬の総合振興計画審議会委員報酬69万円は、第５次皆野町総合振興計画における後期基本計画を作成するためのものでございます。なお、関連する経費として、節10印刷製本費及び節11郵便料にも計上してございます。

その下、節12委託料の公共施設等総合管理計画策定業務委託料276万円は、平成28年度末に策定した公共施設等総合管理計画について、令和２年度末に策定予定の個別施設計画の内容を反映させ、改定するための委託料でございます。

同じく節12委託料の地域おこし協力隊委託料916万8,000円は、高校魅力化のための地域おこし協力隊２名分に係る費用を計上したものでございます。

28ページを御覧ください。目９地域振興費及び29ページの目10移住定住促進費につきましては、機構改革に伴い科目を新設し、計上替えしたため皆増となっております。

なお、29ページの節12地域おこし協力隊委託料869万5,000円は、新たに採用予定の移住促進を目的とした地域おこし協力隊２名分に係る費用を計上したものでございます。

33ページを御覧ください。下段、項４選挙費、34ページに移りまして、目３町長選挙費152万3,000円及び目７衆議院議員選挙費642万9,000円は、令和４年４月に任期満了となる皆野町長選挙と、令和３年に予定されております衆議院議員総選挙の執行経費を計上したものでございます。

37ページに移りまして、２段目、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は４億3,869万8,000円で、前年度に比べて1,559万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、38ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金の中の３行目、障害者自立支援医療費負担金2,310万円で、前年度から120万円の増額、その下、障害者自立支援給付費負担金２億4,895万6,000円は、前年度から2,151万6,000円の増額、３つ下に行きまして、障害児給付費等負担金3,686万4,000円は、前年度から660万円の増額でございます。いずれもサービス利用者及び利用回数の増加等によるものでございます。

41ページを御覧ください。目５老人福祉センター費、42ページに移りまして、節14工事請負費の長生荘高圧ケーブル更新工事費84万7,000円は、老朽化した高圧引込みケーブルを更新するものでございます。

下段の項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、44ページになりますが、節14工事請負費の皆野学童保育所１階トイレ洋式化工事費302万2,000円は、和式トイレを洋式化し、温水洗浄便座へと取り替えるものでございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金は、結婚新生活支援事業費補助金60万円は、婚姻に伴う住宅取得費用等について、１世帯当たり30万円を上限に補助するものでございます。なお、県から補助金が出ており、補助率は２分の１でございます。

48ページを御覧ください。款４衛生費、項１保健衛生費、目４母子保健費、節12委託料、49ページ一番上になりますが、新生児聴覚検査委託料24万円は、新生児聴覚検査の初回検査料を助成するものでございます。

最下段、項３上水道費、目１上水道費、50ページに移りまして節23投資及び出資金、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資9,070万円は、歳入でご説明いたしましたが、同額の起債を予定しております。

中段、項４下水道費、目１下水道費の皆増は、皆野・長瀞下水道組合公共下水道負担金について、土木費から計上替えしたことによるものでございます。

54ページを御覧ください。２段目、款６農林水産業費、項２林業費、目２林道整備費は4,031万8,000円で、前年度に比べて744万7,000円の増額でございます。主な要因としては、55ページの上段、節17備品購入費、ダンプトラック購入費として653万円を計上したことによるものでございます。建設課のダンプトラックの買換えを行うものでございます。

２段目、款７商工費、項１商工費、56ページに移りまして、目３観光費、57ページの節14工事請負費の親鼻河原観光トイレ環境美化工事費210万2,000円は、令和２年度に建設した親鼻河原観光トイレの周辺環境を整備し、観光を促進するものでございます。

その下、中三沢観光トイレ洋式化工事費92万5,000円及び八幡神社観光トイレ洋式化工事費42万1,000円は、既存の和式トイレを洋式化するものでございます。

58ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金の秩父音頭まつり補助金420万円は、例年の400万円に加え、新型コロナウイルス感染症対策費用として20万円を増額しております。

その下、ふれあい祭補助金につきましても、同様の理由で10万円を増額しております。

60ページを御覧ください。款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費は7,813万5,000円で、前年度と比べて1,589万3,000円の増額でございます。町道補修工事等による舗装の打ち替えや地滑り対策等を計画しております。

61ページ、目３道路新設改良費は１億44万円で、前年度に比べて2,080万円の減額でございます。町道改良に伴う土地購入費が大きく減額となったことによるものでございます。

62ページを御覧ください。２段目、項３河川費、目１河川総務費、節14工事請負費の河川浚渫工事費500万円は、歳入でご説明いたしましたが、同額の起債を予定しております。

64ページを御覧ください。款９消防費、項１消防費、目１非常備消防費、65ページ、節10需要費の消耗品費582万3,000円のうち、消防団員用活動服の更新及び女性消防団員用制服の新調費用として475万2,000円を計上しております。

66ページに移りまして、目３消防施設費は1,016万1,000円で、前年度と比べて646万7,000円の増額となっております。消防団詰所、防火水槽に係る改修及び解体工事費等を計上したものでございます。

次の目４災害対策費、67ページの節14工事請負費の戸別受信機設置撤去工事費143万円は、申請実績に基づき50件分を計上したものでございます。

次の節17備品購入費に戸別受信機購入費324万5,000円を計上しております。

２段目、款10教育費、項１教育総務費、70ページになりますが、目２事務局費の節12委託料の一番下、ＩＣＴ活用授業技法アドバイザリー業務委託料583万円は、タブレット端末を効果的に使用した授業手法について、教員がアドバイスを受けるための業務委託料でございます。

71ページ２段目、項２小学校費、目１学校管理費、73ページに移りますが、節14工事請負費の一番上になります。国神小学校多目的トイレ設置工事費550万円は、バリアフリーに対応したトイレを新たに設置するものでございます。なお、関連して、節12委託料に設計業務委託料88万円を計上しております。

74ページを御覧ください。項３中学校費、目１学校管理費、節１報酬の会計年度任用職員報酬803万2,000円のうち241万3,000円は、学校司書、図書支援員の配置に係るものでございます。学校司書１人と図書支援員２名分を計上しており、前年度と比べて図書支援員を１人増員しております。

77ページを御覧ください。２段目、項４幼稚園費、目１幼稚園費は9,676万4,000円で、前年度と比べて3,838万円の増額でございます。増額の主な要因は、79ページになります。節14工事請負費の皆野幼稚園トイレ洋式化工事費や皆野幼稚園屋上防水工事費等を実施することによるものでございます。

81ページを御覧ください。項５社会教育費、目２公民館費、82ページに移りまして、節13使用料及び賃借料の３行目になります。電算システム使用料21万2,000円と、３つ下のコンピューター機材借上料36万1,000円は、公民館、図書室の蔵書を管理するシステム導入に係る費用でございます。

85ページをお願いいたします。２段目、項６保健体育費、目１保健体育総務費、87ページに移りまして、節14工事請負費のスポーツ公園野球場防球ネット改修工事費1,034万円は、ライト側の防球ネットを増設するものでございます。

90ページを御覧ください。目４柔剣道場・学童保育所複合施設費、91ページの節14工事請負費の柔道場畳入れ替え工事費549万2,000円は、経年劣化した畳について、抗菌化加工が施された畳に入れ替えるものでございます。

93ページを御覧ください。款13諸支出金、項２基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上しております。

次の94ページ、２段目、款14予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

95ページからが給与費明細書、105ページが債務負担行為に関する調書、106ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和３年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第８号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第14、議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,389万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,389万円で、前年度に比べ

て１億8,582万9,000円の増でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款１国民健康保険税、項１国民健康保険税は、目１及び目２合わせて１億5,638万1,000円で、被保険者の減少、新型コロナウイルス感染症による減収を考慮し、前年度に比べて1,108万3,000円の減でございます。なお、令和３年度の保険税率については据置きとしております。

４ページをお開きください。上から２段目、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金９億6,226万6,000円は、前年度に比べて１億6,631万円の増でございます。節１普通交付金９億3,427万7,000円は、保険給付費等に充当するものでございます。節には特別調整交付金2,798万9,000円は、国保運営の安定に対する事業の実施状況等により交付されるものでございます。

下から２段目、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金5,439万円の内訳は、説明欄のとおりです。保険基盤安定繰入金は合わせて3,011万6,000円です。前年度に比べて249万7,000円の減でございます。

次の出産育児一時金196万円は、出産育児一時金７件分でございます。事務費繰入金1,791万円は、職員給与２人分、事務手数料等に関する繰入れでございます。続きまして、財政安定化支援金440万4,000円は、前年度と比べて59万1,000円の増でございます。

最下段、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金958万3,000円は、国保税の減収等の調整のため繰り入れるものです。

５ページを御覧ください。上から２段目、款８繰越金、項１繰越金は5,091万3,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。６ページをお開きください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,957万4,000円は、職員２人分の給与等の人件費や事務費の計上等でございます。

７ページを御覧ください。中段、項２徴税費、目１賦課徴収費331万6,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

８ページをお開きください。下段、款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費８億726万7,000円は、前年度と比べて１億3,321万7,000円の増です。令和２年度の実績見込額に基づいて試算しております。被保険者数は減少しておりますが、年齢階層が上がったこと、医療の高度化などによって１人当たりの医療費が増額したことによります。

目３一般被保険者療養費345万1,000円は、前年度と比べて235万4,000円の減です。

目５審査支払手数料155万8,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料です。

９ページを御覧ください。最上段、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費１億2,169万9,000円は、前年度と比べて3,262万2,000円の増です。

下から２段目、項４出産育児諸費、目１出産育児一時金294万円は、前年度と同様に７人分を計上いたしました。

最下段、項５葬祭諸費、目１葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

10ページをお開きください。款３国民健康保険事業納付金につきましては、広域化に伴う激変緩和措置後で、総額２億4,967万6,000円です。前年度と比べて3,019万円の増です。なお、令和３年度の激変緩和措置額は1,342万3,000円でございます。

この納付金の内訳につきましては、項１医療分１億6,544万8,000円は、前年度と比べて2,238万4,000円の増です。

項２後期高齢者支援金等6,560万6,000円は、前年度と比べて549万2,000円の増です。

項３介護納付金1,862万2,000円は、前年度と比べて231万4,000円の増です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。中段、款６保健事業費、項１特定健診事業費は1,359万3,000円でございます。

節７報償費、説明欄の報償金148万4,000円は、保健指導の専門職の方への報償金でございます。

節12委託料1,102万7,000円のうち特定健診委託料693万3,000円は、750人分でございます。

説明欄の最下段、特定健診未受診者対策事業委託406万4,000円は、受診率向上のために未受診者データの分析、企画運営、通知作成などを委託するものでございます。

最下段から12ページにかかって、項２保健事業費、目１疾病予防費635万2,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防健診160人分でございます。委託契約医療機関での人間ドック受診に対して町から支払うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金、12ページに移りまして、生活習慣病予防健診費補助金30万円は、委託契約以外の医療機関での人間ドックの補助で、10人分でございます。

13ページを御覧ください。最下欄、款10予備費でございますが、10万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は２人分の人件費を計上しております。

以上、議案第８号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第９号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第15、議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億8,450万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

１枚おめくりいただきまして、１ページをお開き願います。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億8,450万円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして3,500万円、3.04％の増でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が92.2％、地域支援事業費が５％、合わせて97.2％を占める予算でございます。

３枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開きください。２、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料２億2,934万3,000円、前年度に比べ268万5,000円の減でございます。

１つ飛びまして、款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金１億9,200万7,000円は、保険給付費の介護施設分の15％、その他分の20％、国の負担区分による計上でございます。

次に、項２国庫補助金、目１調整交付金5,206万2,000円は、保険給付費の4.7％を計上いたしました。

目２地域支援事業交付金（介護予防事業）818万5,000円は、地域支援事業費の総合事業合計4,092万5,000円の20％の計上でございます。

目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）656万4,000円の計上は、地域支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の38.5％の計上でございます。

１枚おめくりいただきまして、４ページをお願いいたします。款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金２億9,486万7,000円は、前年度に比べて1,547万6,000円の増でございまして、保険給付費の27％の計上でございます。

目２地域支援事業支援交付金1,105万円は、総合事業に係る負担区分の27％の計上でございます。

次に、款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金１億6,292万4,000円は、保険給付費の介護施設分の17.5％、その他分の12.5％、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次に、項２県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防事業）511万5,000円は、総合事業に係る負担区分の12.5％の計上でございます。

目２地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）328万2,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.25％の計上でございます。

次ページに移ります。款８繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金１億3,651万2,000円は、保険給付費の12.5％の負担区分により、一般会計から繰入れを行うものでございます。

目２地域支援事業繰入金（介護予防事業）511万5,000円は、新総合事業に係る負担区分12.5％の計上でございます。

目３地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）328万2,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の19.25％の計上でございます。

目４その他一般会計繰入金1,878万7,000円は、節１職員給与費等繰入金841万6,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。

節２事務費繰入金1,037万1,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

目５低所得者保険料軽減繰入金1,164万9,000円は、第１段階から第３段階までの対象者1,013人分の計上でございます。

次に、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金3,000万円は、歳入不足を補うため基金の取崩しを行うものでございます。

６ページをお開きください。款10繰越金は1,030万4,000円の計上でございます。

７ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,469万円の計上は、一般職員に対する人件費、介護保険システムに係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。

８ページをお開きください。中段、款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等535万8,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料216万円、節12委託料、訪問調査業務委託料319万8,000円の計上でございます。

その下、目２認定審査会共同設置負担金501万3,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

最下段、款２保険給付費でございます。項１介護サービス等諸費は、要介護１から要介護５の方に対するものでございます。

目１居宅介護サービス給付費３億5,230万8,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、前年度に比べ915万6,000円の増額でございまして、給付実績を勘案した計上でございます。

次ページに移ります。目２特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで一定期間かかりますが、急を要する場合と申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付費でございますが、この後１段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

目３地域密着型介護サービス給付費１億4,906万8,000円は、前年度に比べ1,023万円の減額計上でございます。

目５施設介護サービス費４億3,149万5,000円は、前年度に比べ4,056万3,000円の増額計上でございます。施設入所者に対する給付費で、入所者の増加が要因でございます。

目９居宅介護サービス計画給付費4,843万1,000円は、前年度に比べ466万7,000円の増額計上でございます。介護サービス計画の作成及び管理に対する給付費でございます。

10ページをお願いいたします。中段、項２介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は要支援１、要支援２の方に対する給付費でございます。サービス内容は、ほぼ同様でございます。予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設入所サービス費はございません。

目１介護予防サービス給付費2,585万9,000円は、前年度に比べ113万9,000円の増額計上でございまして、実績を勘案した見込額でございます。

次のページの目８特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございまして、

ほぼ前年と同額の計上でございます。

11ページ中段、項３高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目１高額介護サービス費は、要介護１から５の方に対するもので、2,019万6,000円の計上で、前年度に比べ219万6,000円の増額計上でございます。

次に、項４高額医療合算介護サービス等費、目１高額医療合算介護サービス費482万4,000円の計上でございます。

12ページをお開きください。中段、項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を減額し、町が負担するもので、4,304万6,000円の計上で、前年度に比べ690万2,000円の増額計上でございます。

13ページに移ります。款３地域支援事業費、目１介護予防生活支援サービス事業費2,444万8,000円の計上で、前年度に比べ570万4,000円の減額計上でございます。

目２介護予防ケアマネジメント事業費398万7,000円の計上でございます。これは説明欄のとおり、電算システム使用料145万2,000円と、介護予防ケアマネジメント事業負担金227万1,000円を計上したものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費1,234万3,000円の計上でございます。主なものは、節７報償費148万2,000円、節12委託料932万3,000円で、らくらく健康塾、高齢者水中ウオーキング教室、ふれあい広場など介護予防事業の中心的な予算でございます。

14ページをお開きください。項３包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目２権利擁護事業費119万8,000円の計上で、成年後見人制度に関する予算が主なものでございます。

その下、目３包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,486万3,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

16ページをお開きください。最下段、款７予備費でございますが、769万8,000円の計上でございます。

17ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第９号の説明とさせていただきます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（若林光雄議員）　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◇

◎議案第１０号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第16、議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめ、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、歳入歳出それぞれ１億3,564万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億3,564万2,000円で、前年度予算に比べて290万円の減でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。予算に関する説明書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１及び目２合わせまして１億197万8,000円で、前年度と比べて446万3,000円の減でございます。なお、保険料につきましては、均等割、所得割とともに前年度と同じでございます。

下から２段目、款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金142万5,000円は、町の事務費の繰入金でございます。

目２保険基盤安定繰入金3,098万3,000円は、低所得者に係る保険料軽減分でございます。

４ページをお開きください。最下段の款５繰越金、項１繰越金は114万2,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。５ページを御覧ください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費88万7,000円は、主に保険証を送付する費用でございます。

下から２段目、款２後期高齢者医療広域連合納付金は１億3,297万円で、前年度と比べて328万2,000円の減でございます。

６ページを御覧ください。最下段、款４予備費でございますが、114万5,000円を計上いたしました。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員）　次会日程の報告を行います。

明日10日は、議案調査のため午前中休会とし、午後１時30分から本会議を開き、議案の審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、明日10日は、午前中休会とし、午後１時30分から開議といたします。

◇

◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員）　本日はこれをもって延会いたします。

延会　午後　４時５８分

令和３年第１回皆野町議会定例会　第２日

令和３年３月１０日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午後１時３０分開議

出席議員（１２名）

１番	大　塚　鉄　也　議員	２番	林　　太　平　議員
３番	小　杉　修　一　議員	４番	宮　前　　司　議員
５番	常　山　知　子　議員	６番	若　林　光　雄　議員
７番	大　澤　金　作　議員	８番	新　井　達　男　議員
９番	林　　豊　議員	１０番	大　澤　径　子　議員
１１番	四方田　　実　議員	１２番	内　海　勝　男　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　長	石木戸　道　也	副町長	土　屋　良　彦
会計管理者兼会計課長	橋　本　賢　伸	教育長	新　井　孝　彦
総務課長	新　井　敏　文	みらい創造課長	黒　澤　栄　則
町民生活課長	長　島　　弘	参事兼健康福祉課長	浅　見　幸　弘
参事兼税務課長	豊　田　昭　夫	参事兼産業観光課長	玉　谷　泰　典
建設課長	宮　原　宏　一	参事兼教育次長	設　楽　知　伸

事務局職員出席者

事務局長	吉　岡　明　彦	書　記	山　田　　厳

◎開議の宣告　（午後１時３０分）

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第７号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第１、議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は９日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　では、一般会計予算、まず予算大綱の３ページから質問させていただきます。上段の２段目、図書館教育の充実についてお聞きします。新年度予算に図書支援員の１名増員が計上され、大変よかったと私は思っています。１名増員により、今後どんなところに力を入れていくか教育長に考えをお聞きします。

次は、ページ一番最後の大綱の一番後ろにある基金残高についてお聞きします。一番下の段に森林環境整備基金について、この表によりますと令和２年度末の現在高769万円となっています。基金が始まって１年でこれだけの金額が積み立てられました。そして、新年度の積立金を合わせると約1,000万円を優に超えています。さらに、令和６年から森林環境税として国民１人1,000円が徴収されることになっています。そうすると、町に交付される贈与税は割合が増えてさらに増額が予想されています。ただ基金として積み立てておくだけでなく、私昨日の一般質問でも行いましたように、道路脇の樹木の整備などについてぜひ検討していただきたい。秩父市で使えて、当町で使えないことはないはずだと私は思います。それとも基金を使っての計画があるのか、これから計画をつくるのか、もう一度お願いします。

それから、今度は予算書のほうに行きまして、ページ18、町の出資金、衛生費で上水道広域施設整備事業出資金9,070万円について伺います。この出資債ですか、平成29年度から始まったのですが、そのときは、29年度は5,180万円、次の平成30年は5,900万円、平成31年はちょっと下がりましたけれども、3,510万円、令和２年はまた上がって7,180万円、今年度予算では9,070万円とまた上がっています。そして、本当に町の負担が増えているわけですけれども、後で交付税として戻ってくるという答弁もありましたが、全てではありません。町長は、この毎年増えていく原因は何なのですか。また、これからも増え続けるので

すか、お聞きしたいと思います。

それから、ページ27と29ページの地域おこし協力隊委託料についてなのですけれども、地域おこし協力隊の採用を提案した者として、その状況が大変気になっています。今や全国の市町村で協力隊が活躍しています。残念ながら前の２名は途中で退職し、なかなかその活動が町民に見えませんでした。ぜひ今度新しく募集した２名、またその前の女性の２名について協力隊員の活動の見える化をお願いします。そして、その人たちが町でどんなことがやりたいのか、そうした要望も聞いて、町の活性化のために活動していただきたいと思いますが、それはみらい創造課の課長に伺います。

それからもう一つ、予算書の47ページ、保健衛生費、上段の３項目めに脳検診費補助金６万円とありますが、何人分の補助金で、また検診対象者年齢は何歳になりますか。教えてください。

それからあと、最後のほうに74ページからの中学校費について関連質問をさせていただきます。教育長には２点あります。今年皆野中学校を卒業する３年生は、コロナウイルス感染症拡大により、昨年１年間様々な行事が制約されました。そして、楽しみにしていた修学旅行も中止になってしまいました。中学最後の思い出づくりの旅行も中止、生徒たちにとって本当に大変な１年でした。それで、ある自治体では小学校６年生には２万円の旅行券を支給し、コロナが収束したら家族旅行にと、また中学３年生には５万円の旅行券、５年後にそのときの友達と旅行を楽しんでというものもあります。また、川崎市ではよみうりランドを３日間貸し切り、学校の卒業生1,200人を順番に振り分けて思い出づくりをしたそうです。皆野の保護者の方も何かしてあげたい、子供たちに思い出づくりをと言っていますが、もう本当にぜひこれは保護者や先生方に託していただいて、やはり子供たちのいい思い出をつくっていただきたい、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　それでは、常山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

初めの図書館教育につきまして、学校司書と図書支援員の配置につきましては、令和２年度から皆野中学校に配置をしていただきまして、このことで皆野中学校の図書室が劇的に変わったと言っていいと思います。毎日開館しているということで、子供たちも毎日のように来室をして、専門の学校司書のおかげで専門性ゆえの支援員への指導も適切であって、本当に図書館が機能しているというふうに私は感じております。その職務の中で、中学校だけではなくて各小学校、それから幼稚園、それから公民館の図書館とも連携して進めていこうということでやってまいりましたけれども、なかなか勤務時間の関係で十分な支援ができなかったということで、ここで１名増員をいたしまして、来年度以降は中学校を拠点にして小中学校と幼稚園と、そして公民館の図書室のほうとうまく連携して、町の図書を共有財産にして、いろんな図書が流動的に貸し借りができるようなということもできるのではないかなというふうに期待をしています。

いずれにしましても、図書支援員を置いて、本を読むことが好きな子を育成していくということが目標ではありますけれども、その先にあるのは子供たちの学力向上です。主たるものは、読解力をしっかり身につけさせていきたいなというふうに思っておりまして、そのための施策の一つとして学校図書館教育の充実が挙げられるというふうに考えております。

２つ目のご質問ですけれども、確かに今の３年生は修学旅行を予定していて、コロナの関係で３月に延期をいたしました。３月の延期をした修学旅行を楽しみにしていたわけですけれども、ご存じのとおり緊

急事態宣言が発令され、やむなくそれも中止ということで１月には決断をいたしました。それに代わる策として、学校の教職員が一生懸命考えて、子供たちのためにということで都内のほうとは反対側の軽井沢に行って、そこで思い出づくりをしようということで、教育委員会も一生懸命支援をして、その行事を何とか成功させようということでやってまいりました。本当だったら今日行っているはずなのですけれども、またご案内のように緊急事態宣言の再延長ということで、子供たちに危険な思いをさせるわけにはいかないということで、こちらのほうも断念せざるを得ないということでございます。

ご指摘のような子供たちに対するいろんな思い出づくりのための支援、なるほどなというふうに思ってお聞きしました。今後コロナ禍もいつ収束するか分かりませんので、今のご意見を参考にして教育委員会としても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　５番、常山議員さんから質問のありました予算書の18ページ、上水道広域化施設整備事業出資9,070万円、これが年々増加しているというご指摘でございます。この出資につきましては、水道の広域化に係る建設改良費のうち、国庫補助の対象となった事業費の３分の１を構成市町で負担をするという内容のものでございます。この出資の事業の内訳といたしましては２つございまして、１つは基盤整備等強化事業というのがございます。これは、主に老朽化した施設等を改修して、運営基盤強化につなげるための事業でございます。この事業につきましては、各市町の整備状況、事業の実施状況に応じて負担をするというものでございます。

２点目の広域化事業分につきましては、広域化による各地域間をつなぐための事業になりまして、これは給水戸数による按分で負担をいたします。

そういったことから、その市町における事業の実施状況に応じて負担金が変わってくるという内容になります。

事業費は増えているということにつきましては、それだけ皆野地内、これは皆野、長瀞、旧の水道企業団の区域内ということになりますが、そちらで事業が実施されているということでございます。今後もこの事業の実施状況に応じて負担金が変わってくるということですので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　５番、常山議員さんからのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の採用状況ということでございますが、２月16日に面接をさせていただきまして、全体で６名の応募がございました。その中で２名の決定をいたしまして、既に通知を出させていただいたところでございます。

議員からご指摘の活動の見える化という部分でございますが、現在活動しております高校魅力化担当の２名につきましては、皆野高校の授業等に参加をいたしまして、活動の幅を今広げてきているところでございます。先日皆野町商工会の理事会にも参加させていただいて、冒頭取組へのご支援、また自己紹介も兼ねて参加をさせていただいたという取組も実施してございます。そのほかにも既に町内の商店、飲食店等も回らせていただいて、活動のご紹介等も、そのような活動も始めさせていただいております。

また、「広報みなの」における地域おこし協力隊通信ですとか、地域おこし協力隊がＳＮＳ、いわゆる

フェイスブックですとかインスタグラムに公式のアカウントも持っておりますので、そちらのほうへの随時適宜の情報発信もさせていただいているところでございます。今後さらに町民の皆様に顔を覚えていただいて、活動をしていただいて、取組に協力をしていただけるような形になればということで、今地域おこし協力隊のほうでは自ら、例えば秩父地域は剣道が盛んでございますので、剣道の体験ですとか、太鼓の体験というものを通じて地域の中に溶け込んでいって、皆様のご理解を得ながら活動を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　５番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書47ページの衛生費、上段の脳検診費の補助金でございます。２万円の３人分の計上でございます。

なお、46ページの中段、12節委託料の中にも脳検診委託料がございます。こちらは、皆野病院などで受けた場合には委託料として町から同様の２万円、予算的には30人分の60万円ですが、その差額を支払っていただければいいような形になります。補助金のほうについては、指定の医療機関以外で受けた場合に後日申請をいただいて、交付をするものでございます。

対象者ですが、40から69歳で、６か月以上皆野町に居住をしており、加入している医療保険に脳検診の補助制度がない方が対象でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの質問にお答えします。

森林環境譲与税の使い道ということですが、令和元年度から森林経営管理法、また森林環境譲与税の制度始まりまして、出入りがなかなかできない森林の整備に充てるという目的で始まったものです。具体的に充てられる費用とすれば、一定の裁量が地方公共団体認められているわけですが、地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲とありまして、具体的には森林整備及びその他の促進に関する費用に充てられるものとなっております。秩父地域１市４町につきましては、秩父地域森林林業活性化協議会を立ち上げまして、１市４町が共同で取り組んでおります。

まず、令和元年度から森林の所有者に対する意向調査が行われておりまして、皆野町の場合令和元年度については破風を除く日野沢、また令和２年度については金沢、順次行いまして、６年間で一巡することになっております。協議会のほうで様々な取組を行っておりまして、来年度については意向調査以外に経営管理の推進事業の補助金であるとか境界の明確化の補助金の制度、それから小規模林業者等の支援事業の補助金または森林バンク事業等、様々取り組んでおります。

それ以外の町直営分についての使い道になりますが、今森林経営管理制度、町が森林の所有者から預かりまして、町が事業主体になって意欲と能力のある事業者のほうに委託する制度があるわけですが、それに関して日野沢地区で計画の策定に取り組んでおります。それが事業体のほうで受けてもらえるところであれば事業体のほうに任せることはできるわけですが、町のほうで直営でやることになった場合には森林環境譲与税を充当してやることになります。また、そのエリア内の、例えば作業道の整備をするとかといった場合にもこの森林環境譲与税を充当して使用することになります。また、意向調査終わったところにつきまして、なかなか事業体のほうを受けられないという場合には、町のほうで計画を立てて事業のほうを推進する場合もあります。

それ以外に森林環境譲与税、今脚光を浴びておりまして、例えば昨日も申し上げさせていただいたわけですけれども、例えば里山・平地林再生事業であるとか、そういったものにも森林環境譲与税を充てる方向で今調整が進んでいる部分もございます。様々使い道はあるわけですが、状況を見極めて対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　いろいろと答弁していただきました。

まず、図書館教育の充実について教育長から答弁をいただきまして、令和２年度から中学校に学校司書と図書の支援員が１名ずつ配置されたことは、私も中学校の図書室を見学させていただきまして、専門の人がそこで働いているということで、本当に図書室が明るくなって、子供たちによい影響を与えているのがはっきり分かりました。校長先生も本の貸出し数だとか、図書室を利用する生徒たちが断トツに増えたと、自ら本を手にすることや人の話を聞いて理解する力、先ほども読解力とおっしゃっていましたけれども、自分の言葉で表現して伝える力を確実に身につけていると、本当に学力向上にもつながるのだということを思います。

そして、その司書や図書支援員が配置されたことの相乗効果というのですか、本当に公民館の図書室にも現れているのです。公民館図書室もいろいろ工夫されて、図書室だよりも発行されるようになりました。総合センターの２階に上がらなくても新刊の本の紹介などもずっと本の展示をされて、センターを訪れた人がよく見ています。そして、読みたい本が増えてよかったよと利用者の方が話していました。本当に図書管理システムの導入もよかったと思います。そういうことで、やはり相乗効果というのはすごいものがある、私も評価させていただきまして、本当によかったと思います。

次は、これに関連してですが、町長にお聞きしたいのですけれども、以前私の質問の答弁で町民から図書館要望はかなりあると、そういうふうにおっしゃっておりましたけれども、県内の市町村に図書館がないのはここの皆野と長瀞町だけなのです。ぜひ今度は図書館建設の検討も始めていただきたいと私は思っていますが、その辺はどうですか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　アンケート等を取ったときにそうした要望が高いことは承知をしております。ただ、町の施設についても28％ぐらい今ある施設を減らしていかなければというような状況にもありますので、検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　ぜひ検討していただきたいと思います。

それからあと、先ほど教育長に答えていただいた子供たちの修学旅行ができなかった、その子供たち、これらを参考にしてこれからのことでというような答弁だったような気がするのですけれども、今回もう本当に１年間今の３年生はいろんな自粛、自粛で大変な制約を受けていたわけです。それで、今のお母さんたちがぜひ今の３年生、あした、あさってですか、卒業式を迎える３年生たちにぜひ何か思い出をつくってほしい、そういう緊急のあれなのです。お母さんたちの声もちょっと聞いたのですけれども、秩父郡市の企業支援のためにも秩父の観光地に行かせてほしい、そんな遠く行きたいと言っているのではないのです。軽井沢が駄目になってしまった、そうしたらもっともうちょっと近くに行かせてほしい、子供たち

に１つでも心に残る思い出を増やしてあげたい、これお母さんたちの保護者の声なのです。卒業まで今しかできないことを子供たちにやらせてあげたいと、そういうことを言っております。コロナ禍でも子供たちにしてあげられることはあるはずだと、先ほどすごく先進地みたいに旅行券を配るなんていうことではなくても、ぜひこの３月の期間の中でも卒業旅行に行けなかったからと、今度子供たちは友達の家に集まってバーベキューをするらしいと、町は何もしてくれないのかなと、そんなふうに言っている人もいます。ぜひ今この卒業生に何かしてあげたい、そのお母さんたち保護者の声をぜひ受け止めていただきたいのです。どうですか。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　お答えいたします。

今の中学３年生たちは、全員が第１希望の進路、高校進学を決めて、全員が自分の進路を決めた状態で卒業式を迎えるということで、100％の決定になったということで、本当に胸をなで下ろしているところです。昨年は、私あそこの校長としてコロナ禍で学校が休業の状態になって、子供たちに何ができるかということで真剣に考えた者の一人です。その中でしっかり進路を決めて、そしてその後は限られた卒業生と、それから在校生は結局出すことができなかったので、保護者の皆さんには何とか同席をしていただくということで、この未曽有の事態の中でとにかく感動の卒業式をできないものかということで一生懸命卒業式の成功を考えて学校経営していたのが１年前です。今、皆野中学校の職員も一丸となって卒業式の成功に向けて動いているところだと思います。常山議員のおっしゃることはもっともだと思いますし、何とか子供たちの思い出にというふうなのもよく分かりましたし、しっかり私も受け止めさせていただきたいと思いますが、今ここで何ができるかということについて、私がここで答弁して、そのとおりにできるかどうかお約束できないので、そのお気持ちはしっかり受け止めて、卒業していく子供たちの保護者の方々の思いということも、昨年度もそうだったのですけれども、しっかり今度は教育長として受け止めていけたらなというふうに思っています。具体的にこれというようなことは言えないのは申し訳ないのですけれども、それが正直なところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　ぜひ、私の気持ちというか、これは保護者の気持ちです。それを受け止めていただいて、別に今ここでどこへ行ってもらいましょうなんてそんなことは求めていません。ぜひ対応してください。保護者や、それから先生方とお任せしてもいいではないですか。みんなで楽しい思い出をつくってくださいとぜひ大きな気持ちで、これから本当にいろんなところへ別れ別れになっていくわけです。思い出づくりをぜひお願いしたいと思います。

それからあと、町のこれ町債、出資債については前の答弁と同じような感じなのですけれども、ここに毎年毎年増えていくということは町の借金が増えるということなのですけれども、やはり町長、理事として事業の見直しも必要ではないか、この全体のですね、そのように私は考えています。答弁はいいです。

それから、地域おこし協力隊の委託料、地域おこし協力隊の見える化についてぜひ受け止めていただいて、これからの活躍を私も期待しておりますので、よろしくお願いします。

それから、順番ちょっと狂うかもしれませんけれども、脳検診費の補助なのですが、３人分ということなのですが、実は私の同級生が昨年畑で倒れてしまったのです。命は助かったので、本当にほっとしているのですけれども、脳検診の対象は答えていただいたとおり40歳から69歳、そういうふうになっています。

早期の検診が本当に大事だということは私も十分分かっています。70歳を過ぎても元気に過ごしているとなかなか検診をしようという気持ちにもならないのが正直なところなのですけれども、もう少し対象の年齢を引き上げていただきたい、そういう声が届いているのです。ぜひこれから検討していただきたいと思いますが、課長、もう一度どうですか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　５番、常山議員さんの再質問にお答えいたします。

皆野町では、そのほかにもいろんながん検診等手厚い制度がございます。どうしても年齢制限等があるわけでございますけれども、今議員さんおっしゃられましたとおりいろんなケースが考えられますので、今後検討、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　よろしくお願いします。

もう最後になるのですけれども、昨日から私発言している森林環境税、基金についてなのですけれども、様々な使い道があるし、これからもいろいろとやっていくということで報告を受けたのですけれども、その１つの中に私が質問した樹木の整備についてもぜひ検討していただいて、そういう中に取り入れていただきたい、そういうふうに思うのですけれども、ぜひよろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございますか。

10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、歳入のほうで７ページ、民生費負担金の中の節２児童福祉費負担金、その上の１番の、ごめんなさい。民生費負担金の中の保育園の保護者負担金が昨年の予算よりも660万円少なくなっています。保育園に入っている子供たちというのは、それほど毎年人数が変わるわけではないので、この600万円少なくなった理由について説明をお願いいたします。

次に、先ほど常山議員も質問していましたけれども、地域おこし協力隊、27ページ、あと29ページにそれぞれ業務委託料が計上されております。先ほどの魅力化に対しての２人の女性の方のお話は伺ったのですけれども、それは結局27ページのこの協力隊の方というふうに私は理解しました。29ページのほうが移住促進のための地域おこし協力隊だということを伺いましたけれども、それが先ほどお話のあった２月16日に決定した２名の方の委託料であるのかということ、そしてその移住促進のための２人の方にはこれからどのようなことをやっていただくのか、それを具体的に教えてください。

続いて、次に30ページ、負担金、負補交のところで移住就業等支援金200万円が計上されております。この移住就業等支援金について内容を教えてください。

次に、49ページ、12委託料の中で子育て支援アプリ情報配信サービス業務委託料というものがありますけれども、この内容を説明していただきたいと思います。

次に、56ページ、商工費の中の商工振興費、負補交、空き店舗等活用補助金100万円を計上されています。これの100万円を予算計上されているということは、今年度もう既にこの補助金を活用した例があったということを伺っておりますので、その内容についてと、それから来年度にまた同じように計上されているということは、またこれからもそのような空き店舗を活用するようなことが期待されているというと

おかしいですけれども、本当商店街なども随分空き店舗が多いままになっているので、何とか明るい町の第一歩というのはやはりシャッターが一つでも少なくなればということが考えられるので、大変難しい課題だと思いますが、この空き店舗を活用する補助金を利用してもらうためにこれからどのようなことを考えてやっていくという考えがあるのか教えてください。

最後に、幼稚園のことなのですけれども、79ページの中、幼稚園の庭の整備とか、あと屋上の防水とか、様々なことが予定されております。この内容と、あと時期等を教えていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　10番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

７ページの款14分担金及び負担金の中の保育所児童保護者負担金についてですけれども、一昨年幼児教育・保育の無償化がございました。それ以前は、3,000万円近い負担金だったのですが、このときが初めての予算取りであったことから、差が出たものと思われます。３歳から５歳が無償になったということでございます。この後ご審議いただく９号の補正でも保護者負担金を672万円減額をしている、そんな状況でございます。

もう一点、49ページ、款４衛生費の上段、子育て支援アプリ情報配信サービス業務委託料、こちらの内容でございますけれども、スマートフォンにこちらのアプリを子育て世帯の方がダウンロードしていただいて、そうしますと町の検診の情報とか、あるいは各種制度の内容のサービスの案内が確認ができる、また子供さんの記録の管理もできるものでございます。そのほか出産、育児に関する基礎情報、アドバイスも分かるなど、子育て支援に関する情報の提供ができるといった内容でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　10番、大澤議員さんからのご質問にお答えをいたします。

議員さんご指摘のとおり、27ページに計上の予算につきましては、高校魅力化を担当いたします地域おこし協力隊の予算でございます。29ページに計上しております予算がこのたび新たに採用いたしまして、４月１日から活動を始めていただく予定の移住促進担当の地域おこし協力隊に係る経費でございます。

移住促進担当の地域おこし協力隊の主な活動の内容ということになりますが、まずは地域おこし本来の目的でございます隊員おのおのの経験、スキル、アイデアを生かしました取組、事業、地域活性化策に取り組んでいただく、その部分と駅前に設置をしてございます移住相談センター、こちらのほうの運営にも携わっていただくというようなことで想定をしてございます。そして、お試し居住用住宅に関する業務、また日々の取組を町外広く発信をしていくという情報発信という業務にも取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

ちなみに、具体的なというところがあったのですが、既に１名の方に関しましてはこれまでの取組の中でキャンプ場の運営等に取り組まれてきたというようなところがございまして、現時点での希望では町内でのキャンプ場設置、運営等について夢を抱いているということでございます。もう一方に関しましては、古い車、外車、外国の車なのですけれども、そういった部分での趣味といいましょうか、取組をこれまでも続けてきておりまして、そういった趣味の方が集う皆野町をつくっていくことによって町を活性化したいというような思いもお持ちだというふうに聞いております。いずれにしても、そういった部分を生かしながら移住の促進に取り組んでいただくというようなふうに今現時点では進んでおるところでございま

す。

続いて、30ページでございます。30ページの節18負担金、補助及び交付金のうち上から２つ目、移住就業等支援金200万円でございますけれども、こちらは令和元年度から始まっております制度でございます。こちらのほうは町単独ではなくて、国、県等とからの要請に基づきまして、埼玉県と県内対象地域９市町村が連携をいたしまして、人口減少が進む地域への移住を促進するために対象地域内の中小企業等に就職するかもしくは対象地域で起業した方に移住支援金を支給する制度でございます。ですので、埼玉県内の条件不利地域がございます県内９市町村、その地域内にございます中小企業等に就職をいただいて、皆野町に移住をしていただいた場合に支援金をお出しするという制度でございます。支援金額につきましては、単身の場合であれば60万円、世帯であれば100万円というような規定となってございます。

また、こちらのほうは対象として東京23区に直前の10年間のうち通算５年以上在住、在勤していたというような細かな要件もございますが、基本的には東京23区からの移住者等を想定しての補助金でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　10番、大澤議員さんの質問にお答えします。

56ページ下段、空き店舗等活用補助金100万円の関係の質問についてお答えいたします。今年度空き店舗活用補助金につきましては２件実績がございました。１件につきましては、空き事務所を活用しまして、卓球クラブを経営するものです。

それから、もう一件は今年に入りましてお話がありまして、親鼻地区にあるそろばん塾に使われていた空き店舗におきまして蜂蜜の製造、また販売を行いたいというお話がございまして、これが対象になるということで進めてきております。今月中には開業する予定だと聞いております。

このように今年度に入って第１号、第２号と２件実績ございまして、今のところ来年度については具体的な話はないわけですけれども、空き店舗、空き事務所、また空き住宅等かなりございますし、需要等も可能性としてはございます。したがいまして、これからホームページ、また広報等を通じて情報発信をして、働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　大澤径子議員さんのご質問にお答えいたします。

79ページ、こちらは幼稚園費になります。そちらの節14工事請負費になります。こちらの説明欄に４つ工事がございます。まず最初の皆野幼稚園留守番電話設置工事ということがございまして、幼稚園のほうには今まで留守番電話が入っておりませんでした。ただ、残業等残っていたときに電話がかかってきて、その対応に追われてしまうということで、教職員の負担軽減、これは幼稚園以外に小中学校もそうなのですけれども、そういうことが負担軽減にならないということになりますので、留守番電話で勤務外の部分は対応したいと、それから昨今のコロナ対応ということで、園児、児童生徒ともしコロナの感染等出た場合にはまた緊急連絡、それから緊急対応が必要となってきますので、留守番電話を設置しまして、その留守番電話のほうからまた担当の教職員のほうに連絡が行くというような形のシステムを含めた留守番電話機能ということの工事になります。

それから、幼稚園のトイレ洋式化になります。こちらにつきましては、幼稚園のトイレの和式トイレが

ございまして、そちらの洋式化を行うということでございます。４、５歳児のところのトイレが３基ございます。その３基を洋式化にします。それから、職員用のトイレを１基、和式を洋式化にいたします。３歳児用のトイレ１基、こちらを洋式化と、計５基洋式化にするということでございます。

それと付随しまして、トイレの照明を今までスイッチで、手で触るスイッチだったのですけれども、やはりこちらもコロナ対策ということでタッチレス化の照明工事ということになります。

主な工事内容はそちらになります。

続きまして、幼稚園の屋上防水工事になります。こちらの屋上の屋根防水工事につきましては、教育委員会のほうで実施しております学校施設長期修繕計画という調査がございまして、その調査を依頼した中で、調査結果の中で優先度が高いということの屋上のアスファルト防水、こちらが非常に劣化しているということでございます。改修の時期に入っているという調査結果が来ました。それに基づきまして、屋上のシート防水を直すということでございます。設計料も含めて実施するというものでございます。

それから、皆野幼稚園滑り台撤去工事と、こちらの滑り台につきましては幼稚園に入って右側のところに遊具を設置しております。その遊具につきましては、遊具のほうの点検調査を行っておるのですけれども、滑り台のほうが非常に劣化しているということと、また滑り台の位置の課題もありますので、危険遊具と判断しまして、撤去するということでございます。ほかのところにまた出てくると思いますけれども、実は79ページの委託料のほうに皆野幼稚園園庭整備工事設計業務委託というのもありまして、今年は滑り台をまず撤去して、今年の中で遊具が集まっている遊び場のところのまた改修を予定するということで設計をして、次年度また改修作業をするというような予定もございます。それぞれの時期ですけれども、早めな設計業務委託を、４月に入りまして設計業務を委託しまして、大体夏休みを工事というような形で準備をしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　ありがとうございました。説明を聞いて納得して了解したものもございますけれども、再度ちょっとお伺いしたいことも何点かありますので、お願いをいたします。

まず、49ページの子育て支援アプリについてなのですけれども、とても内容の濃いいい形でのサービスだというふうに思います。これ子育て世帯とはいっても、要するにゼロ歳から何歳ぐらいの子供を対象に考えているのかちょっと伺えたらと思います。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　10番、大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

妊娠届をお持ちいただいたときにこの情報の提供ができるかと思っておりますので、出産前から育児、何歳までというところはまだ具体的には決めてはいないのですけれども、町のほうの予防接種とか、いろんな情報もありますので、ある程度の年齢までは対応できるかなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　先ほどの説明の中でも記録も管理できるということで、要するに母子手帳が今までは、母子手帳に全てが詰まっているというふうな感じだったけれども、今度はもっと身近にスマホで対応できるとしたらお母さん方にとってもとてもいいサービスだと思います。これは、ぜひ皆さんに周知して活用していただけるようにお願いをしておきます。

続いて、地域おこし協力隊についてなのですけれども、移住に関してのこの２人の方のそれぞれの適性を生かしてぜひいい結果を出していただきたいなというふうに思います。

それで、今日も午前中もカザフスタンのお二人の方がみらい創造課にいらしましたけれども、あの方たちは結局、あの２人は皆野に住んでいる、皆さんこれからまた２人決まった方も皆野に住むというわけではないわけですよね。その辺お伺いします。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　10番、大澤議員さんからの再質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度につきましては、隊員は必ず活動時に住所を移すということになりますので、住所を町内に構えていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　ごめんなさい。私の認識がちょっと間違っていたようで大変失礼しました。実際に皆さんは町内に住むということですけれども、例えばアパートを借りているとか、そういうふうなことで理解していいのかなというふうに思うのですけれども、私せっかくなら町営住宅を無償で提供するという方法もありではないかなというふうに思うのです。実際に空いているところも大分あるし、例えばそういうところを使えば住居費を随分抑えることもできるし、地域の方との接触も考えられるし、これからもし可能であるならばそんなこともぜひ検討していただけたらなと思います。

あと、皆野の方々に活動を理解していただくのに個別に動くことと、あと町報での紹介ということに今限られていて、コロナの関係で様々な事業が今町内でもなくなっているので、住民の人との実際に接触する機会というのは少ないので、大変だとは思うのですけれども、やっぱりせっかく皆野にそうやって住んで活動していただける方を広く知っていただくために執行部はもちろんですけれども、私たちも何らかの方法をみんなで考えていく必要はあるというふうに感じました。ぜひ４人の方にこれからも頑張っていただくようにお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございますか。

２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　この大綱のほうの中で１点、生涯スポーツ振興というところで、１番で柔道場の畳替えとあるこの件について、今どこの畳屋さんも仕事がなくて困っているということなので、この入替えについては皆野町の業者さんを入札という方法でやるのが一番妥当だと思うのですけれども、皆野の業者さんもそんなに多くないので、この辺についてはどう考えているかと１点。

そして、スポーツ公園の野球場ネット改修工事ということで、この前レフト側のネットを修理修繕、高くしたようにも見受けますけれども、今回はライト側というような話をこの間聞きましたけれども、昨日か、聞きましたけれども、これらについてレフト側の道路に対しては全然考えなくもいいのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林太平議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、柔剣道場の畳の関係になります。こちらは、保健体育費の柔剣道場・学童保育所複合施設費の工事請負費になります。柔道場の畳入れ替え工事ということでございます。皆野町の柔剣道場につきまし

て、畳につきましては平成５年の開館以来27年が経過しまして、経年劣化によりまして衝撃を吸収する畳としての安定性が低下しておるというところでございます。また、利用者の事故防止ということもございますので、今回畳128枚の入替えを行うと、併せてコロナウイルス感染症対策としての抗菌処理を行うというものでございます。

議員おっしゃられる入札とか、そちらの関係なのですけれども、入札に関しましてはまた入札の委員会等ございますので、ここで詳しく私のほうからお答えするというのできませんけれども、できるだけ公平性を欠かない入札のほうを行っていきたいと考えております。

それから、もう一つのスポーツ公園の防球ネットの関係でございます。こちらにつきましては、昨年度ライト側のほうを行っております。保健体育費、保健体育総務費の工事請負費ということでスポーツ公園野球場防球ネット改修工事なのですけれども、こちらにつきましては軟式野球のボールの規格変更がございまして、ボールの飛距離が非常に伸びまして、場外まで飛んでいくというケースが出てくると、その可能性もあるということで令和元年度にレフト側の外野防球ネットを伸ばす工事を実施いたしました。令和３年度につきましては、ライト側の隣地というのですか、隣の畑のほうにソーラーパネルの設置が予定されているということをお聞きしましたので、場外通行者の事故防止とか、ソーラーパネルの破損防止ということも考えまして、ライト側のほうに防球ネットを延長するという形でございます。

それから、県道側につきましては、そちらのほうにも球が出るということもあると思います。ボールの規格変更、そちらも今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　１番の畳の件について、一番関心あるうんと入れ替えるということで、入札で安いところをやるという方法も、それはもう間違いなくそれが一番いいのだと思うのですけれども、やっぱり町の中にある業者さんが数えるぐらいきりなくて仕事がないというような状況も結構聞いていますので、なるべく町の業者さんを、いろんな企業で共同企業体というのもあるので、それは金額の問題もあるだろうから、できないかも分からないけれども、やっぱりそのような形で何とかやるような方向でやってもらえればいいのかなと思います。

それと、ネットにつきましては、ボールが飛び過ぎるのはソーラーができるから、道路に出るからではなくて、ソーラー施設ができるからやるということが第一の目的というように今解釈しまして、そしてレフト側の道路に出る件について検討してもらうということなので、レフト線のところもこの前ネットを補強したようには見えるのですけれども、やっぱりあれも何回見ても不安なので、ぜひその辺のところも検討してもらうということでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございますか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　９番、林です。

まず、大綱のほうからお願いします。大綱の２ページ、１の８、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金なのですが、180万円、これ多分実績に基づいた金額だと思うのですが、昨年度どの程度の実績があって、この180万円というのはどのくらいの人数といいますか、使用に対応しているのか教えてください。

それから、その下の先ほどちょっとあったのですが、住民検診・がん検診、金額としては大きいのです

が、これも実際の実績に基づいた数かと思うのですが、大変皆野の健康診断、内容として非常に充実しているというのをよく聞きまして、いいと聞くのですが、それに反比例するような話で実際の受診者数が聞いてみると思った以上にびっくりするぐらい少ないと感じることがありますので、今年というか、もう数字が分かっているのは昨年になるかと思うのですが、どれぐらいの受診率か教えてください。先ほど脳ドックのほうが３件しかなくて、本当にびっくりしました。私何回かお世話になっているので、それしかないのとびっくりしたところですが、その辺ももし分かるようでしたら教えてください。

次に、３ページ行きまして、一番上のＧＩＧＡスクール構想に係る教育の充実、583万円という意外とびっくりするぐらいの金額が計上されているのですが、このアドバイザリー業務委託料というの内容と、それから対象になる教員の人数分かりましたら教えてください。

それから、２つ項目下りまして、学力向上の推進の部分の（２）ですか、英語検定受検料補助と、これは何年か前から始まっているのですが、133万5,000円、これは希望者に対して支給するものなのか、そうではなくて、例えば中学３年生はぜひ受けてくださいとか強制に近いような形で行くのか、それからその下、これはお礼です。何回か言った、やっと日の目を見たなという感じなのですが、中学校の校長会テスト、皆野の場合は１回分というより半額負担というふうなことをずっと前から聞いていたのですが、これが全額町費になるということで、それはそれでよかったなと思っているのですが、それでいいでしょう。よかったです。大変ありがとうございました。

それから、次のページ、４ページに行きまして、これ先ほど来ちょっと話に出た一番下、関係人口の創出のところ、（１）、地域おこし協力隊、移住促進分野ということで先ほど答弁の中にも出てきまして、正直言って答弁聞いてちょっとがっかりしたところではあるのですが、キャンプ場での経験があるとか、もう一人何だっけな、いずれも町内……

〔「外車」と言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　外車か、そうだそうだ、それもそっちのほうが大事だ。ということで、外車に興味があると、それぞれ町内にも同じようなことを趣味に持つ人たくさんいるのです。それをてこにするのであれば、それらの実際に関係ある人たちを含めてやるかということなのだけれども、そういうことだとなると一体協力隊は何の仕事があるのかいというふうになって、非常に存在が薄れてしまうと思うのです。昨年５月まででしたっけ、あそこの移住センターですか、いた人とも何度も近所のものですから、話をしたのですけれども、正直言ってこの人が移住促進の何の助けになるのだろうかと疑問に思うことのほうが多かったので、実際この協力隊というのは何をやってもらうのを期待しているのかというのがちょっと分かりません。加えて、今回のこの外車にしろ、キャンプにしろ、キャンプ場なんかはそれこそ皆野に住んでいる方で別の地域で大きく事業を行っている人もいるし、外車というのはないのですけれども、皆野町内って意外と日本車の古い車はここあちこちにあるのです。商工会のほうでもそれを集めて、それこそ１回イベントができないかと考えたぐらいなので、外国車というのは確かに難しいところありますけれども、逆に難しいということは金を出して持ってこないとイベントを起こすにしても大変なので、それが逆に移住の何になるのかなというふうに疑問を感じましたので、何を基準にこの移住関係の６人来たという人の選別に使ったのかを教えてもらえたらどうかなと思います。

それから、予算書のほうに行きまして、地域おこしのほうは先ほどのでやってもらうからいいとして、61ページは土木費の中の道路関係で、これ関連になるのですが、おかげさまでうちのほうの近所でも町道128号線ですか、狭隘のところを拡幅してもらって非常に通りやすくなったなと思って、いわゆる原通り

のほうからすっと入っていくと、これ皆さんに言われるのですけれども、止まれの標識がほんの僅かなのですけれども、右側に出ていて、せっかく広くなったものが随分狭く感じてしまうので、これを建設課長に何やっているのだと怒っていた、私やりませんと、警察が悪いのですと言うから、警察にもお願いをしてみたところなのですが、それって道を造るときこの標識のことは考えてやっていないのかなという疑問も湧いたので、その辺ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

63ページ、１枚めくっていただいて、土木費同じです。これは、一番上、12委託料、これ前にも聞いた記憶もあるのですが、都市計画基礎調査委託料523万円になるのですか、これの内容について教えてください。

それから、２枚めくってもらいまして、66ページ、上です。ここのところ何件か火事が起こっていまして、その中で防火水利が少し不足なのかななんていうところもあったようですが、それはそれとしまして、ここでは14の款３消防施設費の節14工事請負費の下の一番下、説明欄の一番下、皆野地内防火水槽撤去工事費ということになっているのですが、これに関連しまして、これどこの防火水槽を撤去するのか、また撤去したことによって新しい代替のものができるのか、併せてこれ関連なのですが、最近10件程度の住宅地が結構そこここに増えているのですが、その近所に防火水槽があまりないのです。その辺について町長のお考えをお聞かせいただければなと思います。

次に、89ページ、温水プールです。温水プールの云々のことはもういいかげん飽きるところなのですが、何か今回も随分の大きな費用が出ているなというのが１つと、それについてどうこうということでもないのですが、人件費が乗っかっているということもあるので、5,400万円というのは本当に大きいなと思いますが、1,400万円引いても4,000万円、何でこんなに大きくなってしまうのかなという疑問があるのですが、それはそれとしまして、皆野町は 脱炭素というのですか、温室化、いわゆるCO_2の削減の宣言を受けてというような話を聞いているのですが、温水プールはご存じのとおり灯油をがんがん燃やすところがあるわけです。そういったこともちょっと考えないといかんのかなと、その辺の対策が全くなされていない。これ前々から少しでも経費を安くということもありますから、例えばソーラーパネルを載っけるとか、それから町でもまだやっているのかという人も多いのですけれども、温水器の、いわゆる太陽熱温水器、あれの助成なんかもしているわけですから、あれ一番大変なのは水を上げたり下げたりしたりする手間だと思うのですけれども、プールであれば職員がいるので、やってやれないことはないのかなというふうにも思いますので、そういった工夫が今までででもあればなのですけれども、そういうことなかったので、今からでも遅くないし、また温室効果ガスですか、あれの削減ということになれば灯油を少しでも燃やさずに済むように対策をしているのだよということにもなりますので、いかがですか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、温水プールに関しては昨年の夏、三沢小学校のプールが不具合で子供たちをバス輸送をして温水プール利用するという話がありましたが、今年はいかがなのでしょう。三沢小のプールを修理するという話は去年も今年もなかったようですから、今年も施策としては子供たちを輸送するということになるのかと思うのですが、昨日の説明の中でそれがなかったのと私がどうもどこにあるのかなというのが見つからなかったので、それをするのかしないのか、するのであればどれぐらいの金額を計上しているのか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　９番、林豊議員さんからの質問にお答えいたします。

予算書の66ページになります。款９消防費、目３消防施設費の中の節14工事請負費、その中に皆野地内防火水槽撤去工事費290万円計上してございます。この撤去する防火水槽ですけれども、親鼻地内の高橋アパートの前に設置されている防火水槽になります。この防火水槽につきましては、数年前土地の売買によりまして所有者が変わっております。新しい所有者の方からそこの部分を駐車場に使いたいということから、防火水槽の撤去の申出がございました。町といたしましては、当然必要な防火水槽ですので、何とか継続して防火水槽を存続させていただけないかということでお願いをしてまいりましたが、やはりこの際駐車場に整備をしたいという強い要望がありますので、来年度当初予算として撤去費用を見込ませていただいております。

なお、それに代わる代替の防火水槽ですけれども、今回の当初予算には計上してございません。ただ、住宅地でもありますので、当然必要になってくると思われます。この防火水槽の撤去に併せまして、地元の区長さん等とも相談して、適切な場所が見つかれば設置に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　９番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、予算大綱の２ページ、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金の関係でございます。実績ということで、令和元年度の実績が出ておりますので、申し上げます。金額が153万9,500円、交付人数が376人でございます。予算のほうは、月額15万円の12か月分ということで180万円の予算でございます。

続きまして、その下の住民検診・がん検診の予算でございますけれども、今年度はコロナの関係でいろんな受診率が低下をしております。まだ今年度中のデータはありませんが、今国保の特定健診の受診率の最新のものがございましたので、申し上げます。令和３年２月26日現在で皆野町が26.8％、ちなみに昨年度では元年が38.1％です。令和元年の県の平均が40.7％に対しまして、現在の県の平均が29.3％と非常に今年度については低い状況でございます。検診率のデータはないのですけれども、令和元年の受診者数のデータがございましたので、主なものを申し上げます。皆野町の胃がん検診、これ568人です。胃がん検診につきましては、受診率的には県内１位でございます。胸部Ｘ線が990人、大腸がん検診が961人、人数の多い検診はこういった検診になります。

脳検診につきまして、先ほど予算の人数も申し上げましたけれども、令和元年度の検診の受診者数ですけれども、委託料と補助金合わせまして14人が検診を受けております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　９番、林豊議員さんからのご質問にお答えをいたします。

私のほうは、予算大綱の４ページ、最下段となります。６の関係人口の創出、移住・定住の促進の（１）、地域おこし協力隊の活動でございます。議員のお話のとおり、何を期待しているのかという部分でございますが、今回地域おこし協力隊の採用に当たりまして、求める人材像というものを設定をさせていただきました。地域おこし協力隊の制度は、隊員が地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組であることから、地域おこし協力隊として活動した後皆野町で活動、生活することに対して具体的なビジョン、熱意があること、また本任務は移住の促進であることから、隊員が移住支援業務に加え、皆野

町で取り組もうとしている活動、事業が移住の促進につながるものであること、この２点を重視をさせていただきました。これまでの既に退職をされた人を含めまして、一定数の方を採用させていただいておるところでございますが、これまでの経験といいましょうか、体験からご自身で既に皆野町に来ていただくときにこれをやりたい、この夢を実現したいというようなお気持ちがあることがやはりより適任であろうというようなことも考えました。ということで、このような面接に当たっての求める人材像というものを設定した上で今回採用に当たらせていただきました。

そのような中で、今回採用しましたお二人に関しましては、ご自身がこれから皆野町でやりたいと思っているものに関して既に一定の経験、そして幅広い人同士のコネクションというものを有してございました。議員からも先ほどお話ございましたが、車を趣味にされている方、キャンプを趣味にされている方、町内にもいらっしゃるとお伺いしておりますが、そういった町内の方々と町外から来た地域おこし協力隊が協力していくことで対外的な人を呼び込む取組がこれから発展的にできるのではないかというふうに考えてございます。

また、趣味に関しましては、非常にリピート率が高いというふうにも考えられるかと思います。これに関しましては、頻繁に皆野町を訪れていただくことで関係人口の創出につながり、関係人口の創出から移住定住につながるものと考えております。また、お二人は取組を通して隊員の活動後には皆野町に定着をしていただけるかというふうに期待しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　９番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数でいいますと61ページ、14工事請負費の関連質問でございますが、まず最初に工事で設置する停止線、標識等につきましては公安委員会との協議が必要になります。ご質問の路線につきましては、林議員さんにもご協力いただきまして、おかげさまでよい道ができました。この路線につきましては、設計時に公安委員会、秩父警察署のほうと協議を行っております。林議員さんに２月中旬に秩父警察のほうにお話をいただきました。その後に、秩父警察の担当者が現地を調査しております。今後秩父警察と協議をしながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、63ページになります。土木費の12委託料でございます。都市計画基礎調査委託料、これにつきましては都市計画法第６条の規定によりまして、５年ごとに都市計画に関する基礎調査と人口規模、土地の利用、交通量等の状況を調査いたします。それに基づきまして、都市計画の適切な実施を行っていきます。

なお、予算書の歳入の14ページでございます。17県支出金、目の土木費県委託金、都市計画基礎調査県委託金80万円、この523万6,000円のうちの県の委託、これが限度額になってございますけれども、歳入として80万円というような補助をいただくというような形になってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　林議員のご質問にお答えしたいと思います。

大綱の３ページ、ＧＩＧＡスクール構想に係る教育の充実のＩＣＴ活用授業技法アドバイザリー業務委託料についてでございます。対象となる教職員は、授業をする小中学校の教職員と、それから管理職というふうに想定しております。全員が１回だけではなくて、必要に応じた研修を積んでいくと、やっぱりそ

こには初めてやるＩＣＴの教育ということですので、いろんなタブレットの使い方も含めて、授業で効果的に指導するにはどうしたらいいかという様々な教職員の疑問に答えていくような形で、寄り添ったような形の支援をしていただきたいというふうに考えております。ということで、皆野町のオリジナルの研修といいますか、小中学校がそれぞれ抱えている自分たちの課題を少しでも解決していくためには、やはり定型的な研修を積むだけではなくて、小中学校のニーズに応じた、そんな研修も組んでいく必要があるかなということで、このような研修費を計上した次第でございます。

それから、２つ目の英語検定料の受検補助につきましては、始まってから５年が経過しているのですけれども、最近小学校の受検も希望者が増えてまいりましたので、ここで思い切ってその枠を拡大して、小学校６年生から中学生全般にまで希望者に受検料を補助していくというようなことで今進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

89ページの温水プールの予算になります。こちらの温水プールにつきましては、林議員さんご存じだと思いますけれども、竣工から既に28年がもう経過しております。施設の設備、老朽化も進んでおりまして、必要に応じて改修工事や修繕も行っております。CO_2の関係、ソーラーシステムというご意見いただきましたけれども、今現在プールの使用が林議員さんおっしゃるように石油のほうを燃やして水を温めているという状況でございます。ソーラーシステムとかにもし置き換えるとしても、当初の建設コストとか、また今の既存の建物にそのものが載せられるとか、その辺のまた改修も必要なのかなというところで、すぐにそこに置き換えるということはちょっとお答えできないというところはございます。

それから、三沢小学校につきましては、水泳授業を令和２年度から温水プールのほうで行っております。そちらにつきまして、バスで温水プールのほうに向かっております。予算書によりますと、73ページに、こちらは小学校費になりますが、13使用料及び賃借料ですか、そちらの自動車借上料というところの中に含まれておりまして、水泳授業、それから大会とかも予定しまして、児童輸送送迎バス、こちらを約10回見積もっております。単価は２万6,000円ということで、10回見積りをしております。低学年を５回、それから中高学年を５回、それぞれ分けて実施したいという形で計上しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　いろいろありがとうございました。

まず、最初のほうからですが、いわゆるお出かけタクシーについては思ったより当初に比べてというよりも、当初というか、一番最初のときは随分の予算で予想する人数も多かったのですが、その後実際に運営をしてみたら大体このくらいのところに落ち着いて、減りもしない、増えもしないということなのですけれども、いろいろ聞いてみますとやはり使い勝手が悪いというようなことも聞きます。逆にありがたいという人もいます。それちょうどぴったりはまっている人がいるということなので、ぴったりはまっている人にとっては大変ありがたいというのですが、利用しづらいという人にとってはそれよりもご近所にお願いしたほうが早いとか、そういうふうなことがあります。やはり一工夫が必要なのかなというふうに実感するところではありますが、これも継続は力なりなので、続けていただくことは悪いことではないと思ってはおります。

それから、住民検診なのですけれども、皆野の検診というのは無料ですし、非常によいいろんなことを見てくれるので、私なんかはほぼ毎年やっているのですけれども、何で受診率が低いのかなということもあります。もっと広報をしてもらうほうがいいのかなというふうにも思いますので、その辺広報のほう、みらい創造課あたりでも何かキャンペーンでも張ってもらって、倍増化ぐらいはうたってもいいのではないかなというふうに思います。やはり検診を行って予防すれば、それだけ健保のほうの出費も少なくなっていくはずですから、それはやってもらいたいなと思います。

そして、ＧＩＧＡスクールのほうに関しては、これ広く浅くという言い方というか、先ほど教員という言い方をされたのですが、この教員全員という、いわゆる担任を含め、担任というか、教科指導をする、これ体育、美術を含めてですけれども、教科指導を行う教員全員というふうに考えていいのかなというふうに思いますが、もう一つの考え方としては何人か特別な人たちを、例えば５人とか、10人とかスペシャリストを設けてという考え方もあったので、それではちょっと難しいのかなと思ったら、どうやら全員ということのようですから、一応確認はしますが、全員でやってみて、それぞれ個々にいろんなことがあれば、これ指導する人が寄り添ってということでしたから、誰かついているというふうに考えられますが、その点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、英語検定なのですけれども、133万5,000円、この金額見ますと、前にもちょっと言ったのですけれども、北辰テストが大体5,000円弱なのです。今大体80人ですから、半額ぐらいで１回分になるのです。あれは必須ではありませんけれども、その１回分ぐらいの補助しても罰は当たらないのではないかなと。英検をやらせるのだったらそのくらい、中学３年生のある意味必須の試験でもありますので、そうやっていくことによって県のほうでは、県会のほうの質問で、いわゆる今校長会テストという形で地域地域でやっているものを全県的にできないかという質問をされたら、県の教育局ではとてもできないと言ったのですけれども、やる気になればできるので、北辰丸抱えしてしまえばいいわけですから、そういう一部の地域からそういったことをやっていってもいいのではないかなと思いますので、一応頭の片隅ぐらいにはお考えいただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊についてはいろいろ考えもあるので、何とも言えないところですが、何といったって１人当たり500万円の年間出すわけですから、それだけのものを出すのだったら私がやりたいぐらいと思う人もたくさんいると思うのです。だから、それなりに目に見えるような成果を出していただかないと何のためにやっているか分かりません。しかも、移住ということは確実に数字が出てきますから、その数字が思ったようでないのであれば、それは考えていかないといけないので、その旨当人たちにもしっかりと自覚していただいて、活動をしていただきたいなと思います。

次に、61ページの道路の関係ですが、了解いたしました。実際私も地元の人たちから何人かに何だ何だと、こんなことをと言われまして、まず建設課長のところへ飛んでいったのですが、警察がということだったので、ちょっとあまり行きたいところではないですけれども、警察にも別件で行くことがあったので、そのときにちょろちょろと言ったら逆に反応がよかったので、びっくりしたところです。うまい具合にいってもらえればいいなと思っております。

都市計画については、何年かごとにやる基本調査なのかなとも思ったのですが、そのとおりでしたが、その結果どういうことをやっていくのか、結果を見て町長はいろいろ考えてみてください。

それから、66ページの防火水槽に関してですが、地主の方と随分やったのだと思うのですが、地下化というのを考えなかったのかなと私なんかは思うのです。駐車場の下だったら、きちんと造れば地下の防火

水槽できるのではないかなと、実際いろいろな都合で違うものができてしまいましたが、うちのほうの区でもそういうことがありましたので、そういう際にはよろしくお願いしたいと思います。防火水槽、先ほども言ったとおり住宅が増えている割に防火水槽が全然増えませんので、いざ何かあったときには非常に必要になるものですから、よろしくお願いします。

最後に、温水プールですが、町長、これ町長にやっぱり聞かないといけないと思うのです。脱炭素化ということで、それに沿う政策でいくよということなのですけれども、温水プールは答弁にもあったとおり非常に老朽化進んでいるので、本気でやるのであればやはり施設そのものに随分手を加えていかないといけない、またそれでいくのであれば、それをやるのであればエネルギーの問題も考えて、そのときにいわゆるCO_2出さないようなことを考えていかなければ……

〔何事か言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　うるさいですね、何言っているの。そちらでやることではない、外でやってください。

本気で温水プールのことをやるのであればそのくらいの覚悟でもってやっていかないと、片方でCO_2わんわん出して、温水プールをやって、片方で脱炭素化をうたうというのですとやはり話が違いますので、そこまで本気でやるのであれば徹底してやったほうが僕はいいと思います、温水プールを。もう30年たてば本当に老朽化激し過ぎます。その間いろんなこともやっていますけれども、時代の流れで灯油を燃やしてということではなくなっていますから。三沢小のほうは、また今年も、また恐らく来年もという形でやっていくことになるかと思うのですが、それらの見通しはどうなのでしょうか。いつまでもそういうことでやっていくつもりなのか、それとも三沢小のプール云々、もしくはそれ以外のことも見通しがあるのかどうか町長にそれら含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　温水プールは本気でやる気はあるのかというような質問ですけれども、私温水プールに限らず、全てのことが本気で取り組んでおるつもりであります。三沢小学校のプールが傷んできておるというようなことから、前の教育長さんの時代だったと思いますけれども、子供を車で輸送して、温水プールを活用すると、こういうことで相談がありまして、それが最もふさわしいというようなことでそのようにしていただいておりますし、今年もそうした取組をしていただくようであります。CO_2を出さないようにというこのことにつきましては、どういう方法で効率的な温水が、しかも低廉でできるかというようなことは検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　それでは、９番、林議員のＩＣＴ活用授業のアドバイザリー業務委託料に関してのご質問にお答えしたいと思います。

まず、教職員の研修のスタイルですけれども、学校全体への支援というのが１つあると思います。それから、情報教育を担当するＩＣＴを専門に中心となって進めていくリーダーシップを取るその教員へのアドバイスというのもあると思います。また、個々の教員への支援もあるというふうに想定しています。やはりＩＣＴをどちらかというと苦手とする教員もいるわけで、苦手な人は別にベテランとか、若手とかと限らず、苦手なものは苦手なわけです。そういう人に照準を当てて、やはりどの先生もＩＣＴを使った授業が展開できるようにするというそれが一番大事なことで、それは何が大事かというとその先にある子供

たちの学びを向上させていくということが一番大事だというふうに私は考えております。ということで、583万円、これがどうなのかといろいろご指摘もありますけれども、教育に投資をして、子供たちの学びが向上すれば非常にありがたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　教育長、ありがとうございました。本当に安い金額ではないけれども、それが効果的に運用できるのであればある意味では安いのかもしれませんし、それは効果が上がるような方向でやってもらえればいいと思う。

最後に、町長、先ほどのことなのですけれども、やはり別に石木戸町長ばかりではないのです。その前の町長のときから温水プールに関しては、いろいろな出費に関しての工夫をどんどんやってくれと言っている割にはあまり目に見えたようなことがなかったから、ずっと継続してなれ合いでやるよりもやめてしまったほうがいいのではないのということが多かったわけです。先ほど言ったソーラーによる発電であるとか、温水器であるとか、そういった事柄というのもう随分前から何度も言っている事柄なのです。そういったことを少しでも、経費を少なくして効果的にということはもう前回のときにも、前々回にも町長からは答弁でいただいています。ただ、それが目に見える形になかなかなってきていないので、数字は残酷できちきちと大きな数字出てきていますので、少しでも減らせるような、努力をしていないとは言いませんけれども、少しでも多くの経費節減が実行できればなと思っているところなので、その辺をお含みいただきまして、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時１１分

再開　午後　３時２６分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　１点だけお聞きしたいのですけれども、一般会計予算大綱の中の４ページ、３、環境保全、産業・観光振興というところの（２）ですか、中三沢、八幡神社、観光トイレ洋式化工事、これどういうふうに設計のほうを、例えば洋式化、いわゆる男子トイレ何基、女子トイレ何基という形でやるのかちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　８番、新井議員さんの質問にお答えします。

〔「洋式化って書いてある」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　予算大綱の４ページ、３の（２）、観光トイレ洋式化工事ですが、中三沢、八幡神社のトイレについて、和式のトイレを洋式化する工事を予定しております。中三沢の観光トイレについては、男女それぞれ和式を洋式にすると、２基改修をします。八幡神社につきましては、女子のトイ

レが２つあると思いますが、そのうちの１つを洋式化するものです。

以上でございます。

〔「どうもありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　２点だけお願いいたします。

１点目、55ページ、備品購入費、17備品購入費のダンプトラック購入費653万円、何か随分いいダンプが買えそうな感じなのですけれども、どんなものを予定しているのでしょうか。

57ページ下段のほうの親鼻河原観光トイレ環境美化工事費210万2,000円のご説明をお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　３番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数でいきますと55ページの備品購入費のダンプ購入でありますが、現在建設課ではダンプ、２トン車１台所有してございます。ダンプは、行政区等からの要望で舗装材や砕石等の運搬や災害等で使用など、道路の適切な維持管理に必要不可欠であります。購入して23年たちます。マフラー等の故障や荷台に穴が空くなどして、損傷が著しくなっております。修理等で道路の補修作業ができないことがありました。そこで新たに２トンダンプを購入し、円滑に道路整備をしていくと、道路維持管理をしていくということで購入いたします。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんからのご質問にお答えします。

57ページ最下段、親鼻河原観光トイレ環境美化工事費210万2,000円の内容について説明をさせていただきます。今年度親鼻橋の交差点から親鼻河原に下りる道の右上側、町道下田野１号線に挟まれた場所になりますけれども、この私有地を買い上げまして、親鼻河原観光トイレを新設いたしました。この用地内の環境美化工事を予定しております。内容につきましては、現状では杉の木等が現在生い茂って鬱蒼とした感がございますが、これらを伐採処理等を行いまして、その後にイロハモミジであるとか、ツツジなどを植栽して、周辺の環境の美化を図るものです。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　ダンプというのはディーゼルエンジンで非常に長もちするものですけれども、随分乗られて、時期はそういう時期なのだろうなという気がします。あとは、この値段ですけれども、見積りをよく取ってもらえば、２トンであれば完全に大分下がると思われますので、その辺うまくやってください。

親鼻河原のところは１段下がった場所ですよね。昨年度プレハブのトイレが置かれまして、あのトイレが使えるのかなと思っていますけれども、なかなかロープが張られていて、供用開始にならないですけれども、あれせっかくできて通りからも見える、見栄えはしないですけれども、通りから、プレハブですから、でも使えるのだったら使ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、使わない理由はあるのですか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えします。

現在、町道下田野１号線から１段下がったところに今年度観光トイレを設置させていただきました。下田野１号線のほうから下りるスロープ上のアクセスできる道があるわけですけれども、そこから下りて使うことも可能なわけですが、親鼻橋の交差点から親鼻河原のほうに下りる途中に今ロープが確かに張られております。これについては、今年度親鼻河原が流されまして、危険な状態にあるということでロープが張られている経緯もございますが、これについて来年度ちちぶ農協さんのほうでまた親鼻河原の運営をやってもらうことが決まりましたので、４月のオープンに向けて今準備を進めているところです。それが済んだ後ロープのほうを解除して、下に下りていけるような形になりますので、親鼻河原のトイレにつきましてもそちらからも進入していけるような形になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　そのトイレの周りを含めて１段下がっているあそこをツツジだとか植栽をして、何かいいところになるような感じでお聞きしましたけれども、大分下がっているから、もっと泥を盛ったほうがいいのではないかなと思いますけれども、その辺の計画はどうなのでしょうか。せっかくツツジとか、ツツジなんてそんな背の高いものではないから、完全に１段下がったところにもし植えるのだとするとちょっと残念かなと思うわけですけれども、いかがですか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの再々質問にお答えします。

現在予定しているのは、現在ある用地内の杉等の伐採処理と、その後にイロハモミジであるとか、ツツジを植栽する計画となっております。今のところそういった計画となっております。

以上でございます。

〔「盛土は」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　盛土については、現在予定しておりません。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　町内の業者また頼んだり、いろいろあるのでしょうけれども、泥なんて発生して割かし安易にちょっとぐらいなら盛れるかなと思うので、その辺うまく計画してぜひやってみてください。

ツツジがいっぱい咲き誇るようになりますか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの質問にお答えします。

盛土につきましては、ご意見を参考にさせて検討させていただきます。

ツツジにつきましては、本数が限られておりますので、その範囲内で咲き誇ることを期待しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　11番、四方田です。大綱のほうと連携してちょっと何点か質問をさせていただきます。

大綱でいいますと２ページの一番最初の楽しく子育て・元気で長生きの部分の（２）、学童保育所負担金補助金180万円、これは非課税世帯、生活保護世帯及び第３子の保育料、これ数えますと6,000円を７万

2,000円で割り算すると25人分かと思います。予算書の７ページに保護者負担金、これが1,000万円を計上しておりますけれども、これは割り算をいたしますと6,000円が12か月で、７万2,000円で割りますと138人分になるかと思います。これは、令和３年度の新しく学童に入ってくる人にちょうど当たる数字なのですか。学童保育所、保護者から集めるお金が1,000万円ということになるかと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

それから、大綱の４ページの先ほど皆さんが質問していた関係人口の創出というところですが、（１）の地域おこしについては前の方々が質問したので、割愛させてもらいまして、（２）番の移住等支援金制度、これが200万円、これは東京圏５年以上在住、そして町内移住して起業した人、また県指定の中小企業に就業した人ということですけれども、こういう方々はもしどういう募集、募集というと変ですけれども、それとか、県の指定というので県から紹介されたとか、こちらから募集するというと変なのですけれども、ということと、それから何人ぐらいのこれは200万円という数字は、１件何人ということもあるでしょう。１人で200万円ということでもないのでしょうから、がその内訳みたいなもの、これの事業の内容を教えていただきたいと思います。

それから、（３）のＵＩＪターン、これも東京圏４年住んでいて、町内に移ってきて起業した人、この方もどういった形で把握をする、あるいは補助金を出す、何人出すというようなことをこの事業としてやるのかお教えいただきたいと思います。

それから、大綱の中の７ページで款２総務費、その中に通知カード・個人番号カード関連事務委託料というのが613万8,000円、これは予算としては予算書では33ページに記載されていることと思いますが、これ総務費が増額になる要因の一つのようだと書いてあるのですけれども、そんなに忙しく増額をして進めるべきものであるのかと同時に、歳入のほうで10ページに、この関連の委託事業として歳入が10ページの款16項２目７節１の関係の通知カード関係588万1,000円、これが歳入のほうで入っているようなのですけれども、これも県のほうで早くこの通知カードの事業を促進するためにこういうことをやっているのかどうか、また町の態度としてはどういう態度でやっているのかお伺いします。

それから、歳入なのですけれども、７ページの款14項１目４節１、説明欄に学校給食費の保護者の負担金がありますけれども、3,557万円、これは昨年度は途中で時限立法的な形で学校給食を無料にしていたのが本年度は復活して出ているということなのでしょうけれども、これはまたいい補助金でもあったり、交付金なんかがあった場合にまた変えられることも期待したいと思っているのですけれども、そんなことがあればお願いいたします。

それから、11ページ、款17項２目１節２地域乗合バス、これの補助金が151万円、これは確認という意味なのですけれども、これは西武バスか何かの運行に対しての補助金なのでしょうか。お伺いしておきます。

それから、歳出のほうで22ページ、款２項１目１節２の説明欄、相続財産管理業務委託料、これは性格としてどういう性格のものだかお伺いします。100万8,000円です。

それから、28ページの款２項１目９節７、ちょっと小さいので、ちょっと聞いておきたいのですけれども、聖火リレーの報償金というのが２万円ありますけれども、世間で今よく騒がせているように聖火リレーをどうの、何がどうの各地でやっておりますけれども、当地のほうではそういった話題はないでしょうか。それから、予定どおりになっているのでしょうか。お伺いします。

それから、43ページの款３項２目１節７報償費、その中で婚活コーディネーターの報償金として２万円

だ、20万円か、これ児童福祉費のほうの中で何か婚活コーディネーターというのがあるのがちょっと違和感があったものですから、それでこの活動はどんな活動をしているのかお伺いします。

それから、44ページ、款３項２目１節18負補交でさっき学童保育所のことについては聞いたので、ここに180万円というのが大綱のほうに載っているやつなのですけれども、その上に民間保育所運営費補助金というのがありますが、700万円、これ学童保育所とは全く別の団体に補助金を出して、どこにどういうふうに出しているのか、民間の保育所というのが皆野町で対象のところが何か所あるのか、それで700万円という内訳みたいなものが分かりましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　11番、四方田議員さんからの質問にお答えいたします。

まず、予算書11ページ、款17県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金の節２地域乗合バス路線確保対策費県補助金156万3,000円でございます。これは、議員さんおっしゃりますとおり西武観光バスに対する補助金ということになります。

なお、歳出、26ページになりますけれども、26ページの中段になります。款２総務費、項１総務管理費、目６交通政策費の18負担金、補助及び交付金の一番上になりますが、ここに地域乗合バス路線確保対策費補助金888万8,000円、これが町から西武観光バスに対する補助金でございます。この町の補助金に対する県の補助金が先ほど議員さんからご質問いただいた内容になります。

それから、22ページになります。歳出の22ページ、款２総務費、項１総務管理費の節12委託料、相続財産管理人業務委託料100万8,000円の計上でございます。これは、町で持家住宅事業を実施しておりますが、契約者が１人死亡いたしまして、現在その契約に係る賃貸借料が請求ができない回収不能な状況になっております。まだ建物も町の地主から借りている土地の上に建物が建っている状態になっております。そうしたことから、賃貸借契約を解除し、今現在ある建物の取壊しをして、原状回復をする必要が生じております。そうしたことから、今現在死亡された方の契約者の関係になりますけれども、全員が相続放棄をしている状況になってございます。こうしたことから、町といたしましては家庭裁判所に申立てを行いまして、相続財産管理人を選任していただく手続を行う予定でおります。その相続財産管理人を選任されますと、その死亡した方の持っている財産、こういったものを調査いたしまして、清算をするという手続に入らせていただくということになります。そのための業務の委託料として今回計上させていただいたものでございます。

それから、歳出の28ページになります。28から29ページにかかりますが、款２総務費、項１総務管理費、目９地域振興費のここには聖火リレーに関係する費用を計上しております。聖火リレーの実施につきましては、報道等でもいろいろされているところでございますけれども、埼玉県内の聖火リレーにつきましては７月６日から７月８日の３日間、その真ん中の日になりますけれども、７月７日に秩父市を出発しまして、皆野町を経由して長瀞町までの聖火リレーが予定をされております。県等からの連絡によりますと、今現在は実施する方向で準備を進めてくれということで話が来ております。そうしたことから、実施を前提に予算を計上しているところでございます。状況によっては、今後まだ不透明なところがございますが、国組織委員会、また県の状況等を把握しながら対応を進めてまいりたいと思っております。

なお、この聖火リレーの報償金２万円の計上ですけれども、聖火リレーの実施に合わせまして、地元の盛り上げ施策というのですか、そういったものも行う予定でおります。これは、聖火リレーに合わせまし

て太鼓の演奏等を予定しておりますので、その出演した団体への謝礼と、報償金という形で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　それでは、11番、四方田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、予算大綱の４ページ、６の関係人口の創出、移住・定住の促進のうち、（２）番、（３）番でございます。まず、（２）番でございますが、こちらは予算書で申し上げますと30ページ、款２総務費、項１総務管理費、18負担金、補助及び交付金のうち移住就業等支援金200万円でございます。こちらの内訳でございますが、こちらは単身者には60万円、世帯には100万円ということで、最大で１世帯に100万円を支給するという補助金でございますので、その世帯への補助金２件を見込みまして、200万円の計上とさせていただいてございます。

また、こちらは県が指定する中小企業等に就業ということが条件になってございますが、これの確認方法といいましょうか、就業先でございますが、こちらのほうは埼玉県が設置をしております、いわゆるインターネット上のサイトがございます。働くなら埼玉！移住支援金求人サイトというものがございまして、そちらに登録をされた求人に就職をした場合に対象になるというものでございます。

また、起業のほうに関しましても、埼玉県起業支援金補助事業というのがございまして、こちらで採択された場合にその該当の起業に当たるということになります。それらの方が必要書類を添付しまして、町にご申請をいただく形で支援金をお出しするという流れになってございます。

続いて、次の予算大綱（３）のＵＩＪターン支援金でございますが、予算書のほうは同じ30ページ、節18負担金、補助及び交付金の１段下でございます。予算としては、50万円の計上となってございます。こちらの補助金につきましては、先ほど申し上げました移住就業等支援金というのが、大まかに申し上げますと東京のほうに５年以上住んでいるということが大まかな要件になってまいりますが、そうしますと大学を卒業する、要は通算で４年間経過した学生たちが異動する場合には対象にならないというような部分がございまして、その通算４年の大学生、これは人生の節目といいましょうか、異動が起こりやすいきっかけの年でもございますので、そのタイミングを捉えまして、移住、移動に係る経費、引っ越し相当分ということでお一人に10万円ということで、町内に移住をしてきていただいた場合にはお支払いをしようという補助金でございます。それを５件分見込みまして、50万円の計上とさせていただいてございます。

続きまして、予算書のほうでございますけれども、43ページ、こちらの款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、中段より少し上でございますが、節７報償費、婚活コーディネーター報償金20万円でございますが、こちらは来年度からこの事業が新しく設置をされます健康こども課のほうに移管となります。その関係で民生費のほうに予算が計上されているという経緯でございます。こちらにつきましては、町民の方の中から仲人として活動していただける方を募集をいたしまして、登録をさせていただきます。登録をいただいた方々の取組によって結婚に結びついたというような場合に、最終的に成果報酬としまして、お礼といたしまして、１件当たり２万円のお礼をお支払いするというものでございます。その２万円を年間で10件見込みまして、20万円の計上とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　11番、四方田実議員さんからご質問をいただきました予算大綱でいいますと

７ページの総務費の増額について、予算書でいきますと歳入が10ページでございます。マイナンバー制度に係るご質問でございますが、ご存じのようにマイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の３分野について、分野横断的な共通の番号を導入することで個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になり、便利な暮らし、よりよい社会を目指しています。しかしながら、当町では今のところ交付枚数が1,585枚でございまして、率でいたしまして、16.88％の交付になってございます。このために、個人番号カードを統括しております地方公共団体情報システム機構が最大限の提示をしたことによりまして、歳入におきましては対前年度比510万円の増、また33ページの支払いの分野ですと691万9,000円と、対前年度比613万8,000円の増額になっております。いずれも統括しております地方公共団体情報システム機構が最大限の見積りを提示したことによります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　11番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

予算大綱の２ページの楽しく子育て・元気で長生き対策の（２）、学童保育所保護者負担金補助金でございますけれども、月額6,000円の25人分で年間180万円でございます。予算書のほうでご質問がありました７ページの款14、上段の保育所児童保護者負担金でございますが、学童保育所につきましては指定管理者が収入しますので、一般会計のほうには学童保育所の保育料は入ってこないわけでございます。こちらの保護者負担金は、保育所の負担金になります。３歳以上は、今無償化になっていますので、ゼロ歳、１歳、２歳の児童、令和３年度で現在のところはゼロ歳から２歳までが66人、これで12か月で平均しますと月額１万2,600円余りになりますが、この中には多子世帯で無償になっている児童や低所得で無償になっている、所得によって保育料が変わってきますので、平均するとこういった額になるということになります。

もう一点、44ページ、款３民生費の節18民間保育所運営費補助金700万円の支払先になりますけれども、明星保育園が500万円、国神保育園が200万円、合わせて700万円でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　四方田実議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

歳入の７ページ、学校費負担金の学校給食費保護者負担金についてでございます。令和２年度におきましては、コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金というのがございまして、これを充当しまして、一時的に無償化したという経緯がございます。残念ながら令和３年度におきましては補助金の予定がないために従来どおりといいますか、従来の形に戻して保護者の皆さんの負担をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　大変健康福祉課長には勘違いをいたしまして、おかしな質問をしてしまったような、この保護者負担金というのは保育園に出す親からの徴収なのですよね。私が勘違いしたので、失礼しました。ほかはよく分かりました。

それから、４ページの移住の関係ですけれども、これ県のホームページと県の紹介によって来た人、そこの案件に合っていない人、例えば特にそういうこともなく、そういうこともなくということもないけれども、関係なくて、こちらへ移ってきた、起業したというような人は対象にはならないのでしょうか。

それから、３番のほうも学生以外ということなのですけれども、これも申請を、それですればいいのか、こちらから言うのか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

１つずつでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　11番、四方田議員さんからの再質問にお答えをいたします。

まず、要綱の（２）番のほうでございますが、移住等支援金制度の関係につきましては、これは県と市町村連携して取り組んでいるものでございまして、その補助金を交付する条件としましてはこの県が設けているサイトに登録されている求人に対して就職をするということが条件となってございます。起業に関しても、県のほうの補助金制度に認められて初めて対象になるという仕組みになってございます。

次の３のＵＩＪターンにつきましても、こちらのほうも申請者の方に町に申請をしていただくと、移住者の方から申請をしていただくという形での対応になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　通知カードについてなのですけれども、私のところにも情報システム機構というところから、皆さんのところにも来ているのではないかと思うのですけれども、これは各戸に全部出してあって、その費用がかかるということなのですか。それで、早急に進めなさいということなのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　11番、四方田実議員さんの再質問にお答えします。

通知カードをまだ交付を受けていない方のところには機構のほうから案内が行ったかと思われますけれども、予算書上のこれはあくまで役場の窓口で交付に係る事務の手数料でございます。10分の10を補助金で見ておりますけれども、手数料の補助分15％は歳入割れを起こさないように減額してございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　分かりました。なかなかちょっとよく分かりにくいのですけれども、分かったようなあれで。

続いて、学校給食の件ですけれども、昨年度確かにコロナの特別の補助金で対応したというのはみんな承知していることでありまして、できれば継続してほしいなという大勢の希望があったのですけれども、残念ながら実現はしなかったようで、時限の切れでそのまま元に戻ったというような形だと思うのですけれども、これまたこういう時代ですから、いつどういう対策費が出てくるかも分かりませんけれども、ぜひそれをまた充当できれば充当して、また時限立法でも何でもいいですから、無料になればいいなと希望するものであります。

管財人のほうはよく分かりました。

それから、地域乗合バスの件ですけれども、県のほうから151万円もらって、それで西武バスのほうに800万円というような額を交付して運行している、このバスが実は私も何回か乗ってみたのですけれども、それで朝、親鼻の通りを三沢のほうからずっと皆野駅まで来るバスが７時44分ぐらいに通るのです。それにはほとんど人が乗っておりません。それから、それが皆野駅まで行って折り返してきて、また三沢を通

って秩父方面に行くのですけれども、そのバスもそれ１本のことだけなのですけれども、一人も乗っていたことはありません。だから、このバス路線については秩父市との関係もあるのでしょうけれども、いろいろ考えさせられるところがありますので、いろいろまた執行部のほうで考えていただくことがいいのではないかと思っております。

再質問はそれで。大変ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　最初に、大綱の関係なのですが、予算編成の基本的な姿勢の中でよりよい住民サービスを提供するため、組織機構改革を実施しますと、従来の健康福祉課を福祉課と健康こども課に再編します。また、移住・定住を促進するため、新たに産業観光課に移住定住促進担当を設置します。さらに、政策立案・実行力強化のため、財政部門をみらい創造課に移管し、企画・財政部門の連携を強化しますと、このように書かれておるかと思います。これに基づく新たな目といいますか、例えば地域振興費や移住定住促進費等について、所管する担当課も含めて説明がされれば非常にこの議案書の理解も深まったかなというふうに私は思っています。そういったことから、非常に見づらい、初めてのこういった組織改革を含めた予算書になっている関係で、大変私自身見づらくて、単純な質問もあろうかと思いますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

最初に、予算書の７ページになりますが、２段目の緊急浚渫推進事業債についてでありますが、どういう目的の事業債で、充当率や交付税措置率はどのくらいなのかお聞きしたいと思います。

また、関連しまして、今さらこんなこと聞くのも恥ずかしいのですが、上水道広域化施設整備事業出資債の充当率と交付税措置率についてお聞きします。

７ページになりますが、これは先ほど四方田議員の質問と大分重なるのですが、学校給食費保護者負担金の3,557万円の計上ですが、今年度は給食費無償化ということであったわけですが、先ほど教育長のほうから新年度については有償化することについての説明がございました。地方創生臨時交付金の補助金が今のところ予定されていないということで有償化にしたという、そういった説明であったわけなのですが、町長のほうにお聞きしたいのですが、昨年の12月議会で町長からこの関係の質問に対しまして、学校給食の無償化について固定化は考えていないが、新型コロナ感染の状況により柔軟に対応したいと、また来年度に限ってはまた無償化ということもあり得るかと考えています、このように答弁をいただいております。柔軟に対応するということで、私は無償化の固定化をこの間求めてきているのですが、新年度の１年については柔軟に対応ということで期待はしていたのですが、なぜ無償化にしなかったのか、これ町長にお聞きしたいというふうに思います。

13ページになりますが、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金、節３林業振興費県補助金、この中で前年当初より大分減額になっているわけなのですが、里山・平地林再生事業補助金等を申請しなかったのかなというふうに思うのですが、その理由等についてお聞きしたいと思います。

同じく項２県補助金の目５教育費県補助金、節２学校教育費県補助金の学習支援事業費補助金約154万円ですが、具体的にどういう補助金なのかお聞きしたいと思います。

15ページになりますが、項１寄附金、目４ふるさと納税、節１ふるさと納税、600万円の計上ですが、この後出てくる今年度の補正予算（第９号）で500万円に減額補正をするようになっているかと思います。こうした中で来年度どのように、600万円の予算計上しているわけなのですが、今後新たに寄附を増やす

と、こういったような形での方策等が検討されているのか、また聞くところによりますと最近は本来のふるさと納税の趣旨に沿った形で町内の出身者や、また町内の関係者、こういった方からの寄附が多くなっているというか、割合的に多くなっているというような話もお聞きしています。それらも含めまして、この予算計上にしている金額に近づけるような方策等ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

歳出になりますが、25ページの、私がこれ取り違えているのかも分からないのですが、項１総務管理費、目４財産管理費、節13使用料及び賃借料の中で、土地借上料約1,835万円ということで前年より約1,150万円の増額というふうになっているかと思いますが、それこそ冒頭に言った組織機構の改革の中での私の勘違いかも分からないのですが、この説明をいただきたいというふうに思います。

28ページになるのですが、これも関連してなのですが、項１総務管理費、目９地域振興費、これについては所管する課はどこになるのか。

46ページになりますが、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節18負補交ですが、不妊治療支援事業助成金296万円ということですが、特定不妊治療は何人分見込んでいるのか。

また、昨日の一般質問でも触れたのですが、国の助成制度も間違いないと思うのですが、間違いないというか、国のほうの予算が成立すれば今年の１月１日に遡って１回の助成が２回目以降も含めて30万円になろうかと思います。加えて、今までは１年に１回ということだと思うのですが、何年かかけて６回分という助成だったと思いますが、今年からは１人が生まれるまでの６回まで助成の、助成というか、補助金の対象になろうかと思います。そういうことでいいのかなとは思うのですが、なおかつ１回の助成が30万円ということになりますので、今、町の助成制度につきましては平成30年度から年１回この特定不妊治療については上限35万円を上限にして助成がされているかというふうに思います。そういったことで、国の見直しに合わせて助成回数も含めて改善を図る考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

54ページになりますが、項２林業費、目１林業振興費、節12委託料、里山・平地林再生事業対象維持管理委託料76万円なのですが、これにつきまして箇所づけも含めて内容の説明をいただきたいと思います。

同じく項２林業費、目１林業振興費、節18負補交、秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金約202万円なのですが、主にどういう事業の負担金なのか、併せまして常山議員の質問とも関連するのですが、この負担金の歳入での森林環境譲与税641万円の活用というふうに理解しています。以前の議会の中でも申し上げた経過があるのですが、例えば林道周辺の草刈り等、こういったところにもこの森林環境譲与税の活用が図れないか、常山議員の質問ともかなり重なる部分があるのですが、そういったことも検討されてもいいのではないかなというふうに思います。この点についてお聞きしたいと思います。

57ページになりますが、先ほどの新井達男議員の質問とも関連するのですが、項１商工費、目２商工振興費、節14工事請負費の中三沢観光トイレ洋式化工事費約92万円、八幡神社観光トイレ洋式化工事費約42万円ということなのですが、産業観光課長の答弁でよく理解できました。よく理解できたというか、中三沢トイレについては男女各１基ずつ、八幡神社については女子用の１基の洋式化と、こういったことで予算計上されているようなのですが、この両トイレにつきましては水洗化の観光トイレとしては一番早い時期といいますか、平成の１桁台から始まっているかというふうに思います。この２つのトイレの以降、国神神社のところの観光トイレまでは恐らく洋式化になっていないというふうに思います。その後観光トイレとして開設されたのが、萬福寺のところの観光トイレだと思います。これ以後は洋式化になって、なおかつ多目的トイレも設置された観光トイレになっているかというふうに思います。そういったことで、当然この２つの観光トイレについては多目的トイレも設置されておりません。そういったことも含めまして、

特に八幡神社の観光トイレにつきましては、男子の大便用のトイレもぜひこれを機会に洋式化を図っていただきたいというふうに思います。そういったことで補正予算等も含めて今後増額補正ができないものか、これ町長になろうかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

60ページになります。項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節12委託料、ここの道路環境美化委託料約91万円ということで前年より若干、若干といいますか、15万円ぐらいですか、増額計上だというふうに思います。この増額理由についてお聞きしたいというふうに思います。

同じく項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節18負補交の中で除雪対策費補助金、前年度と同額の計上であるわけなのですが、９月議会の中で私の一般質問に対しまして町長から増額を検討してみたいと、こういった答弁をいただいております。どのように増額の検討がされているのかお聞きしたいと思います。

62ページになります。項３河川費、目１河川総務費、節14工事請負費、河川の浚渫工事費500万円ということなのですが、これ起債のところでも触れさせていただきましたが、この２か所の中根岸沢、上根岸沢の工事の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

関連しまして、私は以前から小河川の堆積土砂撤去等による防災対策、こういったことを要望してきております。県が所管する小河川、例えば役場の表になるというか、滝ノ入沢川等の堆積土の撤去等、県の事業としてこの間やっていただいた経過もあるのですが、恐らく県のほうもこの河川のしゅんせつの起債といいますか、そういうのを利用して県内の多くのところでこの事業に取り組んできているかも分かりませんが、これは令和２年度からの事業というふうに思いますので、新年度県の事業として、例えば町内の中での小河川のしゅんせつ工事等、予定が分かりましたら、ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

98ページになります。会計年度任用職員数の関係なのですが、前年度に比べて６人の減員になっております。減員にした理由と、また減員した職場等分かりましたら教えていただきたいと思いますし、またこうした職員の減員によるサービスの低下など、問題はないのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　学校給食費の関係でございますけれども、先ほどたしか四方田議員の質問だったかと思いますけれども、教育長のほうから答弁がありました。私も検討というか、前の教育長ともこれらについてもいろいろ協議もしてまいった経緯もありますけれども、当時の教育長いわく、学力向上に今大変力を入れてきていると、そしてまたその実績も成果も上がってきております。それを今後も継続していきたいと、学校給食費につきましては今年度またコロナの関係等もあろうかと思いますけれども、そうしたことをあえて期待するのではなくて、コロナも早く収束してほしいなと思いながらも、少しまだ見通しができない部分もありますので、今年は先ほど教育長の答弁したとおり、例年どおり予算を計上させていただいたわけでございます。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　内海議員さんからのご質問にお答えをいたします。

まず、予算書のほうの７ページ、第２表の地方債になります。上水道広域化施設整備事業出資の充当率と交付税措置額ということになります。充当率につきましては100％、交付税措置率につきましては50％となってございます。

それから、２点目、予算の説明書のほうの15ページになります。款19寄附金、項１寄附金、目４ふるさと納税600万円の計上でございます。議員さんからご指摘いただきましたように、この後ご審議いただき

ます補正の９号で令和２年度につきましては100万円減額して、500万円を見込んでおります。これは、現時点での収入額が減っていることから減額をするものでございます。ちなみに、令和元年度の実績は300件で668万2,000円となっております。令和２年度２月末では274件、436万7,000円の実績となっております。件数的には大きく減っているわけではございませんけれども、寄附１件当たりの金額というのがそれまでに比べて減っております。そうしたことから、減額になっているということで認識をしております。当初予算につきましては600万円の計上ですけれども、あくまでも目標という形で令和２年度と同額を計上させていただきました。

寄附金を増やす方法、取組ということでございますけれども、担当のほうといたしますと、返礼品の充実ということを取り組んでございます。町内の業者、商工会等とも連携を取りまして、できる限り充実を図ってまいりたいと考えております。今年度新たに追加したものといたしますと、日野沢旧山の家があったところでございますけれども、そこで喫茶店といいますか、飲食店がございます。そこでちまきの販売をしておりますけれども、これがかなり好評だということで、冷凍したちまきを新たに返礼品に加えてございます。こうした取組を地道に重ねていきまして、何とかふるさと納税の確保を図ってまいりたいと思っております。

それから、議員さんからもお話をいただきました町内出身者、関係者の寄附者の関係ですけれども、割合としては取っておりませんけれども、やはり皆野町出身者であるとか、家族に皆野町出身者がいるということでふるさと納税を皆野町に行ったというコメントを寄せていただいております。ある意味これが本来のふるさと納税の形だと思っておりますので、そういった寄附者につきましては皆野町との関係も深いことから、継続的に寄附をしていただけるものと思っておりますので、そういった寄附者大切にしながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それから、25ページになります。款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費の13使用料及び賃借料の土地使用料1,835万2,000円になります。昨年度に比べて増額になっているということですが、議員さんからも予算書が見づらかったというご指摘をいただきましたけれども、これにつきましては昨年度、令和２年度ですか、では款２項１目７の企画費のほうに県営住宅の用地と持家住宅の用地を別に計上しておりました。これを今回財産管理と企画費の土地の借上料を合わせて計上したことから、増額となっております。金額につきましては、昨年度と同額を計上しております。

それから、28ページになります。款２総務費、項１総務管理費、目９地域振興費、これは機構改革に伴いまして新たに設けた目になります。この所管につきましては総務課になります。令和２年度までは、款２項１目７企画費に計上しておりました。この企画費の中には、事業といたしますと企画、それから地域政策という事業をこれまでは計上しておりましたが、機構改革に伴いまして企画に関する部分と地域政策に関係する部分を分けましたので、新たに地域振興費として目を設けさせていただいております。

総務課は以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

46ページの最上段になります。衛生費の不妊治療支援事業助成金、こちらの特定不妊治療の計上ですけれども、８件、１件当たり35万円で280万円を計上しております。不妊治療に関します正式な情報がまだ届いていない状況でございます。届きましたら内容をよく確認しまして、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの質問にお答えします。

まず、13ページ、林業振興費県補助金の関係について説明をさせていただきます。里山・平地林再生事業のこれまで県の補助金が掲載されていたわけですけれども、今年度、令和３年度については予算要求を見送った理由ですが、里山・平地林再生事業については財源として彩の国みどりの基金を使っております。皆野町については、平成25年度から令和２年度まで、８年間この里山・平地林再生事業を実施しておりまして、場所としては美の山、それから三沢の小野田の峠、前原、郷平橋、それから道の駅の山側の斜面を実施しております。令和元年度から森林環境譲与税が導入されたということで、県のほうからの様々な調整等が入っているわけですが、県からのほうの説明として、里山・平地林再生事業につきましては森林環境譲与税を基本的に充てる方向で調整してもらいたいと、現段階では交付される森林環境譲与税の８割までを里山・平地林に充てて、残りの残額について県の補助金を充てたいというような形で、令和６年度からは廃止したいのだというような説明を受けております。ついては、里山・平地林再生事業につきましては、真に必要な事業について実施する方向で検討をせざるを得ないのかと、限られた森林環境譲与税ですので、本当に実施が必要な事業に充てる方向で検討をせざるを得なくなったわけですけれども、そういったことを勘案しまして、来年度の里山・平地林の予算要求については見送らせていただいた経緯がございます。

続きまして、54ページ、12委託料、里山・平地林再生事業対象地維持管理委託料の内容について説明をさせていただきます。里山・平地林再生事業については、平成29年度に前原、平成30年度に郷平橋のところの森林を里山・平地林再生事業を使って実施しております。この事業につきましては、翌年度から５年間町のほうで仮払い等の維持管理をするという協定を結んでおります。それに基づきまして、令和３年度についても前原、それから郷平橋の事業を実施する必要がございますので、これは単費になりますけれども、町単の事業になりますが、里山・平地林再生事業対象地維持管理委託料として予算計上をさせていただいております。

それから、同じページの中段下、秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金201万9,000円ですが、秩父地域では１市４町で秩父地域森林林業活性化協議会を令和元年度に立ち上げて取り組んでおります。令和元年度から実施している事業として、森林所有者の意向調査が行われております。令和元年度、２年度につきましてはこの意向調査に係る費用、それから人件費について１市４町が負担金として支払っているところです。令和２年度については、皆野町の場合53万9,000円の負担金を支払っておりまして、それが来年度については201万9,000円と148万円増額となっております。この増額となった理由ですが、１市４町の取組として森林経営管理の事業を執行する上で浮き彫りとなった様々な課題がございますので、その課題について１市４町で協議会のほうを通じて取り組もうということになりまして、新たな事業が検討されております。１つには秩父地域森林経営管理推進事業補助金、これについては意向調査を実施した区域におきまして、間伐等の森林整備の補助事業であります。

それから、２つ目として秩父地域集約団地協会明確化事業補助金、森林経営管理の事業を実施する場合に搬出間伐が必要になりますので、境界の明確は必要になります。この境界明確化につきましては、境界確認であるとか測量等が必要になるわけですが、この費用に対する補助金を協議会のほうから支払うという形で協議会のほうで予算計上されております。

それから、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金といたしまして、これは自伐等の小規模林業者向け

に補助金を出す制度となっております。そのほか森林バンク事業、人材育成事業、その他、市、町への技術的助言等の事業が追加となっております。事業が増えた関係で現在３人の方がこの協議会のほうに携わっておるわけですけれども、さらに２人雇用する形になりますので、それらに係る人件費も増となっております。

これらから皆野町の負担金が前年度から増額となりまして、201万9,000円ということで同額の予算要求をさせていただいております。

それから、４点目になりますけれども、57ページ、最下段、八幡神社観光トイレ洋式化工事費について説明をさせていただきます。八幡神社の観光トイレにつきましては、洋式化の改修につきまして議員さんのほうからもお話があったわけですが、地元の行政区長さんからお話がありました。行政区長さんからの要望としては、女子の便器２つありますけれども、そのうちの１つを取りあえず水洗化してもらいたいという要望でしたので、今回１基分だけ予算計上させていただいております。また、これについては議員さんからもお話がありましたので、検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんからご質問をいただきました質問についてお答えいたします。

まず最初に、７ページの地方債の関係でございます。しゅんせつ事業の関係でございます。事業主体が建設課でありますので、建設課のほうで説明させていただきたいと思います。以前内海議員さんから、多分去年の第１回の定例会でこの事業の内容のご質問をいただいたかと思います。この事業期間につきましては、令和２年度から令和６年度の５年間になってございます。内容といたしましては、令和元年の台風19号により河川の水害被害が相次いだため、地方団体が単独事業として緊急的に町が管理する河川のしゅんせつを行うという事業でございます。その経費について、地方債の発行を可能とする特例措置ということでございます。内容といたしましては、河川の堆積土の撤去ということになってございます。

地方債の充当率でございますが、100％、交付税は70％でございます。ページでいいますと62ページになります。62ページの河川費の河川総務費の14の工事費でございます。この中の河川浚渫工事、中根岸沢、これはユタカ電気さん横の沢になってございます。工事内容といたしましては、先ほど言いましたが、土砂のしゅんせつで、距離といたしましては150メーターを予定してございます。

続きまして、その下にございます上根岸沢、これはセブンイレブンさんの横の沢でございます。これにつきましても土砂の撤去という形で、工事延長につきましては100メーターを予定してございます。それと関連しまして、県が管理しております小河川の工事内容というご質問でございますけれども、県土整備に確認いたしましたところ、令和３年度につきましては大渕区になります。今現在上武さんの下でしゅんせつ工事を行って、ほぼ終わりになっておりますけれども、その続きを渓流園の下のほうまでやるというお話は聞いております。小河川については、来年度はなしということでございます。この事業につきましては、６年度までの事業になってございますので、今後県のほうで検討いたします。

しゅんせつ工事につきましては以上でございます。

続きまして、ページ数でいきますと60ページに、すみません。その前に61ページの除雪についてご説明させていただきたいと思います。内海議員さんに９月の定例会でご質問いただきまして、その後行政区に払う１万8,000円という金額をどうするか、いろいろと検討をいたしました。令和３年度につきましては、行政区さんの委託料につきましては同額１万8,000円という形を取らさせていただきます。

なお、除雪の新規事業といたしまして、60ページにございます道路橋りょう費の２の道路維持費の中にあります12委託料、60ページの一番下になりますけれども、ここで新たな事業といたしまして、来年度迅速に除雪をしていただくために今委託している業者がございます。その業者の重機の維持管理を適切にしていただくために１業者５万円、今のところ16業者を予定しております。行政区につきましては１万8,000円で、委託しております業者さんのほうに迅速に除雪をしていただくために、１業者５万円という形で重機の維持管理費として出していくということでございます。

続きまして、その上の道路橋りょう費総務費の12委託料になります。環境美化の委託料になりますけれども、これの内容でございますけれども、来年、令和３年度につきましては２路線追加をします。その路線につきましては、国神１号、国神橋から金崎のゴルフ場入り口まで、それともう一か所、下田野１号線、親鼻橋の交差点の法面がございます。ここが以前、オープンガーデンの協議会の方々に手入れをしていただいて、時期にきれいな花を咲かせていただいているところがございます。そこがオープンガーデンさんのほうから申出がありまして、管理ができないというお話をいただきましたので、その後の管理につきまして道路敷でございますので、建設課のほうでそのところを管理していくという形で増額になってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

歳入の13ページになります。こちらの上段のところにあります県支出金、県補助金、５教育費県補助金、節２学校教育費県補助金、こちらの説明のほうにあります学習支援事業費補助金ということの内容となります。こちらの補助金につきましては、やはり新型コロナウイルス関連の補助金になります。昨年年度当初で全国一斉休業等行われまして、非常に学校のほうも授業の遅れ等あったというところもございます。そこでこの補助金が創設されまして、学習支援員の補助金、その配置をできるということのものでございます。もう既に令和２年度からこの補助金を使いまして、学校のほうに２名支援員を配置しております。

歳出予算のほうになりますと、こちらは71ページになります。こちらの下段にあります小学校費、そちらの報酬、会計年度任用職員報酬の中にその２名が含まれております。ただ、コロナウイルス対策の補助事業ということで、今後コロナウイルスの状況によりましてはこの補助金もなくなる可能性はあるということを申し上げて、答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（若林光雄議員）　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　大まか答弁をいただいたのですが、まだ答弁をいただいていないところを復唱し

たいと、復唱というか、もう一度言いたいと思いますが、一番最後、98ページ、会計年度任用職員数の６名減員の理由なり、また職場なり、それによるサービスの低下、こういった問題はないのかどうか。

もう一点ありました。すみません。総務課長が今離席しています。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時００分

再開　午後　５時０１分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　大変申し訳ございません。予算書の98ページの給与費明細書、会計年度任用職員、本年度52名、前年度が58名、６人減、その理由と影響についてということでございます。この52名につきましては、教育委員会のほうの計上になります。ちょっとお時間をいただいて、その理由と影響について確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　まだあと一件、上水道の広域化施設の整備事業出資債の充当率と交付税措置率についてまだ答弁いただいていなかったかと思いますが。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　一番最初に答弁申し上げたと思いますが、充当率につきましては100％、交付税措置につきましては50％でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうしますと、緊急浚渫推進事業債と同じという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　緊急浚渫事業につきましては、充当率70％でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　分かりました。私が取り違えておりまして、しゅんせつの推進事業債については交付税措置率は70％ということですね。水道のほうが50％ということでいいわけですね。ありがとうございました。

学校給食無償化の関係なのですが、教育委員会のほうと協議、調整する中で教育委員会のほうとしては学力向上に力を入れていきたい、そういった関係で給食の無償化についてはまだ検討はできないというか、そういったことで町長のほうとしてもそれを優先したという答弁だったかと思いますが、まだコロナ禍については大変な状況が続くと思いますし、それこそ町税の債務の関係なのですが、町税の個人の所得割等についても前年当初より約1,500万円も減額せざるを得ないと、そういった状況もありますし、これは総務省の労働力調査でも2020年の平均の労働者数、前年に比べて約40万人減少していると、その中で特に非正規雇用者数が75万人減少している。今日の新聞にも出されておりましたが、コロナ禍による３月５日時点でのコロナ関連の解雇なり雇い止めは９万3,354人、これ厚労省の発表ですが、実際はその数を大きく

上回ると、こうしたことが言われております。雇用状況を含めて、保護者の経済的状況というのは大変な状況が予想されますし、まして女性の非正規労働者等が生活苦から自死をせざるを得ない、こういった状況がかなりのところで出ているようです。自殺者も増えていると、そういった保護者の状況等も当然皆野町においても状況的にはそう変わらない状況が予想されると思います。そういったところも含めて、保護者の負担を軽減するという立場でぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますし、やる気になればそれこそ総事業費約4,600万円をかけてマレットゴルフ場も建設ができているわけですから、町長、ぜひそういったことも含めまして、まだコロナ禍も収まっておりません。保護者の経済的負担を軽減する、そういった立場でぜひ無償化の検討を要望したいというふうに思います。

里山・平地林再生事業の関係なのですが、県のほうとしても令和６年度から廃止するというような予定のようです。その代わりにというか、森林環境譲与税ですか、これを充ててこういった事業を図っていくというような考えのようです。新年度見送ったということなのですが、今年度ですか、事業実施してもらった道の駅の西側の斜面といいますか、そこについても全部山頂のほうまで整備できなかったというようなことも言われていますし、機会ありましたらぜひ取り組んでいただきたいという、そういった要望も耳にしておりますので、ぜひ補正なりで対応できるようでしたら、そういった形を進めていただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

15ページのふるさと納税の関係なのですが、目標に向けて返礼品の充実等、そういったところに力を入れていきたいということなのですが、以前にも申し上げた経過があるかと思うのですが、単なるふるさと納税というだけではなくて、ある特定の事業を明らかにする中で寄附してもらうと、そういった方法等も検討してもよろしいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後の課題としてそういったことも含めたふるさと納税を検討していただきたいというふうに、これは要望させていただきたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時１０分

再開　午後　５時１１分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（内海勝男議員）　46ページの不妊治療の支援事業の助成金の関係なのですが、国の制度の変更の内容もまだ明らかに確認されていないということで、内容を確認して以降検討したいという答弁をいただいたのですが、いずれにしましても不妊治療につきましては2022年度から、４月からですか、保険適用になるという、このような動きになっているかと思います。また、先ほど言ったことはそれまでの間のつなぎ的な助成制度になろうかと思うのですが、いずれにしましても保険適用になったとしても、例えば３割負担をしなくてはならない場合については、かなりの金額を自己負担しなくてはならないというふうに思います。そういったものを含めまして、それらも含めた形でのぜひできる限りの自己負担を軽くしてもらいたいと。私の身近なところにもいるのですが、やはり２か月に１度ぐらいの割合で治療を受けている方もいらっしゃいます、年１回ということでなくて。やはり子供の出産まで結びつけられるような形で年間、例えば６回ぐらい治療している方もいらっしゃいます。そういったことも含めまして、今の町の助成制度

でいきますと年１回上限35万円ということでありますので、回数と助成金額も含めて、来年以降のことも考えて助成制度の内容をぜひ改善を図っていただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

除雪対策費補助金の関係なのですが、行政区に対する補助金については１降雪当たり１万8,000円ということに変わりはないということなのですが、建設課長のほうから答弁をいただきました60ページですか、委託料の除雪事業委託料、例えばある行政区がその業者を頼んで除雪をお願いした場合、その場合その行政区の除雪対策費の補助金１万8,000円と、なおかつ先ほど答弁いただいたようにある業者に５万円を年間かどうか分かりませんが、委託料として払うという理解でよろしいのですか。行政区の補助金は別として、ちょっとこの辺の仕組みをできたら説明をいただきたい。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ちょっと私の答弁が不的確だったかもしれませんけれども、行政区に対しましては１降雪１万8,000円ということになります。この委託しております、10センチ以上の積雪で自動出動する、21路線、これが10業者あります。それと、随時行政区等からの依頼がありまして、除雪をするという業者が４業者ございます。それと、自主的にボランティア的に除雪をしていただいている業者が２業者ございます。この合計が16業者でございます。その16業者の重機を維持管理をするということで１業者５万円という形になってございます。内海議員さんが申されましたある行政区で町が委託しておるＡ業者にどこかの行政区さんの路線を委託した場合には、町が委託契約をその業者としておりますので、その業者は指定路線も除雪すれば、行政区さんから依頼があったときには除雪をしていただいて、行政区さんのほうから１万8,000円の申請をしていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　理解しました。それにしましても、この１万8,000円になったという経過、もう十数年前になろうかと思うのですが、リフレッシュプランの前は１降雪当たり２万円でありました。ただ、リフレッシュプランで軒並み補助金の10％をカットということで１万8,000円になった経過があろうかと思います。最低でも前の金額ぐらいに除雪対策費の補助金戻すように、ぜひ町長今年の冬場までに要綱の見直し等をして、改善を図っていただきたいと思いますが、この件につきまして。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　今年は、幸いにして降雪もなかったわけですけれども、研究はしてみたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ぜひ十数年前に戻すように改善を図っていただきたいというふうに思います。

では、最後です。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、実人数が48人にプラス４というのがございます。このプラス４につきましては、三沢小学校の事務職員、皆中の図書支援員、それから国小、三沢小の先ほどの学習支援員ということになります。そうしますと52人になります。ただ、国小と三沢小の学習支援員につきましては、令和２年度当初に含まれてい

ないという状況でございます。それと、令和２年度につきましての人数で、放課後子供教室の人数カウント、こちらが支援員がそのまま放課後子供教室の支援員になりますので、10人、ダブルカウントのような形になっております。それなので、実際はダブルカウントをしていますので、58人、今度は令和３年度になりまして、学校とのちょっと話合いで、コロナの関係もあるのですけれども、放課後子供教室をやらないという話がございましたので、マイナス10になります。４人増、それからマイナス10減ということで６人というカウントになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうなりますと、この６人の減員分というのは子供教室をやらないと、やっていないという関係から減員したということなのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　お答えになるかどうか分からないですけれども、自分なりの解釈なのですが、実際今年度、前年度の58の内訳なのですけれども、実際には48人の支援員さん、会計年度任用職員がいて、そのうちの10名の方が兼務をしたから、それもダブルカウントにして58というのが計上されたのではないかなというふうに思います。実際に本年度48、実人数なのですけれども、今教育次長が言ったように新たに図書の支援員であるとか、それから町の事務職員を三沢小に配置するとかということがあって、プラス４で来年度は52名でスタートできると、内海議員さんのご指摘のようなサービスの低下ということにはならないと私は思っております。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ぜひそういう形でサービスの低下につながらないような形で運営といいますか、執行していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◇

◎延会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員）　次会日程の報告を行います。

明日11日は、午前９時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。

◇

◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員）　本日はこれをもって延会といたします。

延会　午後　５時２４分

令和３年第１回皆野町議会定例会　第３日

令和３年３月１１日（木曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議
１、議事日程の報告
１、議案第　８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第　９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１０号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１１号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第９号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１２号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１３号　令和２年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１４号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決
１、承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号））の説明、質疑、討論、採決
１、同意第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件の説明、質疑、討論、採決
１、議員提出議案の報告及び上程
１、発議第　１号　皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
１、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
１、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
１、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
１、議決事件の字句及び数字等の整理
１、閉会について
１、閉　　会

午前９時００分開議

出席議員（１２名）

１番	大　塚　鉄　也　議員	２番	林　　太　平　議員
３番	小　杉　修　一　議員	４番	宮　前　　司　議員
５番	常　山　知　子　議員	６番	若　林　光　雄　議員
７番	大　澤　金　作　議員	８番	新　井　達　男　議員
９番	林　　豊　議員	１０番	大　澤　径　子　議員
１１番	四方田　　実　議員	１２番	内　海　勝　男　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　長	石木戸　道　也	副町長	土　屋　良　彦
会計管理者兼会計課長	橋　本　賢　伸	教育長	新　井　孝　彦
総務課長	新　井　敏　文	みらい創造課長	黒　澤　栄　則
町民生活課長	長　島　　弘	参事兼健康福祉課長	浅　見　幸　弘
参事兼税務課長	豊　田　昭　夫	参事兼産業観光課長	玉　谷　泰　典
建設課長	宮　原　宏　一	参事兼教育次長	設　楽　知　伸

事務局職員出席者

事務局長	吉　岡　明　彦	書　記	山　田　　厳

◎開議の宣告　（午前９時００分）

○議長（若林光雄議員）　会議の前に一言申し上げます。本日は、東日本大震災から10年が経過した日となっております。会議の途中ではありますが、２時46分をめどに黙祷をささげたいと思っております。議場の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第１、議案第８号　令和３年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は９日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連ページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第２、議案第９号　令和３年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたし

ます。

議案の説明は９日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　何点か質問をしたいと思いますが、歳出の８ページになります。項１介護サービス等諸費、目１居宅介護サービス費、節18負補交の居宅介護サービス費約３億5,230万円ですが、これ何人分を見込んでの予算計上なのかお聞きしたいと思います。

あわせまして、９ページになりますが、目２の特別居宅介護サービス給付費、節18負補交の特別居宅介護サービス給付費20万円は、これ何人分を見込んで、これ対象条件はどういった方が対象になるのか、また以後にも目４特別地域密着型介護サービス給付費20万円、また目６特例施設介護サービス費20万円はそれぞれ何人分を見込んでいるのか併せてお聞きしたいと思います。

同じく目３地域密着型介護サービス給付費、節18負補交の地域密着型介護サービス給付費１億4,906万円なのですが、これも何人分を見込んでいるのか。

同じく目５施設介護サービス費、節18負補交の施設介護サービス費４億3,149万円、これも何人分を見込んでの予算なのか。

あわせまして、この施設介護の場合は入所条件として要介護３以上が基本的な条件になっているかと思いますが、現状の要介護の認定者数並びに要介護３以上の認定者数、大まかで結構ですので、分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

８ページ下段の款２保険給付費に係りますご質問に順次お答えいたします。まず、目１居宅介護サービス費でございますが、令和３年の１月現在の利用者数ですけれども、370名が利用をしております。予算につきましても昨年度の平均月額で計上しますので、おおむね370名の算定、計上でございます。

それから、特例がつきますサービス費、これにつきましては認定まで通常１か月以上期間がかかりますけれども、認定が下りる前にサービスを使いたいといった場合にこちらの特例がつくサービスが適用となります。例年ほとんど件数的にはございませんので、件数といいますと１件分というような算定でございます。ほかの特例がつくサービス費につきましても同様、件数的には１件を見込んでいるものでございます。

９ページの目５施設介護サービス費、こちらにつきましては現在令和３年１月の利用者が137人でございます。ちなみに、昨年の同月が121人でしたので、16人の増ですか、毎年10人程度増加して給付費も伸びているものです。こういったことから、予算の算出に当たりましては月平均伸びを見込んだものです。５名程度の伸びということになろうかと思いますので、140名強の予算計上でございます。

以上でございます。

〔「地域密着型が何人か」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　失礼しました。

地域密着型サービスですね、９ページの目３地域密着型介護サービス給付費、こちらにつきましては令

和３年１月で65名の利用でございます。こちらにつきましては、若干減少してはおりますけれども、予算的には65名程度で見込んでおります。

それから、令和３年３月１日現在で要介護１から５まで491人です。要介護３以上、３から５までで241人、要介護１、２が250人、合わせて491人になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。ちょっと要介護３以上が491人ぐらいになるのかなとは思うのですが、要介護者数だというと1,000人を超えるかなと思うのですが、要介護１、２。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

３月１日現在の認定者数の合計で651人です。要支援１、２で、これは160人、先ほど申し上げました要介護１から要介護５までが491人、合わせて651人となります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ちょっとその辺私も精査していないのですが、私の資料でいくと要介護３以上が四百……これ12月１日というか、12月時点での定期監査の資料から私が見た数字なのですが、３以上が481人だというふうに認識したのですが、私が間違っているかどうか、その辺。

いずれにしましても、施設入所の関係なのですが、待機者とそういった状況は今現在どのようになっているのか、そう待機期間待たないで入所できているのかどうか、また入所希望の方が財政的というか、個人負担等の関係で入所できないというような、そういったケースもあるのかどうか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんの再々質問にお答えいたします。

施設入所の待機者状況なのですけれども、私のほうで把握している特別養護老人ホーム、こちらの待機者でございますが、現在町内の方が32名、男性５人、女性が27人と、こういった内訳でございます。入所待ち、また入所期間がどのくらいかというのは私のほうでも把握をしてございません。

また、個人負担で入所できない方がいるかどうか、その辺りにつきましても把握はしていないのですが、いろんなそうした相談事につきましては特に包括支援センターのほうでいろいろと調整をしておりますので、何かそういった心配事等がありましたら福祉担当、あるいは包括支援センターのほうで対応していると、こういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　13ページの一番下の一般介護予防事業費について、前年度と比べると588万7,000円もの減になっているのですが、この要因というのは何なのでしょうか。原因というか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　５番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

介護予防事業関係の減の理由ですけれども、来年度につきましてはコロナの対策も兼ねまして、今までらくらく健康塾等、25人の定員で実施をしておりましたが、来年度につきましては定員10名で実施を計画しております。ただ、10名ではありますけれども、毎月４月からスタートする、４月に10人、また５月になりましたら新たに10人といったことで分散をしてスタートをするという形です。その中で特に金額が大きいのは、定員が減ったということと参加者の送迎については人数が少なくなることから、送迎の業務を行わずに参加してもらうというふうな形を取ります。主な要因についてはそういったことになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　この介護予防というのは要支援、要介護にならないためのその前の本当に大事な予防事業だと私は思っています。本当に皆野町もこのらくらく健康塾だとか、水中の運動とか、それから２年ですか、２年前に始まった地域予防事業、各地域で、例えば私が所属している国神の88（ハチハチ）体操なんか、そういうのが地域にすごく広がって、20か所ぐらいですか、こういうふうに始まっているということも聞いているし、そういう中でコロナになってしまって、今も体操が休みになってしまっているわけです。そして、それまでは毎月２回とか３回やっている中で本当に皆さんが楽しみに来て、そしてその来た人の中で状況、安否の確認なんかもしているのです。この前は来ていた、ずっと来ていたけれども、今回来なくなったけれども、どうしたのだろうとか、そういう地域のつながりにも発展しているような状況なのです。この間もうずっと今年になってからコロナで体操ができない、その中でこういうふうに皆さん自主的に外に出て歩いたりもしているのですけれども、結局家の中に入ってしまう、そういう状況があって、私はらくらくが25名から10名になったとか、毎月スタートする、そういうのは仕方ないと思うのですが、ぜひ地域のほうにも目を向けていただいて、皆さんがしっかりと介護予防ができるように力を貸していただきたいなと思います。それで、保健師さんも時々見えていただいていい話をしてくれるのです。今度はワクチンの話もしてくれるとか、そういうことも聞いていますので、こういう取組というのは本当に大事だと思いますので、ぜひこれからもしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第３、議案第10号　令和３年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は９日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第４、議案第11号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第11号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第９号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第11号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第９号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

１ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,359万

1,000円を減額し、総額を56億1,505万5,000円とするものでございます。

２ページから５ページまでが第１表、歳入歳出予算補正でございます。

６ページを御覧ください。第２表、繰越明許費でございます。戸籍関係のシステム改修業務等、４事業の追加と新型コロナウイルスワクチン接種事業、洪水ハザードマップ作成業務委託の２事業の変更について設定しております。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書３ページをお開きください。まず、歳入からご説明申し上げます。款１町税、項１町民税、目２法人の均等割232万6,000円の減額は、法人の均等割号数の変更と実績を勘案したものでございます。

下から２段目、款７地方消費税交付金1,500万円の減額は、県から交付見込額が示されたことによるものでございます。

５ページを御覧ください。２段目、款16国庫支出金、項２国庫補助金、目２衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金863万7,000円の増額は、国の第３次補正に伴うものでございます。

その下、目４土木費国庫補助金の２行目、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）357万円の増額は、国の補正予算に伴うもので、繰越明許費として設定する道路橋りょう点検業務委託事業の財源として充当するものでございます。

７ページを御覧ください。最下段、款20繰入金、項１基金繰入金、目４財政調整基金繰入金5,094万8,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。なお、これにより今年度の財政調整基金繰入金は皆減となります。

歳入は以上になります。

９ページからが歳出になります。11ページを御覧ください。上段、款２総務費、項１総務管理費、ページ中ほどの目７企画費の節18負担金、補助及び交付金の３行目、秩父鉄道整備促進協議会負担金436万4,000円の増額は、秩父鉄道のＩＣカード乗車券導入に当たり、沿線市町が支出する支援負担金でございます。

15ページを御覧ください。最下段、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の各節２は新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上しております。これらは、歳入でもご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額を受け、計上しているものでございます。

次の16ページを御覧ください。節12委託料の２行目、送迎運搬委託料240万円の追加は、接種者の送迎やワクチンの運搬業務を委託するものでございます。

なお、秩父地域で共同設置するコールセンター業務に係る費用につきましては、節12委託料から節18負担金、補助及び交付金へと計上替えをしております。

19ページを御覧ください。下段、款７商工費、項１商工費、目２商工振興費の節18負担金、補助及び交付金、キャッシュレス決済促進事業負担金100万円の増額は、想定を上回る利用があったため、増額するものでございます。

その下、にぎわい創出事業補助金180万円の減額は、皆野横丁が中止になったことによる皆減でございます。

20ページを御覧ください。上段、プレミアム付商品券発行事業補助金、以下各種補助金等の減額はみなの応援パッケージの施策について、申請状況等を勘案したものでございます。

その下、目３観光費140万円の減額は、みんなの皆野ふれあいまつりが中止になったことによる皆減でございます。

22ページをご覧ください。款８土木費、項２道路橋りょう費、ページ中ほどの目４橋りょう維持費の節12委託料、橋りょう点検業務委託料（町内全域）990万円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加交付を受けて実施するもので、繰越明許として設定の上、令和３年度に実施するものでございます。

24ページを御覧ください。款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費、下の25ページに移りまして、節12委託料の３行目になります。ＩＣＴ活用授業技法アドバイザリー業務委託料583万円の皆減は、タブレット納入時期等の都合から、令和３年度に実施するよう計画を変更したため、令和２年度予算からは皆減とするものでございます。

なお、既にご審議いただきました議案第７号　令和３年度皆野町一般会計予算に計上替えをさせていただいたところでございます。

34ページから39ページまでが給与費明細書、40ページが地方債に関する調書でございます。

以上、令和２年度一般会計補正予算（第９号）の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　１点お願いいたします。

11ページ、７企画費の中の節18負補交で、先ほど説明ちょっといただいていましたけれども、秩父鉄道整備促進協議会負担金436万4,000円、これについて秩父鉄道にカードを使って乗れるようにするのにかかるお金なのですか。何かそのような説明をさっき聞いたのですけれども、その辺もう一度確認したいのですけれども。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　３番、小杉議員さんからの質問にお答えをいたします。

現在秩父鉄道でＩＣカード乗車券の導入事業を進めております。これに対しまして、沿線市町で組織をいたします秩父鉄道整備促進協議会というものがございます。この協議会において導入経費の一部を支援するというものでございます。秩父鉄道から示されている内容ですと、導入に係る全体の事業、これを約８億1,000万円見込んでいるということでございます。これに対しましては、国の補助事業を受けて実施をするということになってございます。そうした中で、沿線市町におきましてもそれを支援をするという意味で協議会全体で１億3,500万円を負担することになっております。皆野町の負担金といたしましては、436万4,000円ということになっております。この負担金の算出方法につきましては、人口割ですとか、それぞれの駅の乗降客数、それから駅の数、それから各駅へ導入します機種の機能割というようなことから算定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　秩父鉄道がなかなか黒字にはならない状態みたいでありまして、毎年今言われた地域の協議会でかなり負担をしている現状がありますけれども、１つの民間企業がＩＣカード化するというときにそこに補正予算のほうから負担をするような形は一般的にはないわけで、だからその協議会は、要するに秩父鉄道が求めてきたのにすんなり応じたというニュアンスのものなのでしょうか。そこに一線

ちょっと考えても、ＩＣ化するのは一般的にはその会社が設備負担して行うのが一般的なような気がするのですけれども、そこのところの協議みたいなのはなく、すんなり各市町がしようがないやなということだったのですか。そういうものがあったのですか、話合いが。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

秩父鉄道が導入するＩＣカードに対する支援金という形ですけれども、これに対しては構成市町の中でいろんな意見がございました。議員さんおっしゃいますように、民間の事業者に対しまして公的資金を入れるのはいかがなものかと反対をする市町村も当然ございます。そうした中で、県内の交通公共機関、鉄道の中で秩父鉄道のみが導入されていないという状況です。そうした状況から乗り継ぎの関係、それから利用者の利便性の向上、また今回はコロナ対策という一面も踏まえております。そうしたことから、協議会の中でも数回にわたり議論をいたしました。最終的には、鉄道を支援することによって利用者の利便性の向上が図られる、またこうしたコロナ対策の面も持ち合わせるということで、最終的には支援をするという方向で意見集約がされたところでございます。当初は、負担も大きいことから反対だということで当然意見はございました。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　他に質疑ございますか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　９ページの項１総務管理費、目１一般管理費、節１報酬なのですが、教育委員会部局だけでなくて、町長部局のほうでも会計年度任用職員ということで予算が組んであったみたいなのですが、140万円の減額補正ということなのですが、どういった職場を予定しておって、またこれ減額の理由についてお聞きしたいと思います。

10ページになりますが、やはり項１総務管理費、目１一般管理費、節18負補交なのですが、特別定額給付金250万円の減額補正ということなのですが、これに関連しまして、特定定額給付金、給付者数というか、受給者数というか、町内の何人の方が給付を受けて、給付率はどの程度だったのかお聞きしたいと思います。

11ページになりますが、目７企画費、節12委託料なのですが、出会い・移住促進事業委託料66万円、これ全額減額のようですが、こうせざるを得なかった理由についてお聞きしたいと思います。

また、節18で子育て世帯定住促進奨励補助金620万円の増額補正なのですが、現時点での支給なり、申請件数分かりましたら教えていただきたいと思いますし、また近年の年間の利用者数なり、また今年度に限ってでも結構ですが、町外からの転入といいますか、この制度を利用された方が何件ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

それと、13ページになりますが、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節18負補交で社会福祉協議会運営費補助金507万円の減額なのですが、この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　12番、内海議員さんからのご質問にお答えをいたします。

予算書の11ページ、款２総務費、項１総務管理費、中段となります目７企画費のうち12委託料、出会い・移住促進事業委託料皆減の理由についてということでございますが、この事業につきましては平成30年

度、令和元年度と皆野町商工会青年部を中心に実施していただいた街コン事業、こちらのほうを町側のほうで民間委託という形で令和２年度は実施をさせていただこうということで考えていたものでございます。ただ、このコロナ禍の中で街コンということで、多くの方をお呼びしてお集まりをいただいてという事業が非常に困難な状況になりましたので、実施を見送らせていただきまして、このたび皆減とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　12番、内海議員さんからの質問にお答えいたします。

予算書９ページの款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の報酬、会計年度任用職員の減額140万8,000円でございます。この減額につきましては、特別定額給付金事業に係るものでございます。会計年度職員を任用いたしまして給付事務に当たりましたけれども、給付事務が比較的スムーズに進んだことから、当初予定していたものより大分少なく済んだということで減額をしてございます。

また、次のページの節18負担金、補助及び交付金の中の特別定額給付金250万円の減額ですが、これにつきましては給付事業の確定による減額でございます。支給者でございますけれども、最終的には9,566人に支給をしてございます。給付率ということでございますけれども、率で申し上げますと99.74％という形になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書の13ページ下段の款３民生費、社会福祉総務費の負補交、社会福祉協議会運営費補助金の減額理由でございますけれども、予算要望時予定していた職員のほうが年度末で退職をしました関係で１人分の人件費が減になっています。ここにつきましては、臨時職員や仕事の配分等で調整をしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　答弁漏れがありまして、申し訳ございませんでした。

予算書11ページの子育て世帯住宅促進奨励補助金620万円増額してございます。現時点で今年度23件申請がございます。町外からの申請者ですけれども、11件ございます。今現在でほぼ予算に達しておりますので、今後の見込みにつきまして補正をさせていただいたところでございます。これにつきましては、４件分を見込んでいるということになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　再質問１件なのですが、子育て世帯の定住促進奨励補助金の関係なのですが、町外からの転入者11件ということなのですが、これ今までのトータルで11件ということなのか、今年度のみで11件ということなのか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

今年度23件の申請がありまして、その中の11件という形になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。非常にうれしいといいますか、町外から転入されているということなのですが、聞くところによりますと新築というのみではなくて、中古住宅といいますか、空き家を活用してこの制度を使っていると、そういったような状況もあるみたいですが、実態どのようになっているのか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

これまで年間を通しまして、大体中古住宅というのは１件程度でございました。今年度につきましては、その辺りの件数が増えておりまして、特に今年度につきましては増加しております。今後もこういった形で中古住宅の活用というのが増えてくるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　４番、宮前です。１点だけお願いいたします。

22ページ、真ん中辺で４番の橋りょう維持費の中の節12委託料990万円ですが、橋りょう点検委託料（町内全域）と出ているのですけれども、私の記憶だと２回ぐらい前にも出ているのではないのかなという記憶しているのですけれども、地域ごとにやられているのか教えてください。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　４番、宮前議員のご質問にお答えいたします。

ページ数でいいますと22ページ、土木費の橋りょう維持費の中の橋りょう点検でございます。橋梁点検におきましては５年に１回国で定められている基準に基づきまして橋梁点検を行っております。大字ごとに分けて５年に１回行っております。令和３年度につきましては、15メーター以上が５年を迎えております。15メーター以上の橋梁を10橋予定していると、もう１か所で金沢地内の橋梁を19橋予定しております。合計で29橋ということになります。ちなみに、15メーター橋が町内全域にありますので、町内全域ということになってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　了解いたしましたけれども、皆野町には大きな橋梁というのはあまりないのですけれども、上部工も下部工も調査できるような人にやってもらえるということですね。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　これにつきましては業者委託を行っております。橋梁点検の資格を持っている業者に発注してございますので、今議員がおっしゃられました上部、下部、全般を検査するということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第５、議案第12号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第12号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第12号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,303万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億1,215万4,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通交付金2,479万5,000円は、療養給付費、療養費、高額療養費の増減見込みに対するものでございます。

その下、節２特別交付金33万円の減額は、特定健康診査等の負担金の確定によるものでございます。

下段、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金143万2,000円の減額は、それぞれ一般会計からの操出金額が決定したことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。４ページをお開きください。上から２段目、款２保険

給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費及び目３一般被保険者療養費、合わせて1,639万5,000円の増額は、今年度の給付実績に基づき計上いたしました。

その下、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費840万円の増額につきましても同様でございます。

５ページを御覧ください。上段、款６保険事業費、項１特定健診事業費137万6,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響から結果説明会を開催しなかったため、栄養士、保健師等の専門職による指導に係る報償金を減額するものでございます。

中段、款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金62万円の増額は、特別交付金のうち特定健診等負担金の返還金でございます。

最下段、款10予備費、項１予備費は、107万9,000円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午前　９時５８分

再開　午前１０時１５分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第６、議案第13号　令和２年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第13号　令和２年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第13号　令和２年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、内容のご説明を申し上げます。

１枚おめくりいただいて、１ページを御覧ください。歳入歳出の予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額から3,508万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億6,268万2,000円とするものでございます。

３枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開き願います。歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料70万5,000円の増額でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は297万4,000円の減、普通徴収保険料は367万9,000円の増額でございます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２地域支援事業交付金（介護予防事業）は、208万3,000円の減額でございます。

次に、款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金は、1,219万7,000円の減額でございます。

４ページをお開きください。款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防事業）は、103万2,000円の減額でございます。これら国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては年度内に数回サービス給付費の見込みによりまして調整が行われますが、今回の交付予定額が年度内においては最終的なものでございます。

中段、款８繰入金、項１一般会計繰入金は、繰入れ基準に基づき、目１から目４まで合わせて509万7,000円を減額するものでございます。

次に、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金1,500万円の減額は、基金からの繰入額を減じるものでございます。

５ページに移ります。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費113万1,000円の減額は、節12委託料の介護保険システム改修委託料176万円の追加が主な補正でございます。

次に、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等212万7,000円の減額は、コロナによる更新の延長が一つの要因と考えられます。

款２保険給付費は、それぞれのサービス給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。項１介護サービス等諸費、目１居宅介護サービス給付費1,111万7,000円の減額、目３地域密着介護サービス給付費2,124万2,000円の減額、目５施設介護サービス費1,705万9,000円の増額、６ページに移りまして、目９居宅介護サービス計画給付費は141万円の増額でございます。

次に、項２介護予防サービス等諸費、目３地域密着型介護予防サービス給付費427万6,000円の減額でご

ざいます。

最下段、項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費228万5,000円の増額でございます。

７ページを御覧ください。款３地域支援事業費、目１介護予防生活支援サービス事業費、目１介護予防生活支援サービス事業費767万7,000円の減額、目２介護予防ケアマネジメント事業費101万1,000円の減額は、実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。

項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費1,057万6,000円の減額は、緊急事態宣言の発令により事業を中止や縮小したことが要因でございます。

９ページをお開きください。款７予備費でございますが、これらを調整いたしまして、198万3,000円を増額するものでございます。

10ページからは給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第７、議案第14号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第14号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第14号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ１億3,168万1,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料及び目２普通徴収保険料、合わせて724万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。４ページをお開きください。中段、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金724万2,000円の減額は、保険料の減額によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◎承認第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第８、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和３年２月１日、令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　承認第１号　令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

議案の２枚目を御覧ください。専決処分書でございます。本補正予算は、地方自治法の規定に基づき、令和３年２月１日に専決処分したものでございます。

予算書の１ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,785万9,000円を追加し、総額を57億864万6,000円とするものでございます。

なお、本補正予算は新型コロナウイルスワクチン接種事業に対応するための経費を中心に計上したものでございます。

２ページから３ページまでが第１表、歳入歳出予算補正でございます。

４ページを御覧ください。第２表、繰越明許費となります。新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、6,088万6,000円を令和３年度に繰越明許とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。３ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。１段目、款16国庫支出金、項１国庫負担金、目２衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金4,369万8,000円の追加は、町民9,500人の２回分の接種費用等について国の負担金を受け入れるものでございます。

２段目、項２国庫補助金、目２衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,988万5,000円の追加は、ワクチン接種事業の執行に当たり、必要な準備のための経費等について国の補助金を受け入れるものでございます。

その下、目５教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金107万5,000円の増額は、学校施設における新型コロナウイルス対応のための補助を受け入れるものでございます。

最下段、款20繰入金、項１基金繰入金、目４財政調整基金繰入金320万1,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

４ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。上段、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費6,358万5,000円の追加は、全て新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費でございます。主なものは、節12委託料のコールセンター業務委託料1,199万4,000円や新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料4,270万円でございます。

２段目、款７商工費、項１商工費、目２商工振興費は、新型コロナウイルス対策として打ち出しておりますみなの応援パッケージの事業費の組替えでございます。プレミアム付商品券の発行状況を踏まえ、事業費を1,000万円減額し、利用が好調なキャッシュレス決済促進事業負担金に500万円、対象を拡大した中小企業応援給付費に500万円をそれぞれ増額するよう振り替えております。

５ページに移ります。上段、款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節17備品購入費108万5,000円の増額は、歳入でご説明いたしました学校保健特別対策事業費補助金を受け、小学校の備品を購入するものでございます。

２段目、項３中学校費、目１学校管理費109万9,000円の増額につきましても同様に、学校保健特別対策事業費補助金を受けたものでございます。

以上、令和２年度皆野町一般会計補正予算（第８号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより承認第１号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○議長（若林光雄議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第１号以下を順次日程に追加して、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時３９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎同意第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　追加日程第１、同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、齋藤武義氏の任期が令和３年９月30日をもって満了となります。つきましては、齋藤武義氏を引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認め、続いて討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより同意第１号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号は同意することに決定いたしました。

◇

◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（若林光雄議員）　追加日程第２、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第１号の議案です。

◇

◎発議第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　追加日程第３、発議第１号　皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、大澤径子議員。

〔10番　大澤径子議員登壇〕

○10番（大澤径子議員）　総務教育厚生常任委員長、大澤径子でございます。発議第１号　皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案内容の説明を申し上げます。

本改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、出産、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるため、会議規則の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

改正内容ですが、議案の後ろに添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表

の１ページ目を御覧ください。主な改正内容としては、第２条の議会の欠席事由を「事故」とだけ示されていたものを出産、育児、介護等、内容を明記することにより年齢、性別を問わず議員として活動しやすい環境を整備するものです。

議員皆様のご賛同をいただきまして、発議第１号を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　１点だけ、大変いい案が出てきたので、確認しておきたいのですが、第２条の１項のほうは議員はという中に、先ほど説明の中で男女を問わずということがうたわれましたので、確認できているのかなと思ったのですが、２項のほうも「前項の規定にかかわらず、議員が」ということになっていますが、この「議員が」の中には議員本人が出産する場合はもちろんですけれども、そうでない場合も含めてというふうに考えたのですが、それはそういうことでよろしいわけですよね。

○10番（大澤径子議員）　第２条のほうに配偶者による出産補助等ということも明記されておりますので、それも含めてのということでございます。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより発議第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第４、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第５、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第６、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出書のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第７、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出書のとおり決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（若林光雄議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（若林光雄議員）　これで本日の会議を閉じます。

令和３年第１回皆野町議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前１０時５０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年　　月　　日

議　　長　　若　　林　　光　　雄

署名議員　　林　　太　　平

署名議員　　小　　杉　　修　　一